

※ 今回修正箇所は、赤字で表記

第 2 次丹波市総合計画（後期基本計画）
（案）

令和〇年〇月
丹 波 市

パブリックコメント後に、市長の巻頭言を挿入する。

目 次

はじめに	5
第1章 総合計画とは	6
1 総合計画の目的	6
2 総合計画の位置づけ	7
3 総合計画の構成	8
(1) 基本構想	8
(2) 基本計画	8
(3) 実施計画	8
4 総合計画の期間	8
第2章 前期基本計画の検証と市民意識	9
1 前期基本計画のまちづくり指標の達成状況	9
2 市民アンケート調査結果	10
(1) 調査の概要	10
(2) 回収状況	10
(3) 調査結果の概要	10
第3章 人口動向と社会情勢の変化	15
1 人口の推移	15
(1) 総人口の推移と将来推計	15
(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計	16
(3) 男女別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）	17
(4) 出生・死亡、転入・転出の推移	17
(5) 自然増減と社会増減の推移	19
(6) 年齢ごとの純移動数の推移	20
(7) 性別ごと・年齢ごとの純移動数の推移	21
(8) 通勤・通学の状況	22
2 持続可能性の維持に向けて	23
3 まちづくりビジョンによる都市構造の変革	24
(1) まちづくりの方針	24
(2) まちづくりの基本的な方向性	25
(3) まちづくりと行政機能	25
(4) まちづくりビジョンの実現	26
4 住民自治のあり方と役割	28
5 丹（まごころ）の里創生総合戦略による地域活性化	29
(1) 人口の将来展望	29
(2) 創生総合戦略の基本的な視点 — 活躍人口の増加 —	29
後期基本計画の施策体系	31
まちづくりの目標と各施策目標	33
まちづくりの目標1	34
施策目標1－1	34
施策目標1－2	36

施策目標 1－3	38
施策目標 1－4	40
施策目標 1－5	42
施策目標 1－6	44
施策目標 1－7	48
まちづくりの目標 2	50
施策目標 2－1	50
施策目標 2－2	52
施策目標 2－3	54
施策目標 2－4	58
施策目標 2－5	60
施策目標 2－6	62
施策目標 2－7	64
まちづくりの目標 3	66
施策目標 3－1	66
施策目標 3－2	68
施策目標 3－3	70
まちづくりの目標 4	72
施策目標 4－1	72
施策目標 4－2	74
施策目標 4－3	76
まちづくりの目標 5	78
施策目標 5－1	78
施策目標 5－2	82
施策目標 5－3	86
施策目標 5－4	90
施策目標 5－5	92
まちづくりの目標 6	94
施策目標 6－1	94
施策目標 6－2	98
施策目標 6－3	102
施策目標 6－4	104
施策目標 6－5	106
まちづくりの進め方 1	110
施策目標 7	110
まちづくりの進め方 2	112
施策目標 8	112
参考資料	115
1 諮問書	116
2 答申書	116
3 丹波市総合計画審議会条例	117
4 丹波市総合計画審議会委員名簿	119

はじめに

第1章 総合計画とは

1 総合計画の目的

丹波市では、平成27年3月に第2次丹波市総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定し、「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～」を本市の将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その間、日本は、人口減少社会に入りました。人口減少が引き起こす問題をそのままにしておくと、経済の成長や地域の活力を損なう恐れがあります。本市でも、コミュニティの衰退、労働力の減少、経済活動の縮小や財政の危機など、様々な問題を引き起こし、まちの存続をも脅かす深刻な課題となっています。

一方、地域とグローバルな課題がつながっていることが身近に実感できる例が増えています。地球規模の気候変動は、近年たびたび起こる甚大な自然災害に影響していると考えられますし、市民が排出するごみが適切に管理されていないと環境汚染として世界に拡散する恐れがあります。

課題が大きければ大きいほど、新たな時代の潮流を求める動きが活発となります。現在、官民間問わず世界的なムーブメントとして受け入れられているのが、国連が提唱した持続可能な開発目標（SDGs）です。SDGsは、発展途上国と先進国がともに普遍的に取り組むべき17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない、言い換えれば、地球上の誰もが取り組めるムーブメントと理解されています。

そのような国内外の社会情勢のうねりにあって、持続可能な丹波市であり続けるためには、本市に関わるすべての人がお互いに対話を重ねて、本市のあるべき姿を共有し、それに向かって協働でまちづくりに取り組むことこそが大切です。

まちづくりの基本は、丹波市自治基本条例の前文に示されているとおり、

- ・ 地方分権や地域主権の理念が具体化された市民主体のまち
- ・ 市民一人ひとりの人権が尊重され多様性を認めて助け合うまち
- ・ 市民の信託に市議会や行政がしっかりと応えるまち

にあります。

この3つの考え方の底流にある市民との対話と協働を基調として、本市のめざすべき将来の姿とそのために行う施策をまとめ、今後5年間のまちづくりの指針となる第2次丹波市総合計画（後期基本計画）を策定するものです。

2 総合計画の位置づけ

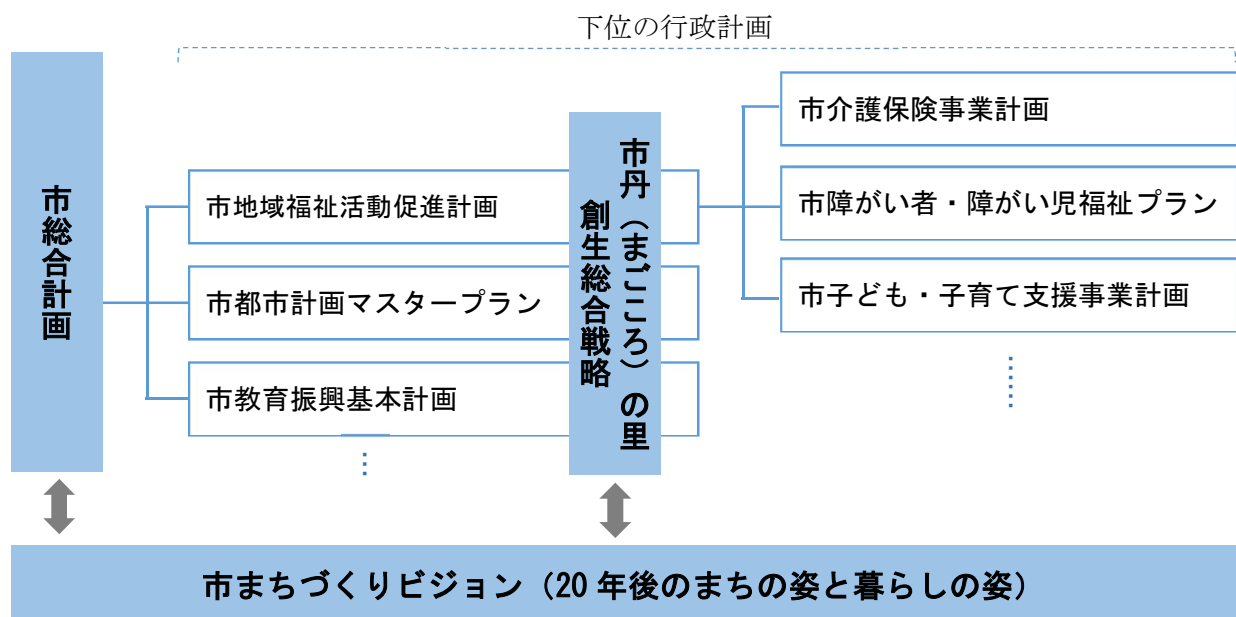
総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、長期的な視野に立って策定するものです。本市では、各分野別の施策をまとめた最上位計画として、総合計画を策定します。

そして、市民と将来像・目標を共有し、協働でまちづくりを進めるための指針とするため、総合計画の施策ごとに、市民・事業者、住民自治主体、行政の役割分担を示します。総合計画の各施策は、それぞれの分野において策定された下位の行政計画と一体となって推進します。

また、総合計画と関わりが深いものとして、丹波市まちづくりビジョンや、活力ある地域社会の維持向上をめざす丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略があります。丹波市まちづくりビジョンは、本市の新しい都市構造のあり方を「未来の丹波市の姿」として描いたもので、丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略は、各施策にまたがる人口減少対策を横断的にとりまとめたものです。

これらの計画等に基づいて一つひとつの取組を積み重ねることで、人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～をつくっていきます。

図 総合計画と関連計画等



丹波市自治基本条例の第28条には、

- ・総合的かつ計画的な市政運営を図るために、長期的視点に立つ総合計画を策定すること。
- ・総合計画は、市の政策の最上位計画であり、各分野別の計画は総合計画との整合をはかること。
- ・市長はこれに基づいた施策を遂行するとともに、適切な進行管理を行うこと。
- ・総合計画の基本構想の策定にあたっては、市議会の議決を経ること。
- ・総合計画の策定及び進行管理にあたっては、広く市民の参画を得ること。

が示されています。

3 総合計画の構成

総合計画は、本市の将来像である基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画及び実施計画により構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がめざすべきまちの姿について、10年間の長期的な視野に立って定めたものです。現在の基本構想は、平成27年3月に策定した第2次丹波市総合計画（基本構想及び前期基本計画）に定められています。

(2) 基本計画

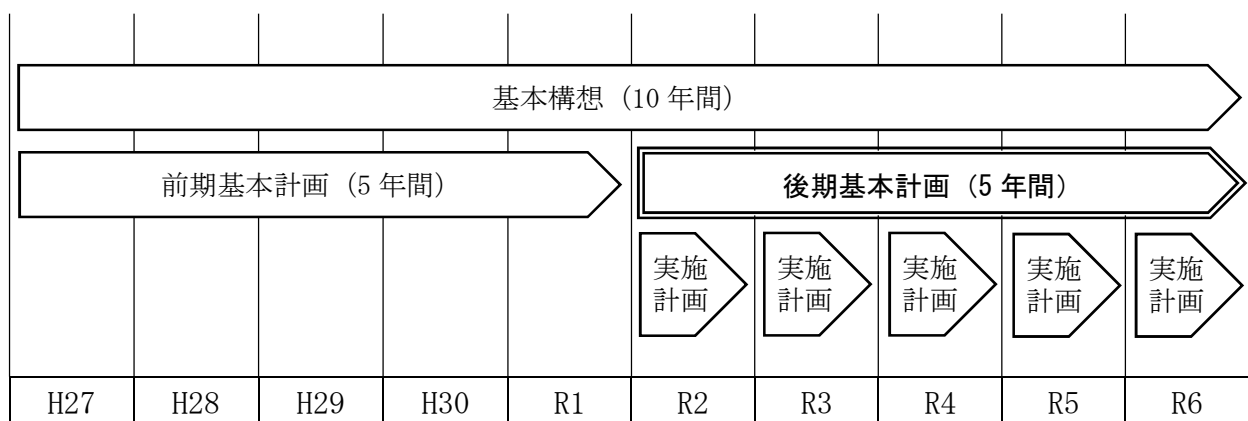
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって取り組むべき施策の方針と取組内容について、市民・事業者、住民自治主体、行政が担う役割に沿って明らかにするものです。また、実現に向けた取組をわかりやすくするため、指標を設定します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を着実に実施するため、年度ごとに施策の具体的な取組内容をまとめたものです。施策を効果的に実施するためには、PDCAサイクルによる取組内容の改善が不可欠であることから、行政評価（施策評価及び事務事業評価）のなかで実施し、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行います。

4 総合計画の期間

後期基本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



第2章 前期基本計画の検証と市民意識

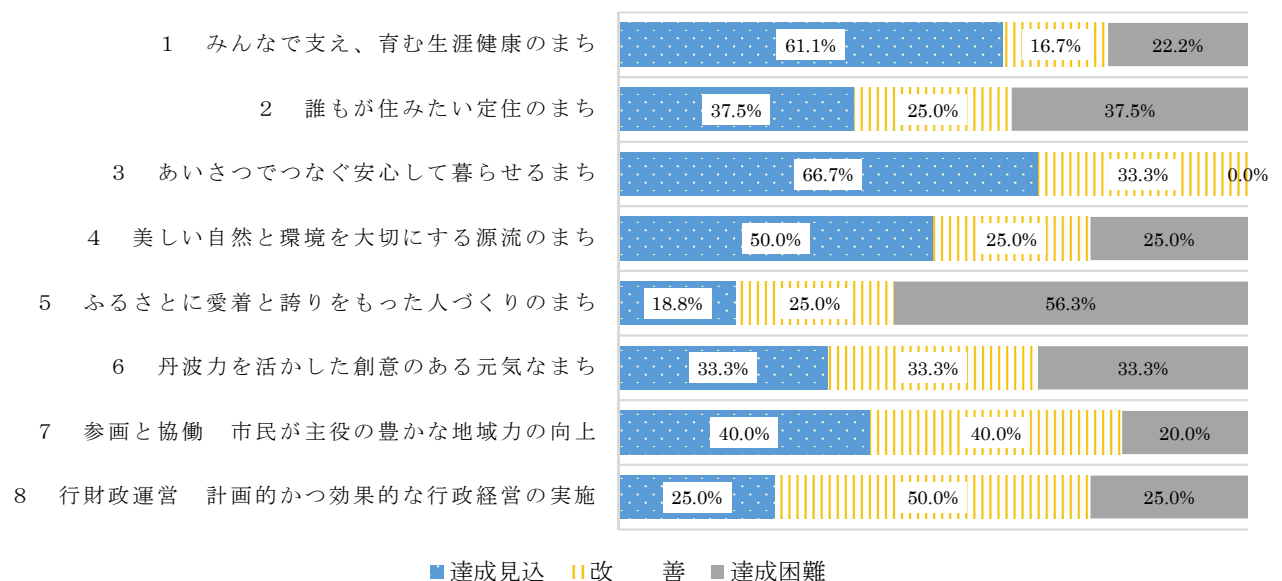
1 前期基本計画のまちづくり指標の達成状況

前期基本計画は、8のまちづくりの目標・進め方と、36の施策目標で構成されています。そして、36の施策目標には、その取組状況や成果を明らかにするため、75の指標が設定されています。

後期基本計画を策定するにあたり、前期基本計画の取組状況や成果を検証するため、施策目標ごとに設定された指標の達成度を下表・グラフ「前期基本計画の指標の達成度」のとおりまとめました。

表・グラフ 前期基本計画の指標の達成度

まちづくり目標		総指標数		
		達成 見込	改善	達成 困難
1 みんなで支え、育む生涯健康のまち	18	11	3	4
2 誰もが住みたい定住のまち	16	6	4	6
3 あいさつでつながり安心して暮らせるまち	6	4	2	0
4 美しい自然と環境を大切にする源流のまち	4	2	1	1
5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち	16	3	4	9
6 丹波力を活かした創意のある元気なまち	6	2	2	2
7 参画と協働 市民が主役の豊かな地域力の向上	5	2	2	1
8 行財政運営 計画的かつ効果的な行政経営の実施	4	1	2	1
合計	75	31	20	24



最も達成している施策は、「3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち」の66.7%（6指標中4指標を達成）で、改善を合わせると、100%となります。次いで、達成が高いのが「1 みんなで支え、育む生涯健康のまち」の61.1%（18指標中11指標が達成）となりました。

一方、最も達成できていない施策は、「5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」で18.8%（16指標中3指標を達成）となりました。

達成できた指標は、後期基本計画において、残された課題や新たな取組内容が分かりやすいよう新たな指標を設定したり目標値を改善したりします。

2 市民アンケート調査結果

後期基本計画の策定を進めるにあたり、市民の市政に対する評価やこれからのまちづくりに対する意識やニーズを把握し、本市が進むべき方向を検討するための基礎資料とすることを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ア 調査対象者 市内に在住している16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人を対象とした。
- イ 調査期間 平成30年12月6日～平成30年12月20日
- ウ 調査方法 調査票による本人記入方式による郵送配布・郵送回収

(2) 回収状況

配布数 (A)	回収数	無効数	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
3,000	1,564	1	1,563	52.1%

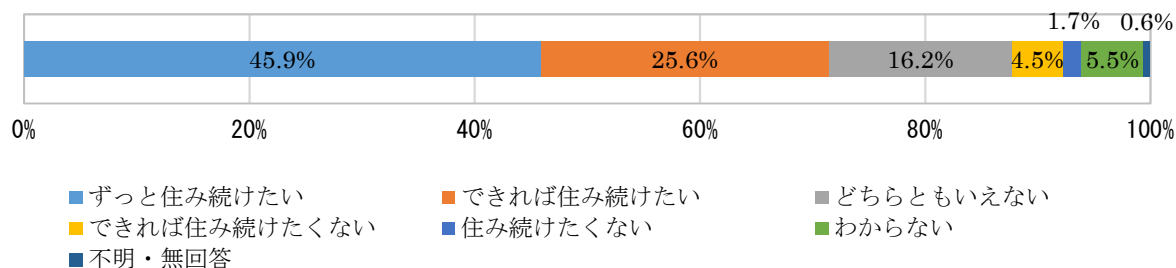
(3) 調査結果の概要

○ 今後の定住意向について

— 一定住意向のある人は7割以上、定住意向のない人は1割未満 —

本市に定住意向のある人の割合（「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計）は71.5%と、前回調査の75.0%より3.5ポイント減少しているものの、住み続けたい意向のある人は、7割以上を占めています。

一方、定住意向のない人の割合（「できれば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計）は6.2%と、前回調査と増減がなく、1割に満たない状況となっています。



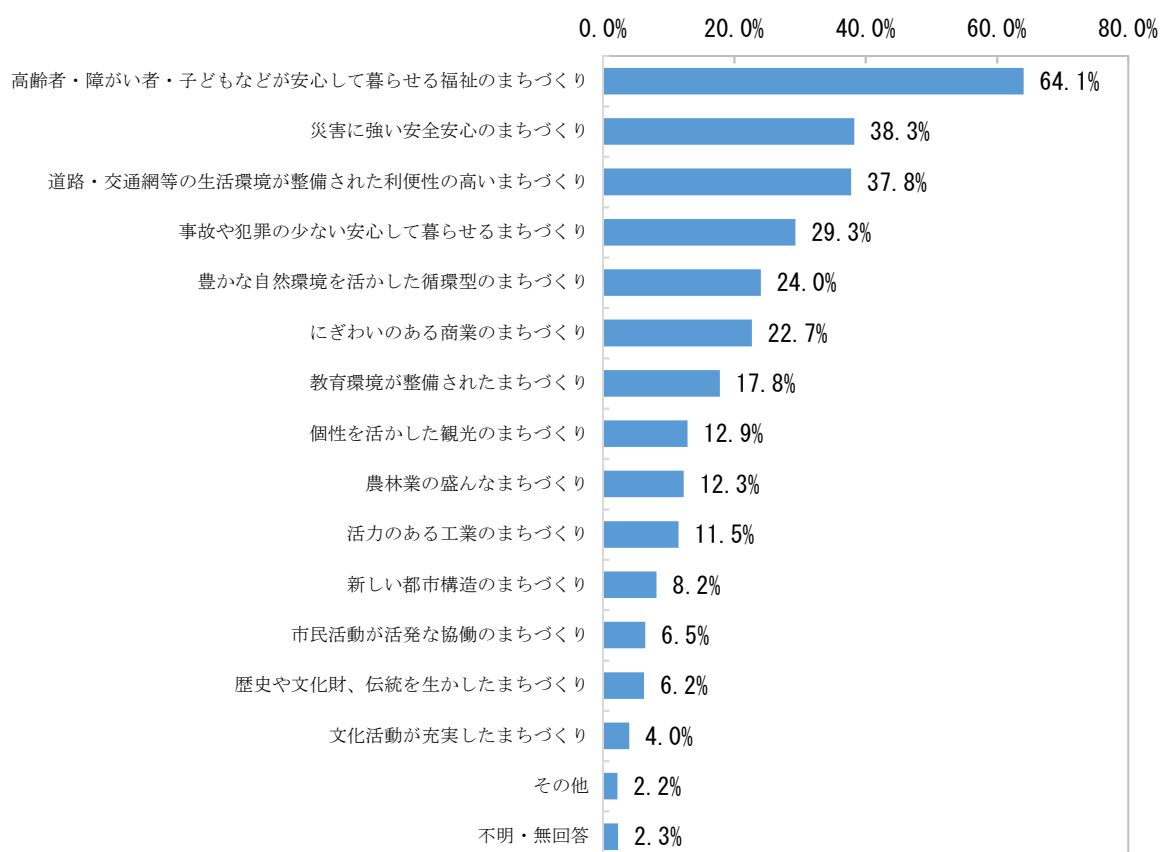
○ 人口を定着させ、活気あるまちづくりに向けた優先施策について

—「高齢者・障がい者・子どもなどが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に強いニーズ—

本市に人口が定着し、活気のあるまちづくりを進めるために優先すべき施策は、「高齢者・障がい者・子どもなどが安心して暮らせる福祉のまちづくり」が64.1%となり、前回調査と比べて3.5ポイント上昇しています。

続いて、「災害に強い安全安心のまちづくり」は38.3%となり、前回調査と比べて15.5ポイントと大きく上昇しています。「道路・交通網等の生活環境が整備された利便性の高いまちづくり」は37.8%となり、こちらも前回調査と比べて8.1ポイント上昇しています。

また、今回調査で追加した項目「新しい都市構造のまちづくり」は、8.2%となっています。



○ 本市の取組に対する満足度と重要施策について

—ごみ処理の環境衛生面や、医療、消防・救急に一定の評価—

今回の調査では、前期基本計画に位置づけた 36 の施策に対し、満足度・不満足度を問いました。

満足度が 10% 台にとどまった分野は、「低炭素社会」「男女共同参画」「農林業」「観光」「協働」「市民活動」「行政運営」「財政運営」となっています。不満足度が 15% を超えた分野は、「公共交通」「道路・河川」「財政運営」となっています。

前回の調査と今回の調査を比較し 10 ポイント以上の満足度を上げたのは、「医療」「土地利用」「住宅」「ごみ処理」「防災」となっており、このうち「医療」は、不満足度も大きく下げていて施策が充実した評価となっています。

「地域福祉」「高齢者福祉」「障がい福祉」「介護保険」「公共交通」「住宅」「環境保全」「市民活動」は満足度・不満足度とも上がっていますが、このうち「公共交通」を除いて不満足度が 10% 前後にとどまっています。「公共交通」の不満足度は 21.4% と、前回調査と大きく変わらないものの依然として高いままとなっています。

「生活排水」「観光」はともに満足度を下げていますが、「生活排水」は依然として高い満足度と低い不満足度を維持しています。一方「観光」は、不満足度が若干下がったものの、満足度も-3.8% とさらに低調となっています。

表 平成 25 年度調査と平成 30 年度調査の満足度・不満足度比較

分野	平成 25 年度調査		平成 30 年度調査		両調査の差	
	満足度	不満足度	満足度	不満足度	満足度	不満足度
保健	29.8	10.2	31.2	7.0	1.4	-3.2
医療	28.8	21.4	39.3	9.6	10.5	-11.8
地域福祉	20.0	9.3	24.4	11.6	4.4	2.3
高齢者福祉	28.7	9.2	33.8	9.5	5.1	0.3
障がい福祉	20.7	6.7	24.6	9.8	3.9	3.1
子育て支援	19.9	11.3	29.6	8.5	9.7	-2.8
介護保険	22.1	9.0	29.0	9.8	6.9	0.8
国保・後期高齢・国年	21.6	13.8	28.0	11.7	6.4	-2.1
土地利用	10.2	15.1	22.6	12.9	12.4	-2.2
公共交通	24.0	21.1	28.0	21.4	4.0	0.3
道路・河川	-	-	26.8	18.0	-	-
住宅	12.1	9.2	23.2	11.3	11.1	2.1
上水道	24.8	17.0	32.6	12.1	7.8	-4.9
生活排水	38.5	7.1	35.4	8.0	-3.1	0.9
ごみ処理	30.5	14.5	43.9	9.2	13.4	-5.3

景観	－	－	27.7	7.8	－	－
防災	21.6	10.0	35.1	9.4	13.5	－0.6
消防・救急	－	－	38.5	6.0	－	－
交通安全・防犯	22.6	8.6	28.8	6.9	6.2	－1.7
環境保全	25.1	9.9	33.9	10.2	8.8	0.3
低炭素社会	－	－	16.6	9.7	－	－
学校教育	－	－	23.1	7.4	－	－
教育環境	－	－	26.3	6.1	－	－
教育委員会機能	－	－	20.8	7.9	－	－
幼児教育・保育	－	－	33.1	8.0	－	－
生涯学習	21.5	7.9	23.5	5.5	2.0	－2.4
人権教育・人権啓発	16.3	7.2	21.6	6.7	5.3	－0.5
男女共同参画	10.5	8.7	16.4	8.7	5.9	0.0
芸術・文化	21.8	8.0	25.7	6.1	3.9	－1.9
商工業	22.3	14.7	22.8	14.0	0.5	－0.7
農林業	13.8	12.4	19.2	12.2	5.4	－0.2
観光	23.0	12.6	19.2	12.2	－3.8	－0.4
協働	－	－	14.8	6.6	－	－
市民活動	11.9	5.8	15.2	11.3	3.3	5.5
行政運営	－	－	15.2	11.3	－	－
財政運営	11.6	17.9	12.6	16.4	1	－1.5

—定住意向に寄与している施策は、「ごみ処理」「医療」「上下水道」が、上位3位—

定住意向を尋ねた設問において、「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」と答えた定住意向の人の満足度が高い施策をみると、「ごみ処理」が28.7%で最も高く、次いで「医療」25.4%、「上下水道」が23.2%、「消防・救急」が22.9%、「生活排水」が20.5%となっており、以下「保健」「防災」「高齢者福祉」「環境保全」「子育て支援」の順となっています。

表 定住意向に寄与している施策上位10位

	施策項目	割合
1	ごみ処理	28.7%
2	医療	25.4%
3	上下水道	23.2%
4	消防・救急	22.9%

5	生活排水	20.5%
6	保健	19.4%
7	防災	18.6%
8	高齢者福祉	18.4%
9	環境保全	18.3%
10	子育て支援	17.3%

第3章 人口動向と社会情勢の変化

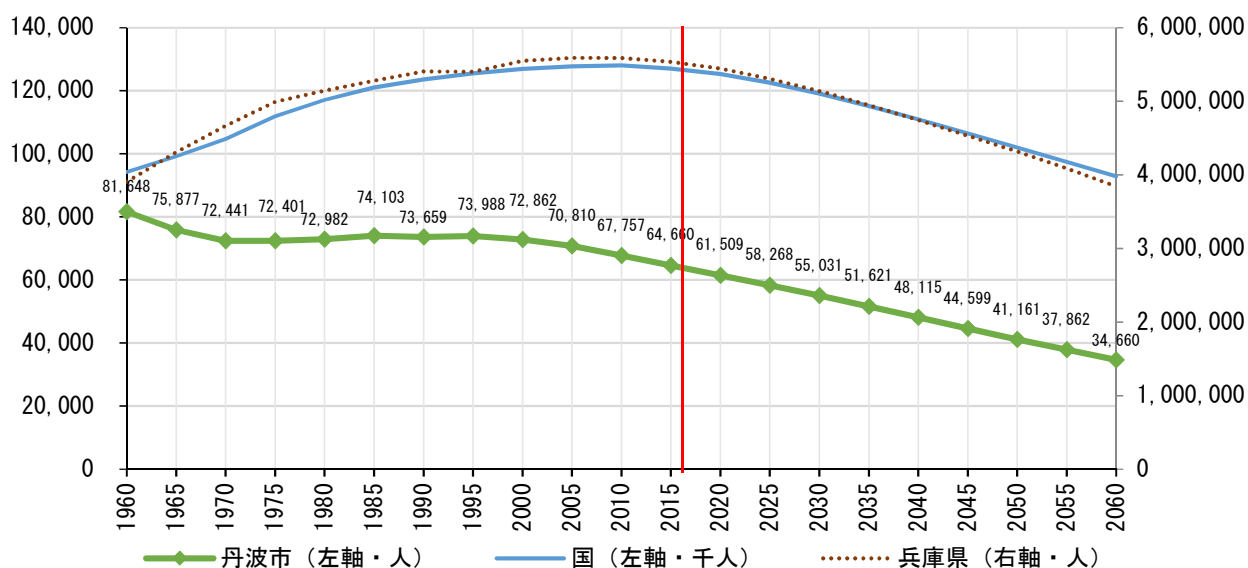
1 人口の推移

(1) 総人口の推移と将来推計

- ・1960年代から1970年代の高度経済成長期には都市部への人口流出があり、総人口は減少しました。
- ・1970年から1995年にかけてはほぼ横ばいで推移し、1995年をピークに2015年にかけて総人口は減少を続けており、今後も人口は減少し続ける予測となります。
- ・2045年には44,599人になり、2015年より31.0%の減少、2060年には34,660人となり2015年より46.3%減少すると推計されます。

グラフ 総人口の推移と将来推計

丹波市・兵庫県：人/国：千人

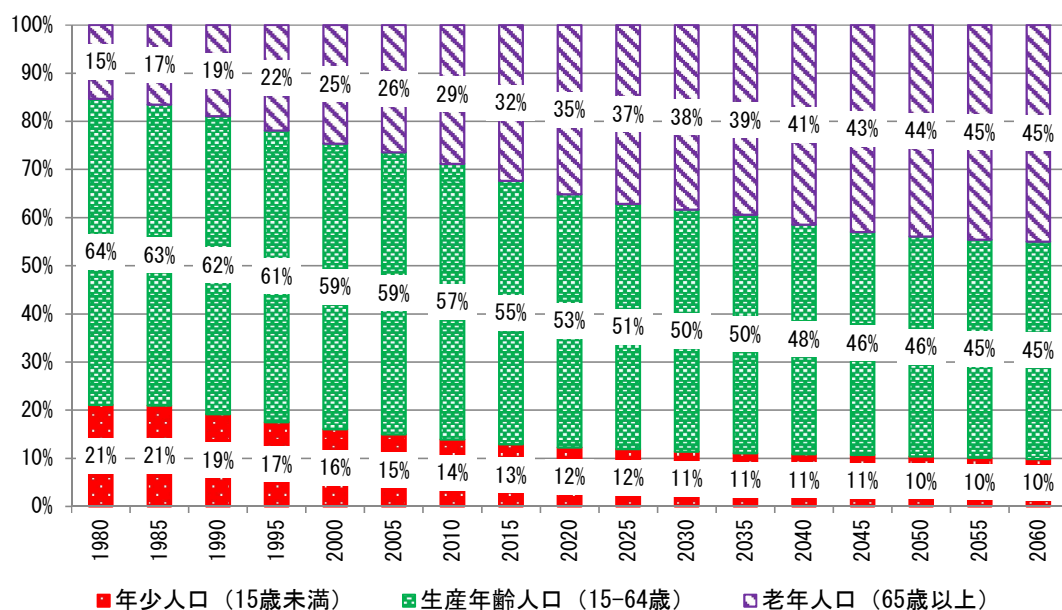
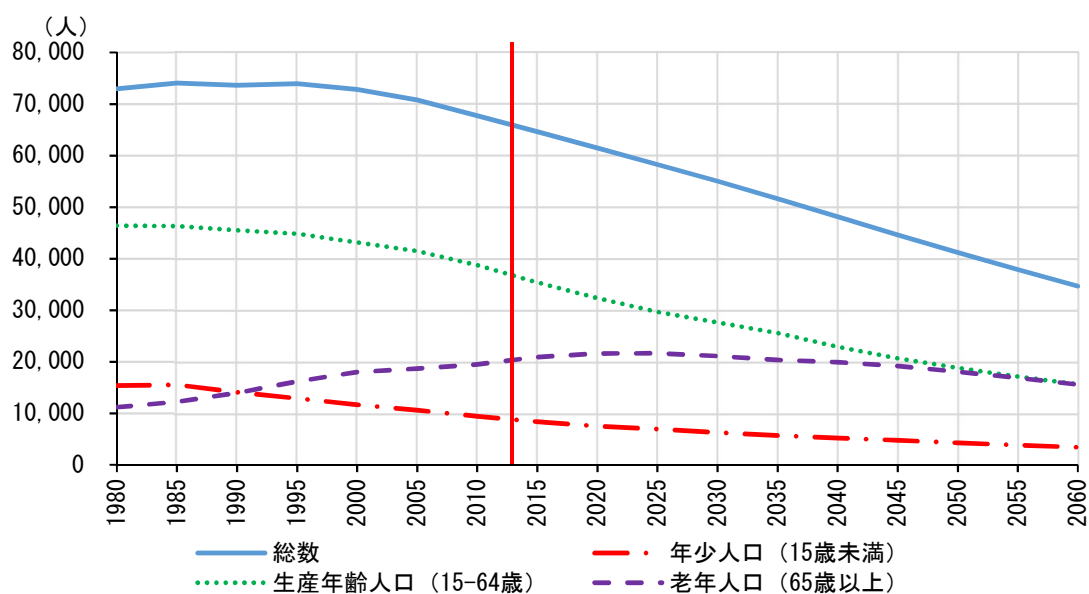


【出典】2015年までは国勢調査、2020年以降は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」を利用

(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

- ・老年人口は、1980年から2015年にかけて増加していますが、2025年をピークに減少すると推計されます。ただ、全体に占める老年人口の割合は、2025年以降も拡大します。
- ・生産年齢人口は、1980年から1995年にかけて緩やかに減少していましたが、2010年より減少の割合はさらに大きくなり、今後も減少が続きます。
- ・年少人口は、1985年から一貫して減少を続けており、今後も減少が続きます。

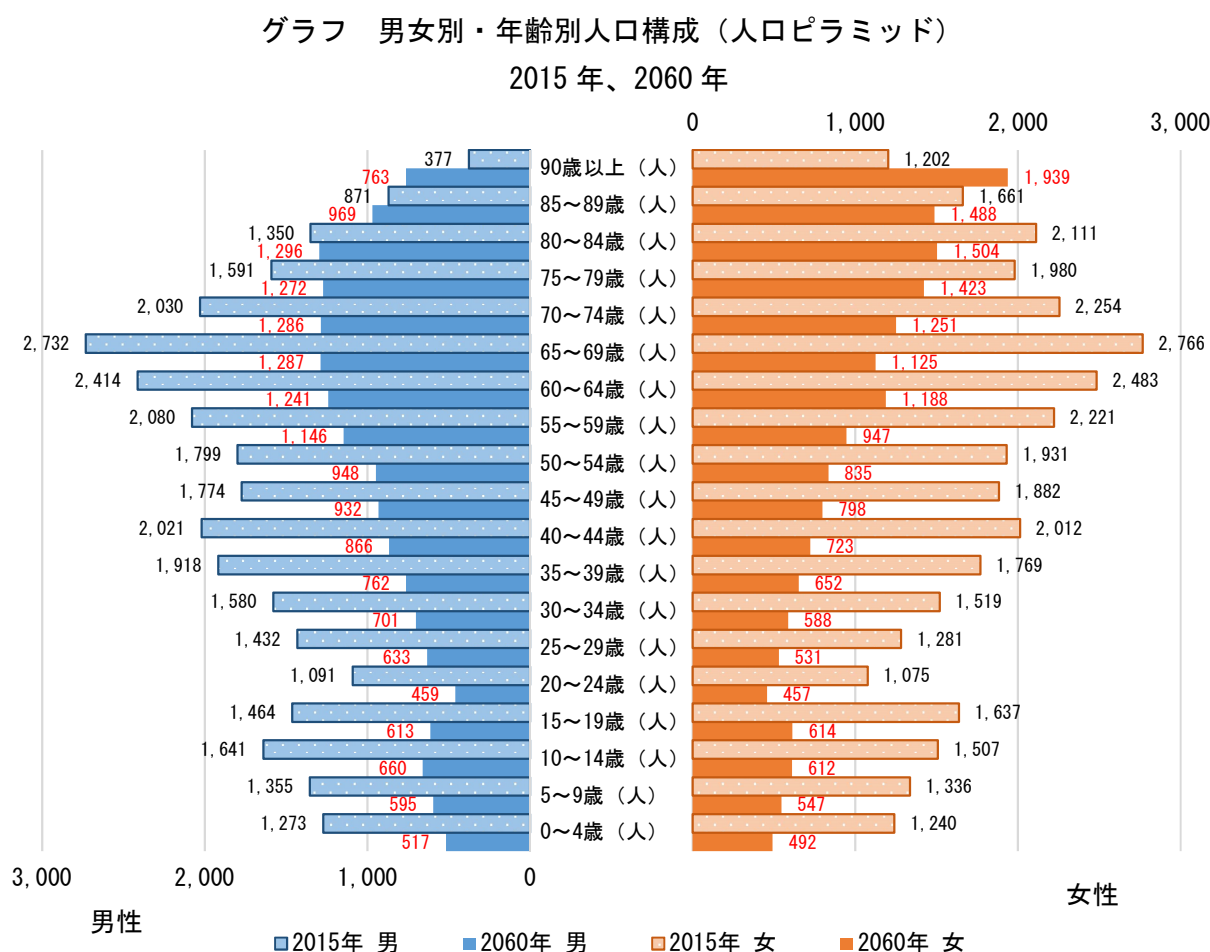
グラフ 年齢3区分別人口の推移と将来推計



【出典】2015年までは国勢調査、2020年以降は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」を利用

(3) 男女別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）

- ・2015 年の人口ピラミッドを見ると男女ともに 65～69 歳前後の団塊の世代にボリュームが集まっています。また、40～44 歳前後の団塊ジュニア世代と、10～14 歳前後にも一定のボリュームが見られます。しかし、男女ともに 20～24 歳の人口ボリュームは小さくなっています。
- ・2060 年の人口ピラミッドを見ると、総人口の減少が見られ、60 歳以上が多くなっています。また、90 歳以上の女性の割合が多くなっています。



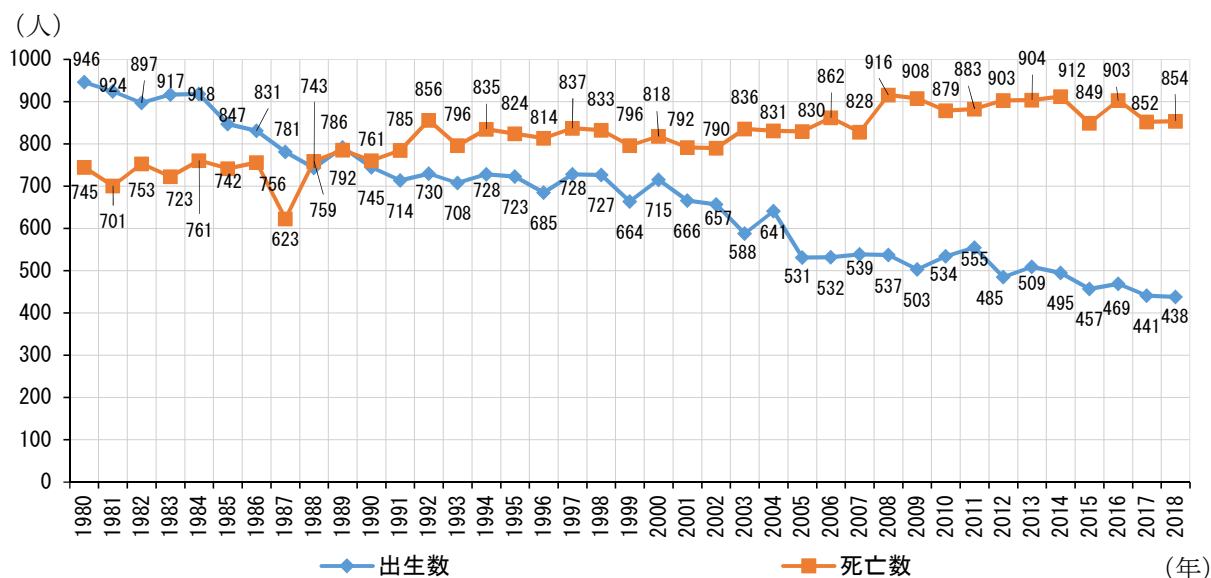
【出典】2015 年は国勢調査、2060 年は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」を利用

(4) 出生・死亡、転入・転出の推移

- ・出生数は、1980 年より緩やかに減少を続け、1980 年と 2018 年を比較すると、46%にまで減少しました。
- ・死亡数は、1980 年より緩やかに上昇を続けていましたが、近年は横ばい傾向が続いています。

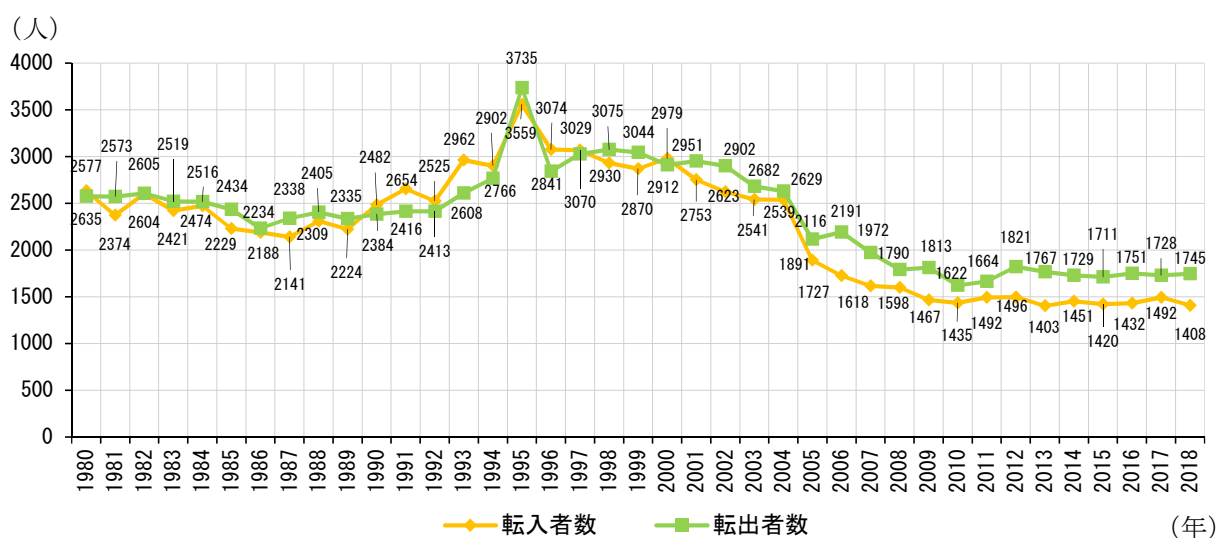
- ・転入者数は、1980年から1987年までは減少傾向でしたが、その後増加傾向に転じ、1995年に阪神淡路大震災の影響から一度大きく増加した後、減少を続けていたましたが、2009年以降は横ばい傾向が続いています。
- ・転出者数も転入者数と同傾向ですが、1980年から1992年頃までは2,500人前後で推移し、1995年に阪神淡路大震災の影響から大幅に上昇しました。そののち、減少傾向にありましたが、近年は1,700人前後で推移しています。

グラフ 出生数・死亡数の推移



【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

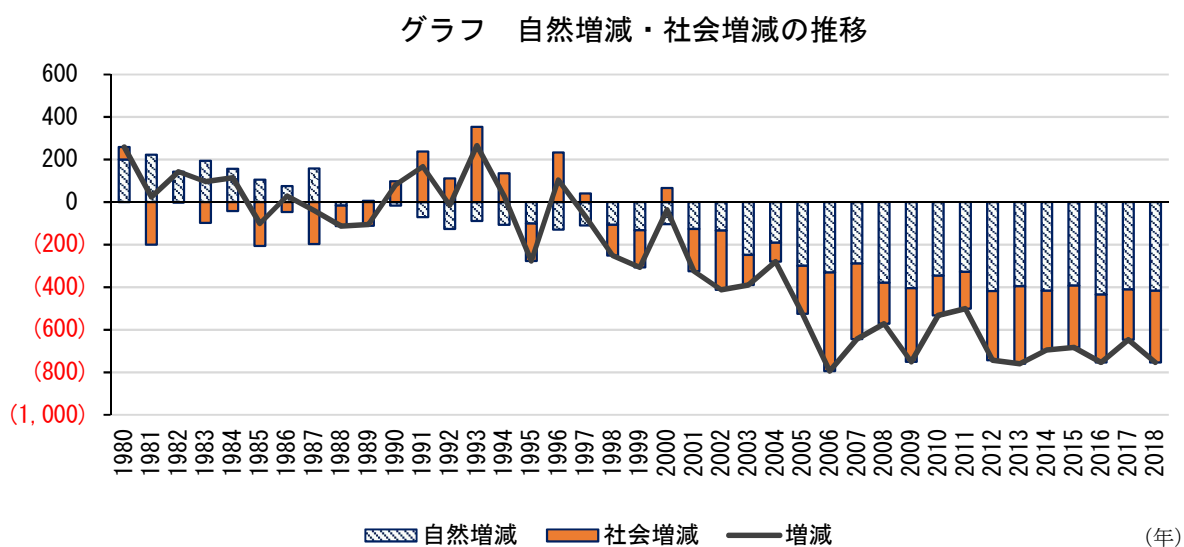
グラフ 転入者数・転出者数の推移



【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

(5) 自然増減と社会増減の推移

- ・自然増減では、1980年から1987年までは約150から200人程度の増加がみられましたが、その後は減少し続けています。2008年からは、400人前後の減少傾向が続いています。
- ・社会増減では、1980年から1982年までは増減を繰り返しましたが、1983年から1989年までは減少が続き、その後1990年から1994年までは増加が続きしました。1995年から2000年までは増減を繰り返していましたが、2001年より減少が続いており、近年では減少数は300人前後となっています。

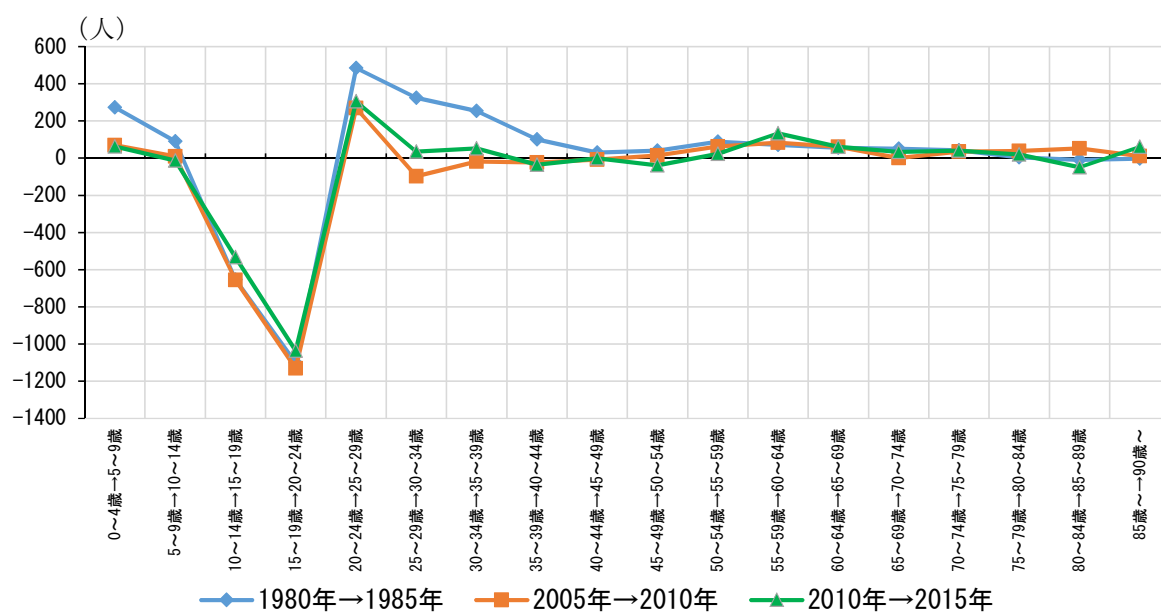


【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

(6) 年齢ごとの純移動数の推移

- ・1980年→1985年と2005年→2010年を比較すると、10歳～14歳から20歳～24歳までの純移動数の大きな減少は変わらないものの、その後20歳～24歳から40歳～44歳の移動数が減少していることから、大学進学や就職等をきっかけに転出した人が戻ってきていないことがうかがえました。
- ・2005年→2010年と2010年→2015年を比較すると、傾向は同じであるものの、20歳～24歳から35歳～39歳純移動数が増加傾向にあります。

グラフ 5歳ごとの年齢別純移動数の推移

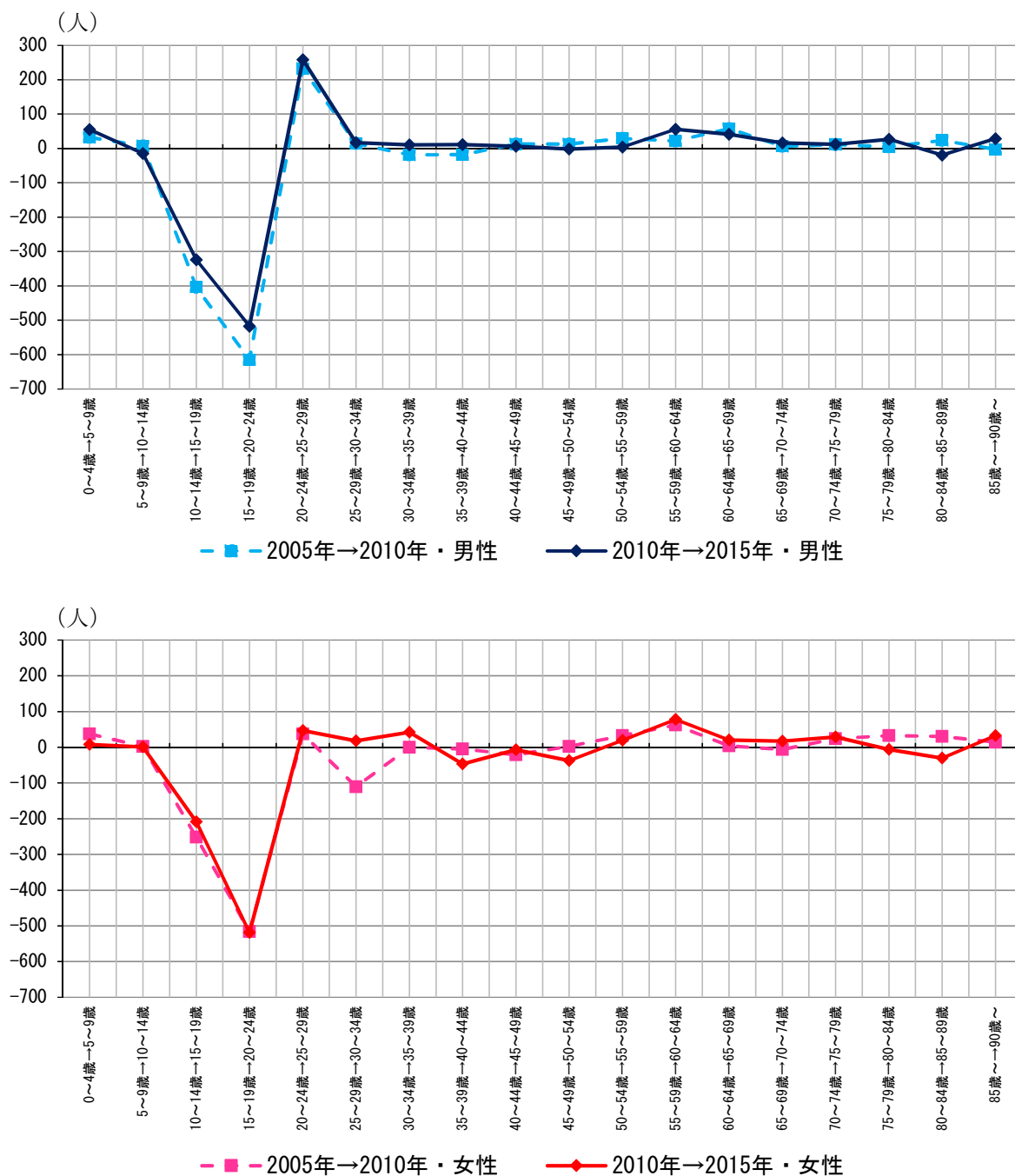


【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

(7) 性別ごと・年齢ごとの純移動数の推移

- ・男女ともに、15歳～19歳→20歳～24歳の減少が大きくなっています。
- ・男性は、20歳～24歳→25歳～29歳で増加がみられますが、女性は若干増加しているのみです。
- ・女性は、2005年→2010年と2010年→2015年を比較すると、25歳～29歳→30歳～34歳で減少から増加に転じています。

グラフ 5歳ごとの年齢別・性別純移動数の推移（男性・女性）

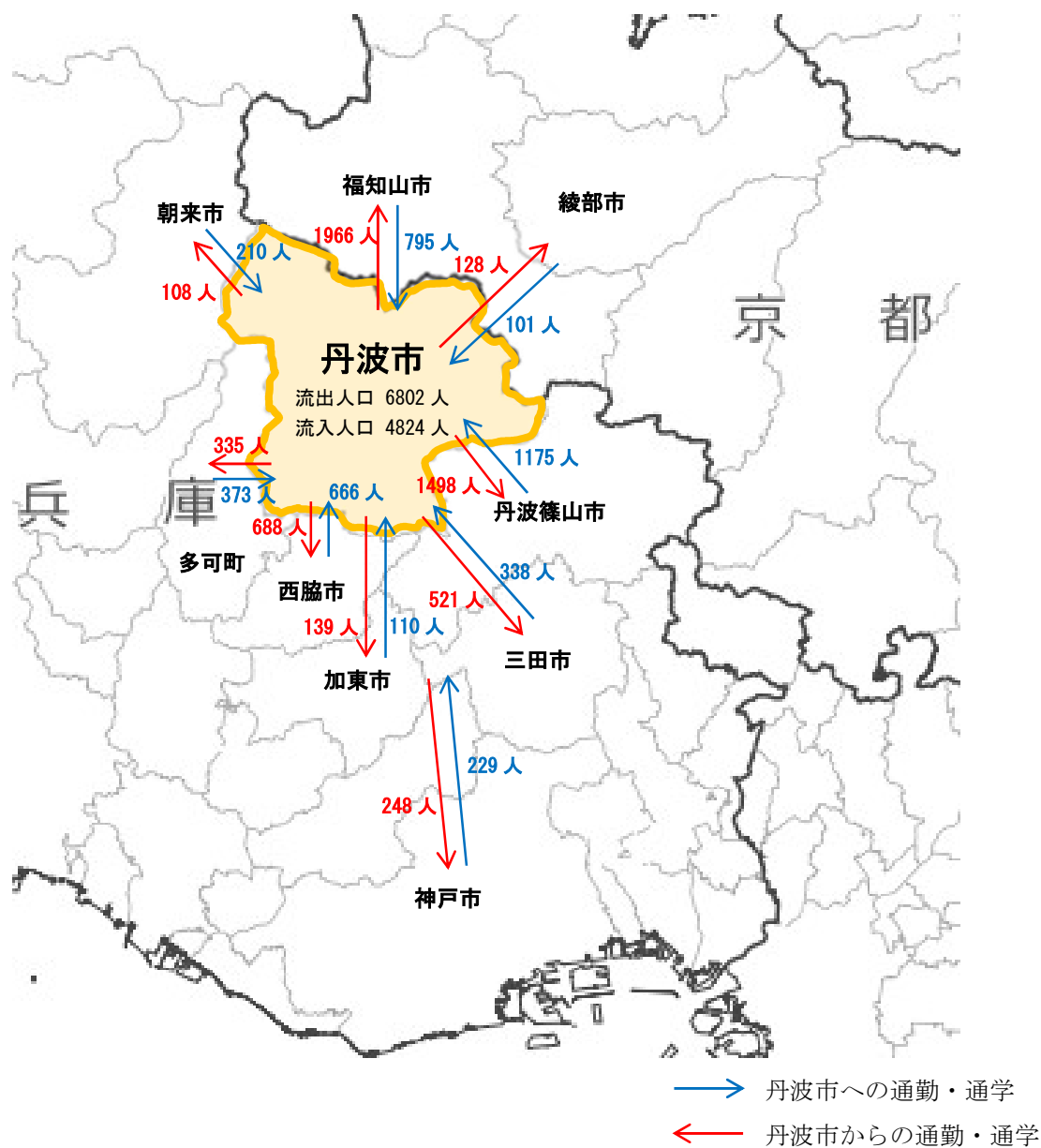


【出典】住民基本台帳をもとにした「兵庫県の人口の動き」より

(8) 通勤・通学の状況

- ・隣接自治体のなかでも、京都府福知山市への通勤・通学が1,966人と最も多く、次いで丹波篠山市への通勤・通学が1,498人となっています。

図 通勤・通学の状況



【出典】2015 国勢調査及び地域経済分析システム RESAS より

2 持続可能性の維持に向けて

本年度、氷上郡6町が合併し丹波市が誕生してから、15年の節目を迎えました。その間、旧6町を1つのまちとして、心の合併に取り組み、まちづくりを進めてきました。

本市が誕生したころから、急速に進んだのが人口減少です。国全体や兵庫県ではまだ増加傾向にあったものの、本市では1970年から横ばい傾向で推移していた人口が、2000年を過ぎたころから大きく減少し始めたのです。

自治体合併による丹波市の誕生は、救急体制などの市民サービスの高度化・均質化や行政経営の効率化などに規模のメリットをもたらしましたが、一方で、急速に進んだ人口減少が、担い手不足など地域課題の顕在化を早めることとなりました。

市民サービスの最適化と、人口減少によるあらゆる分野での担い手不足を克服することは、本市の自治体としての持続可能性を維持していくための、言わば命運を握っているといっても過言ではありません。幅広い施策分野をしなやかに展開し、まちの活力維持や都市機能の効率化を図ることで、住み慣れた地域で住み続けられる丹波市をめざす必要があります。

そこで、本市では、次の3つの重要な論点をまとめました。

1つ目は、都市機能の効率化と住み慣れた地域で住み続けるための方向性を、20年後のまちと暮らしの姿として描いた丹波市まちづくりビジョンです。

2つ目は、人口減少下にあっても住み慣れた地域で住み続けるために必要なフォーマル・インフォーマルな生活サービスの担い手となる小規模多機能自治のあり方の検討です。これは、小さいことによるメリットを活かし、生活に必要な様々な役割を担う住民自治のあり方をまとめたもので、自治協議会のあり方懇話会での議論を受けたものです。

3つ目は、人口減少の影響を最小限にとどめるために、横断的な施策展開をまとめた丹（まごころ）の里創生総合戦略です。

この3つの論点は、本計画と相関関係が強いことから、次にその要点を取り上げます。

3 まちづくりビジョンによる都市構造の変革

急速な人口減少に直面するなか、令和元年度に、大規模な公共公益施設である県立丹波医療センターや市健康センターミルネが本市の広域拠点内に整備されたことで、今後、人やモノの流れをはじめ、本市の都市環境が大きく変化することが予測されます。

そのため、平成30年度から、本市の新しい都市構造のあり方について検討を進め、令和元年11月にまちづくりビジョンを策定しました。

(1) まちづくりの方針

まちづくりビジョンは、未来を見据えて時代の変化に対応した効率的で利便性の高い都市機能と自然・田園環境と調和したまちなみ、日常生活に必要な生活環境が構築された「まちの姿」と、市民が将来にわたって、文化・風土・人のつながり・豊かな自然を大切にしながら生きがいと生業を持って生活する「暮らしの姿」をまちづくりの方針として描いています。

《まちづくりの方針》

【まちの姿】

市の中心部には、全市的な都市機能の一定の集積が見られるとともに、それぞれの地域には、自然・田園環境と調和したまちなみと日常生活に必要な生活環境が維持され、全市的に都市機能の役割分担が明確化されています。

- 全市的な視点に基づく都市機能の一定の集積により、行政・商業・医療福祉・文化芸術・観光などの各機能の充実が図られ、賑わいと活力を担う拠点市街地が整備されています。
- 緑豊かな自然環境や里山の景観が守られ、農業をはじめとする地域に根ざした産業を基盤として、日々の暮らしを支える生活関連サービスの維持と充足を担う地域の市街地が維持されています。
- 都市機能を結ぶ公共交通が充足し、移動に係る利便性が確保されています。

【暮らしの姿】

市民は、夢と希望と誇りを持って住み慣れた地域で暮らし続ける中で、必要な時には市の中心部に出掛け、集積された都市機能サービスを手に入れることができます。

- 自治協議会や自治会、市民活動団体等は、行政や事業者等と協力・役割分担をしながら、地域の特徴や特性、資源や人材を活かし、生活を支える様々なサービスと地域活動をつなぎ合わせた多様な住民自治活動を展開し、人と人とのつながりが深まり暮らしが満たされています。
- 地域の特性を活かした産業が息づき、市民が様々な分野の生業や生活の中で活躍する姿が市内の随所で見られます。
- 誰もが暮らしやすさを実感できる生活環境の中で、安全・安心で快適な暮らしを送っています。

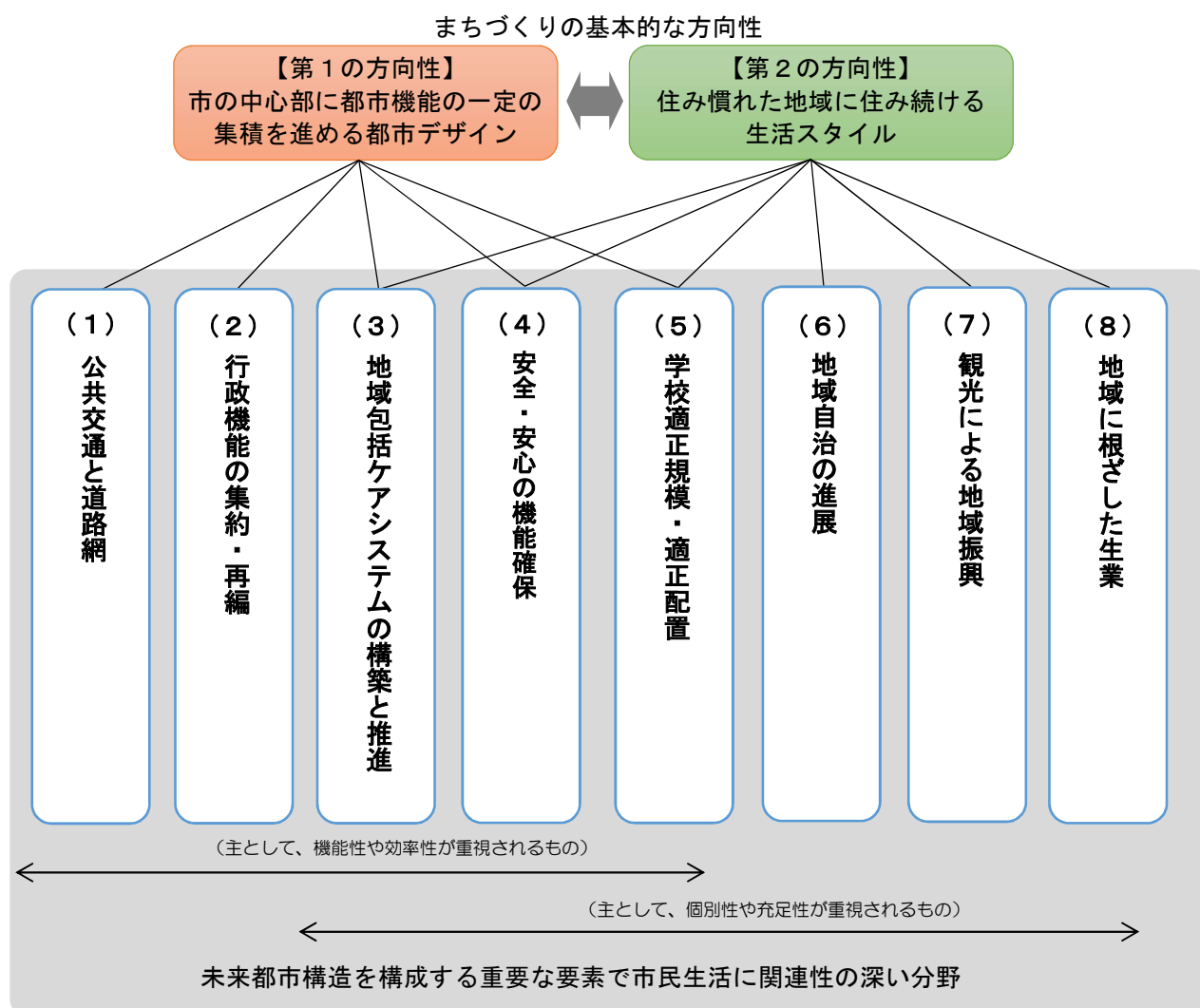
(2) まちづくりの基本的な方向性

まちづくりの方針で示す「まちの姿」と「暮らしの姿」の実現に向けて、

- ・市の中心部に都市機能の一定の集積を進める都市デザイン（第1の方向性）
- ・住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル（第2の方向性）

という2つの方向性を定めて、市民生活に関連の深い8つの分野を位置づけ、都市機能と生活機能とを未来のあるべき姿につなげていきます（図 まちづくりの基本的な方向性に基づく8つの関連分野）。

図 まちづくりの基本的な方向性に基づく8つの関連分野



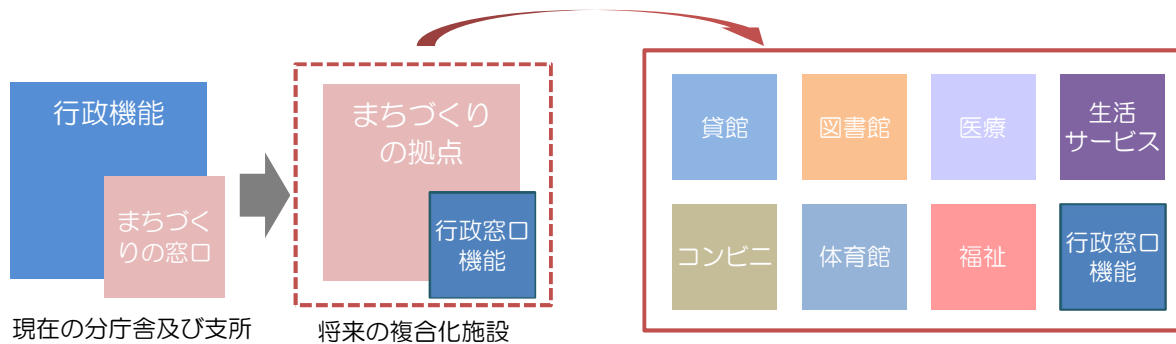
(3) まちづくりと行政機能

行政機能は、都市構造を構成する重要な要素の一つであり、その機能と配置を都市構造と整合させることが、持続可能な行政機能を維持することになり、市民の暮

らしを守り、まちの活力維持・向上につながります。そのため、中心部には「中枢的な行政機能」を、中心部以外の3つの区域には「日常生活に必要な行政窓口機能」をそれぞれ配置するとともに、まちづくりに必要な機能との複合化や連携を進めます。

【3つの区域における複合化のイメージ】

【複合化機能のイメージ】



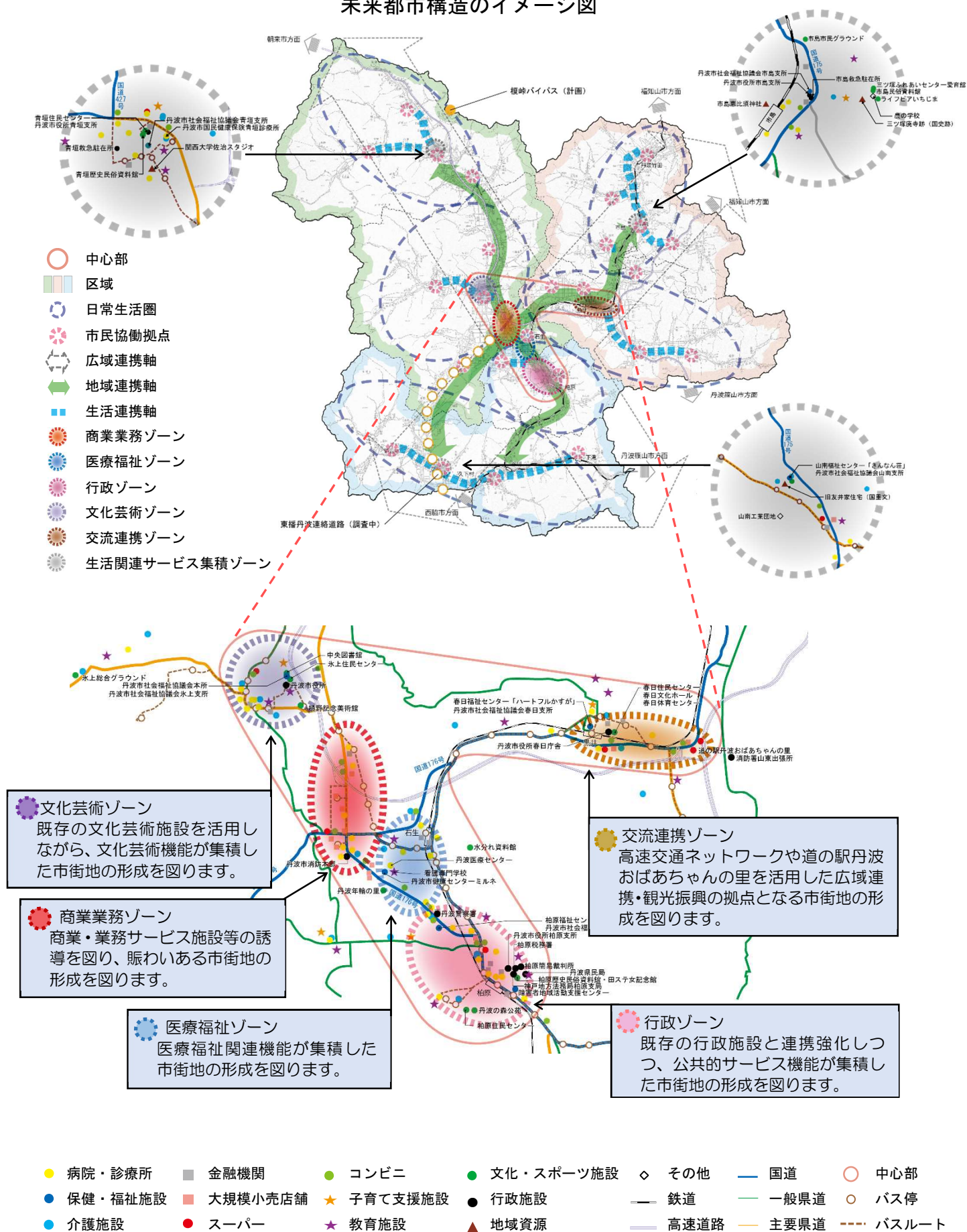
(4) まちづくりビジョンの実現

まちづくりのビジョンの実現には、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し協力しあいながら、協働してまちづくりを進めていくことが不可欠です。そのためには、多様な主体の参画と協働を進めるための地域づくりのあり方を位置づけている丹波市自治基本条例に基づき、地域づくり活動の進展に向けた取組を推進していく必要があります。

行政においては、都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど、様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められることから、各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。もちろん、まちづくりビジョンを着実に実施していくためには、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営も重要です。

また、今後、新たな都市機能を立地させる際は、まちづくりビジョンで整理した都市機能分担に即して配置することを基本とします。現在、拠点以外に配置されている都市機能で、ゾーニング内に立地することが位置づけられている施設については、当面は現在の施設利用を継続することとしつつ、建替え時等のタイミングで拠点に誘導するための仕組みづくりに取り組みます。

未来都市構造のイメージ図



4 住民自治のあり方と役割

子育て、防災、環境保全や景観など、市民の暮らしに直接的・間接的に関わるものと（暮らしの要素）を、潜在的であるにしろ、市民それぞれが心地よいと感じることが、このまちに住み続けたいと感じる源となります。

そのためには、その地域の暮らしの要素がより心地よいものになるよう、様々な場面での意見交換や、コミュニティ活動の展開、関係者への働きかけなど、その地域に暮らす住民の地域活動への関わりを高めていく必要があります。

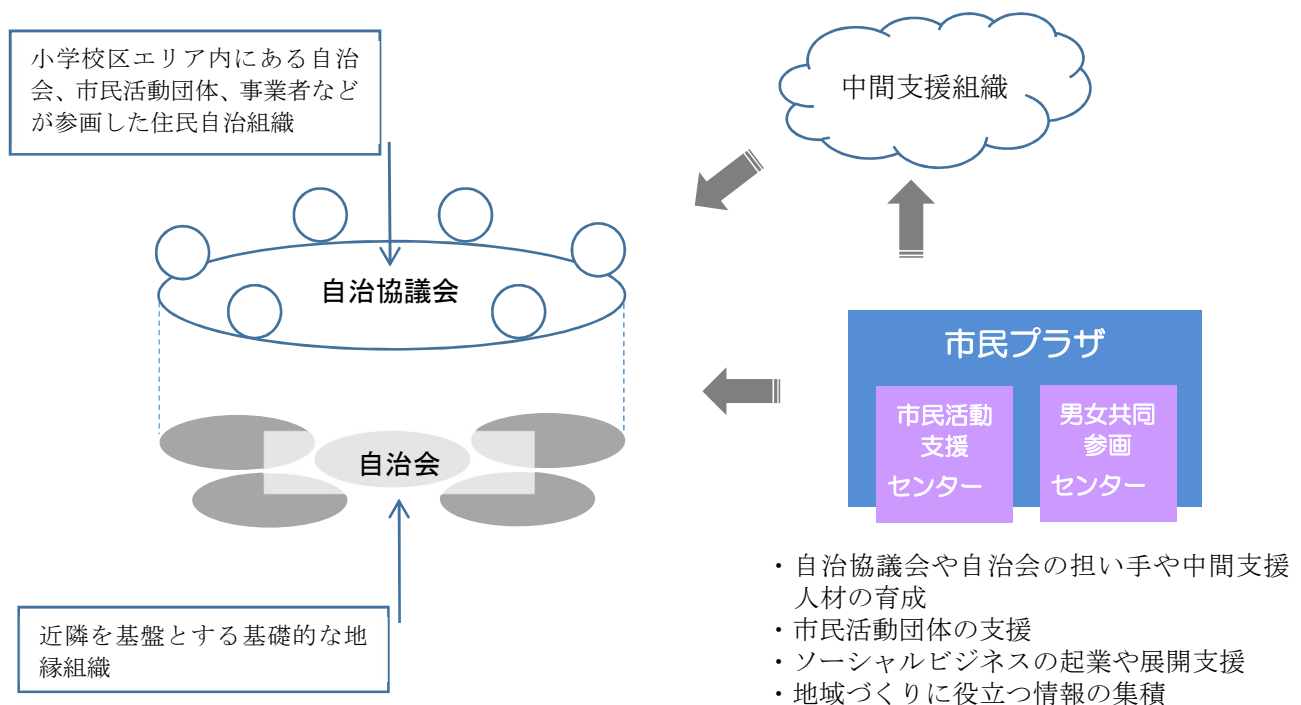
本市では、平成30年度から令和元年度にかけて、よりよい住民自治の運営や活動につなげるため、丹波市自治協議会のあり方懇話会を発足させ、住民自治が今後進むべき方向性を協議してきました。

そのなかでは、めざすべき住民自治のあり方や、それを実現するための方策について、市民と行政とが共通認識をもち、各地区の住民自治の多様性を尊重しながらも、地域課題を多面的に解決していく住民自治組織の実現を描いています。

また、まちづくりビジョンでも、めざす「まちの姿」と「暮らしの姿」を実現するため、関連性の深い8つの関連分野のうちの1つとして、「地域自治の進展」を挙げています。

急速な人口減少に直面するなかでは、今後一層、住民自治組織を、地域の状況に適した良質で効率的なサービスや、地域課題への最適な対応の最もふさわしい担い手（小規模多機能自治機能）として、主体的に地域づくり活動が展開されるよう支援していく必要があります。

図 住民自治の活性化に向けた展開



5 丹（まごころ）の里創生総合戦略による地域活性化

人口減少は、産業の担い手不足や地域経済の縮小をもたらし、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高いといわれています。また、農業、林業が重要な産業である本市で、人口減少はこれらの産業の後継者不足に直結し、このことにより耕作放棄地の増加、荒廃した山林の増加など、地域経済の縮小だけではなく、防災、環境など、多面的に深刻な影響を及ぼします。つまり、人口減少対策は、将来にわたり活力ある地域社会を維持向上していくうえで、一刻の猶予もない喫緊の課題といえます。

そのため、国が平成 26 年 12 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、本市でも、丹（まごころ）の里創生総合戦略を策定し、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間に実施する人口減少対策を推進しています。

そして、本年度は、創生総合戦略の最終年度であることから、国が示す「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」に基づき、現在の創生総合戦略を一層充実・強化し、これまでの 4 つの基本目標に、国が示す新たな視点に重点を置いた第 2 期創生総合戦略を策定しました。

(1) 人口の将来展望

第 2 期創生総合戦略の検討にあたり改訂した丹波市人口ビジョンでは、効果的な人口減少対策がなされない場合、本市の総人口は、およそ 40 年後の 2060 年に 34,660 人まで減少すると予測しています。

今後あらゆる施策を総動員し、地域社会の維持・向上にむけて、人口減少対策に資する地方創生を一層充実・強化します。

(2) 創生総合戦略の基本的な視点 ― 活躍人口の増加 ―

本市が将来にわたり活力をもって持続的に発展していくうえで、人口の維持・増加はもちろん大切ですが、数の増加だけではなく、一人ひとりがどれだけ自らの力を発揮し、活躍しているのかという視点が重要です。

人口を増やし、維持したとしても、現在以上に高齢者の比率が上がり、生産年齢人口の比率が下がれば、その社会は活力を維持することは難しくなります。一方、人口が減少しても、現在以上に一人ひとりが力を発揮し活躍すれば、その社会は今以上に活力のある社会となる可能性は高いといえます。

また、この「活躍人口の増加」という考え方は、単に移住者を増やすだけでなく、本市に関心をもち魅力を感じ、この場所で自己実現や地域に貢献しながら田舎暮らしをしたいと思い移住してくる人を増やすといったように、自然増や社会増に関する施策を推進するうえでも、より効果を高めることができます。

このように、「活躍人口の増加」を創生総合戦略の最も重要な考え方とし、創生総合戦略に基づき推進する各取組を貫く横軸とします。

図 活躍人口のイメージ

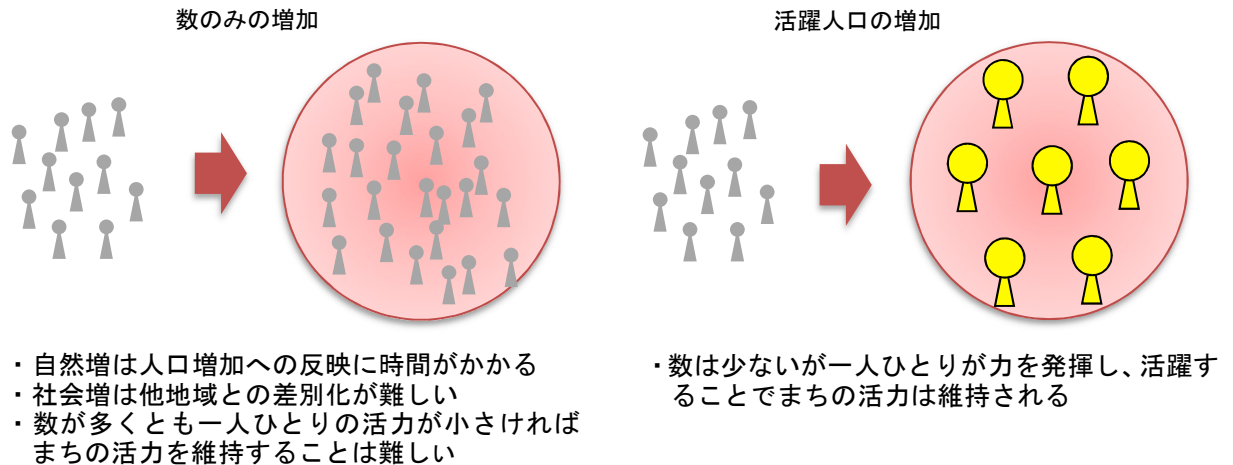
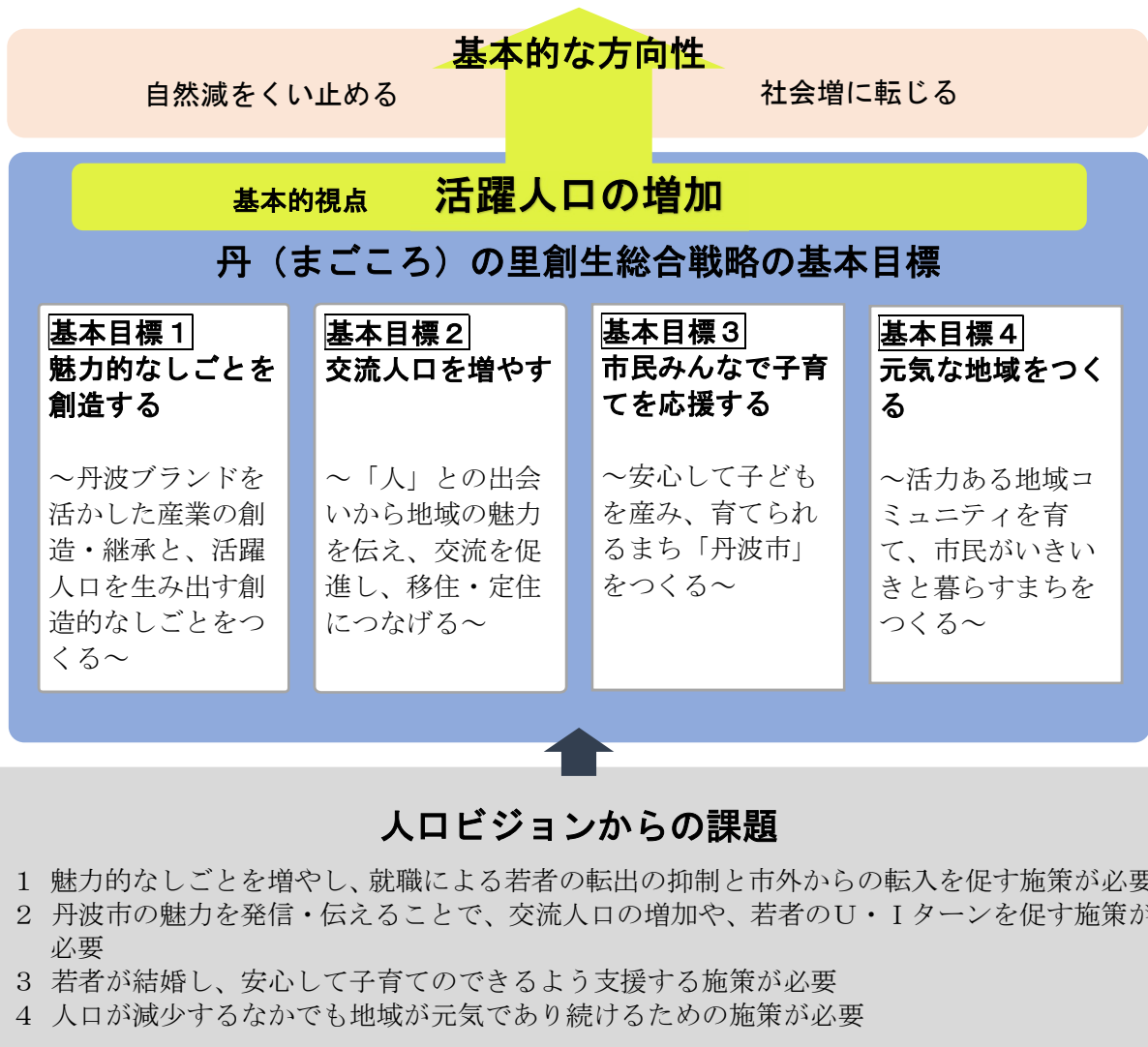


図 創生総合戦略のイメージ

図 創生総合戦略のイメージは、第2期創生総合戦略策定時点で修正の可能性あり

2060年の丹波市の将来像：市民一人ひとりが個性と持てる力を発揮し、持続的に発展するまち



後期基本計画の施策体系

後期基本計画の施策体系は、次のまちづくりの目標及び施策目標とします。

まちづくりの目標

施策目標

1 みんなで支え、育む生涯健康のまち

- 1【健康】ライフステージに合わせた健康生活習慣をつくろう
- 2【医療】安心して生活できる医療環境をつくろう
- 3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
- 4【高齢者福祉】高齢者が生きがいをもって、自分らしく暮らせるようにしよう
- 5【障がい福祉】誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう
- 6【子育て支援】地域ぐるみで子育てしやすく、質の高い保育環境をつくろう
- 7【国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金】健康と老後の保障を支えよう

2 誰もが住みたい快適生活のまち

- 1【土地利用】都市機能と生活基盤が充実し、自然と調和した魅力的で活力あるまちをつくろう
- 2【公共交通】今ある公共交通を守り、さらに便利な交通体系をつくろう
- 3【道路・河川】人や環境にやさしい道路や河川をつくろう
- 4【住宅】丹（まごころ）の里に住みたい快適で安全な住環境をつくろう
- 5【上水道】里山を守り、安全な水道水を安定して供給しよう
- 6【生活排水】生活排水施設を適切に管理し、清らかな水環境を守ろう
- 7【景観】自然と歴史文化が織りなす里山景観を守り育てよう

3 あいさつでつながり安心して暮らせるまち

- 1【防災】地域のつながりを強めて災害に備えよう
- 2【消防・救急】みんながいつでも安心できる消防体制をつくろう
- 3【交通安全・防犯】交通事故や犯罪を防止する地域をつくろう

4 美しい自然と環境を大切に作る源流のまち

- 1【環境保全】市民ぐるみで環境保全を進め、快適で住みよい丹波市にしよう
- 2【低炭素社会】地球環境にやさしい社会と暮らしを育てよう
- 3【ごみ処理】ごみの分別を徹底し、環境に配慮した循環型社会を形成しよう

5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち

- 1【学校教育】生きる力を育む教育に取り組もう
- 2【生涯学習】生涯を通じた学びを充実しよう
- 3【教育環境】子どもたちの学びを支える環境をつくろう
- 4【人権・男女共同参画・多文化共生】お互いを認め合い、多様性を尊重し合う社会をつくろう
- 5【文化芸術】地域の文化芸術を守り、育て、活かそう

6 丹波力を活かした創意ある元気なまち

- 1【商工業】地域の商工業を守るとともに、未来に挑戦できる企業を支えよう
- 2【農林業】環境創造型農業や成長型林業で丹波ブランドを高めよう
- 3【観光】おもてなしで来訪者を迎え、丹波市の魅力を伝えよう
- 4【恐竜】恐竜を活かしたまちづくりの輪を広げよう
- 5【移住・定住】地域や人の魅力を活かして、つながりによる賑わいをつくろう

7 市民が主役の豊かな地域力の向上

【協働】協働のまちづくりの推進

8 将来を見据えた計画的で効率的な行政経営

【行政経営】市民のニーズに合った行政運営と選択と集中による財政運営

まちづくりの目標と各施策目標

まちづくりの目標 1	みんなで支え、育む生涯健康のまち
------------	------------------

施策目標 1－1

【健康】
ライフステージに合わせた健康生活習慣をつくろう

1 現状と課題

少子高齢化が進むなか、いくつになっても住み慣れた地域で自立した生活をおくるために必要なものは健康です。

本市では健康たんば 21 計画に基づき、睡眠に着目した「ぐっすりすやすや運動」を基軸とした健康づくりに取り組んだ結果、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間で、健康寿命は男性で 1.90 歳、女性で 0.88 歳延び、自立していない期間は男性で 0.44 年、女性で 0.31 年短くなり、取組の成果があらわれています。

しかしながら、死因別標準化死亡比（国を 100 として比較）を見ると、急性心筋梗塞（男性 146.7・女性 125.0）、脳血管疾患（男性 113.2・女性 123.0）、自殺（男性 114.2・女性 102.3）は高い状況にあります。その背景には壮年期男性の肥満をはじめ、塩分の摂り過ぎ、野菜不足、運動不足、若い男性の喫煙率の高さ、睡眠で疲れがとれない等の生活習慣の乱れや、過剰なストレス、不安や悩みを相談しにくいなどの課題があります。

市民が健康でいきいきと過ごせるように、健康相談、健康教育等の保健事業を通して、市民と顔の見える関係づくりを進めながら、受診しやすい健診体制を整備することや、市民一人ひとりが自分の健康を意識し、健康づくりを促すため、情報発信や周知啓発の強化が必要となっています。

2 5年後のまちの姿

- ・市民が健診やがん検診などを積極的に受診し、健診結果を活用して自分の生活習慣を見直し、生活習慣病の重症化予防やがんの早期発見、早期治療に努めています。
- ・こころも体も健康で、家庭や地域でいきいきと活動する人が増え、健康寿命の延びが平均寿命の延びを上回り、自立した期間が延長しています。
- ・自殺対策に有効なゲートキーパー研修の受講者が増えて、悩んでいる人に気づき、声をかける活動が増えたことで、不安や悩みを相談しやすくなっています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	自立していない期間（男女別）（平均寿命から健康寿命を引いた年数）	自立していない期間が短くなることで健康寿命の延伸につながるため	男性 1.30 年 女性 3.14 年	男性 1.00 年 女性 2.84 年
2	人口 10 万対自殺死亡率（3 カ年平均）	自殺死亡の減少が健康寿命の延伸につながるため	17.5 人	14.1 人

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・年に1回健診を受診し、自分の健康状態を知る。 ・健診結果説明や保健指導を活用して、生活習慣を見直し実践する。 ・健康相談や健康教育を利用して、望ましい生活習慣を身につける。 ・ゲートキーパー研修を受講し、悩んでいる人に気づき、声をかける。 ・事業主は従業員に対し、職員健診を実施する。
住民自治主体	・地域で声を掛け合い、健診を受ける。 ・自治会等は健康教室やゲートキーパー研修を開催し、生活習慣の改善に向けた健康意識の向上や声のかけ合える関係づくりを進める。 ・自治協議会等は、地域住民が健康づくりに参加しやすい環境を整備する。
行政	・地域や関係団体に出向き、健康教育、ゲートキーパー研修や健康相談を通して市民と顔の見える関係をつくる。 ・市民が受診しやすい健診体制をつくる。 ・広報紙やホームページ、メディア等を活用し、健康たんば 21 第2次計画の取組内容の周知啓発を進める。

5 施策の展開

(1) 健康づくりの意識向上及び実践の支援

- ・健康教室を実施し、地域で取り組める健康づくりを推進します。
- ・悩みや不安のある市民が家庭や地域で孤立しないよう、声をかけ合える関係づくりのため、ゲートキーパー研修を推進するとともに、命の大切さを広く啓発します。
- ・ぐっすりすやすや運動を広め、睡眠の大切さ、生活習慣の改善を周知啓発します。
- ・医療介護情報連携システムを活用した多職種連携体制を構築し、市民の健康づくりを推進します。

(2) 受診しやすい健診体制の構築

- ・ミルネ健診センター、医師会や歯科医師会と協議を進め、市民が希望する日に受診しやすい健診体制の整備に取り組みます。
- ・健診受診率の向上をめざし、健診を受診しようとする動機づけを強化するとともに、未受診者対策として家庭訪問や電話での受診勧奨に取り組みます。

(3) 生活習慣病重症化の予防

- ・食の大切さを伝える食育事業を実施し、望ましい食習慣の確立を推進します。
- ・運動不足の解消に向け、自治会等と協賛しウォーキング教室、ノルデックウォーキング教室等、取り組みやすい運動事業を推進します。
- ・健診結果を正しく理解し、生活習慣改善に取り組めるよう支援します。
- ・タバコがもたらす害を周知啓発し、受動喫煙の防止を推進し、循環器疾患、肺がん等を予防します。

6 関連する計画

市健康たんば 21 第2次計画、市食育推進計画（第3次）

1 現状と課題

令和元年度に県立柏原病院と柏原赤十字病院が統合され、県立丹波医療センターが開院しました。柏原赤十字病院の機能は、県立丹波医療センター、市ミルネ診療所や市ミルネ訪問看護ステーションに引き継がれました。市ミルネ診療所の健診センターでは、市民が都合の良い日に受診できるようになったことで、健診受診率の向上が見込まれ、病気の早期発見、早期治療が期待されています。

医師不足から診療機能の低下を招いていた県立柏原病院は、市民活動や本市、県、神戸大学が連携した医師確保の事業などにより、医師数が一定程度回復し、患者受入れが増えてきていました。ただ、県立丹波医療センターでも、脳外科などの特定の診療科目では、医師数が十分とは言えない状況です。また、市内医療機関による救急搬送の収容率も、搬送数は増加してきているものの、臨床研修医制度が始まる前年である平成15年の91.4%と比べると、平成30年では63.6%と低い状況です。

このため、引き続き、病診連携を進めるとともに、県・大学等の関係機関と連携しながら、医師確保をはじめとする地域医療対策に取り組む必要があります。

市立看護専門学校は、新築移転により教育環境が整ったこと、主な実習施設である県立丹波医療センター・健康センターミルネと隣接であることのメリットを活かして、看護師をめざす学生が多く集まる学校となる必要があります。

国保青垣診療所は、引き続き青垣地域になくてはならない医療機関として位置づけるとともに、経営の効率化を図ることで、持続可能な体制を維持する必要があります。

一定の条件に当てはまる市民の医療受診を支援する福祉医療制度は、医療保険制度を補完するものであることから、国制度や経済状況の変化など状況に応じて制度を見直していく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・一次救急を担う市内の診療所等と二次救急を担う病院が連携するとともに、市民はかかりつけ医をもつことで地域医療を守り育てています。
- ・市ミルネ診療所の健診センターの開設により、健診受診率が向上して、病気の早期発見ができており健康寿命が延伸しています。
- ・障がいのある人、子どもやひとり親家庭などの社会的弱者に対する医療費の助成制度が充実し、誰もが必要な時に安心して医療を受けています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	かかりつけ医を持つ市民の割合	かかりつけ医を持つことが地域医療を守ることにつながるため	81.2% (全県 71.6%)	81.2%
2	安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	市民の満足度が医療施策の充実につながるため	61.1%	66.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、日常的な診察や相談にのってもらえるかかりつけ医を持つ。 ・市民は、健診を受け、異常があった場合は、医療機関の適正な利用と早期治療を心がける。 ・市民は、受診時の健康保険証等の提示や福祉医療費助成制度の申請等、医療制度を適正に利用する。 ・医療機関は、相互の連携と機能分担を進めるとともに、在宅医療サービスの充実を図る。
住民自治主体	・自治会や各種団体等は、心肺蘇生法の普及など地域で命を守る活動を進める。 ・自治会や各種団体等は、医療講座の開催などを通じて、市民が地域医療の実態を理解する活動を進める。
行政	・救急医療確保のため、市内病院等へ支援を行うとともに、休日応急診療所を安定的に経営する。 ・市民に対して様々な手法で医療情報を提供し適正受診につなげるとともに、地域医療を守る市民団体の活動を支援する。 ・福祉医療費助成制度の周知及び受給資格対象者の的確な把握を行う。

5 施策の展開

(1) 地域医療・在宅医療サービスの充実

- ・県立丹波医療センターと、隣接している市施設（市ミルネ診療所、市ミルネ訪問看護ステーション、市休日応急診療所）との連携を密にします。
- ・国保青垣診療所では、青垣地域の一次医療機関として、外来診療、訪問診療、通所リハビリテーションを行い、必要に応じて病診連携をとりながら、多様化する患者ニーズに沿った医療・介護サービスの提供に取り組みます。
- ・青垣訪問看護ステーション、ミルネ訪問看護ステーションでは、在宅での看護を必要とする方に対して生活の質を確保しながら、在宅生活の支援に取り組みます。

(2) 福祉医療費助成事業の充実

- ・医療保険制度や、県や他自治体の取組、経済状況の変化などを情報収集し、安心して必要な医療が受けられるよう制度の充実及び適正化を進めます。

(3) 地域医療に貢献する人材の育成

- ・看護専門学校新校舎や学生寮などの魅力を発信することで学生を確保し、地域医療に貢献できる看護師を養成するとともに、看護師国家試験の100%合格をめざします。

まちづくりの目標 1	みんなで支え、育む生涯健康のまち
-------------------	-------------------------

施策目標 1－3	【地域福祉】 市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
-----------------	--

1 現状と課題

少子高齢化による人口減少が加速しつつあるなか、家族の規模が小さくなるとともに、生活スタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化など、家族や社会を取り巻く環境は大きく変化しています。戦後進められてきた分野ごとの福祉制度では対応できない制度の狭間や、同一世帯に複合する課題を抱えている世帯への対応が、重大な結果につながる恐れのある困難事例として課題となっています。

その背景には、家族や地域、また職域等とうまくつながれない人の問題（社会的孤立）が深刻化していることが考えられ、地域に埋もれている生活・福祉課題の発見やその対応の遅れが、生活困窮などのより大きな問題へと繋がっていることもあります。

そのため、制度や分野ごとの縦割りや支える側・サービスを受ける側という関係を超えて、市民、住民自治組織や事業者など多様な主体が「我が事」として捉えながら、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

「丸ごと」つながるためには、毎日の暮らしに近い相談相手であり行政などの機関へつなぐ役割を担う民生委員・児童委員や、老人クラブ、自治会、自治協議会、社会福祉法人やNPO法人などの組織が充実して、その中心となることが求められます。

しかし、住民自治組織、民生委員・児童委員や老人クラブなどは担い手の不足や、短期間での交代によるリーダーシップの不足などの課題が大きくなっています。

2 5年後のまちの姿

- ・市民の誰もが、隣近所での声かけや顔の見える良好な関係を築き、身近なところで生活課題について気軽に相談できる環境が整っています。
- ・市民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、地域のなかで役割を持ち、お互いに支え合いながら、安心して自立した生活をおくっています。
- ・市民が主体となった活動に対する支援や包括的な相談支援体制が整っています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値（H30）	目標値（R6）
1	住んでいる地域は、生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	市民の満足度が地域共生社会の実現につながるため	30.3%	50.0%
2	「よろずおせっかい相談所」の設置数	相談体制の整備状況を測るため	26箇所	52箇所

3	「よろずおせっかい相談所」への年間相談件数	地域から最寄りの相談機関への繋がりを把握するため	30 件	320 件
---	-----------------------	--------------------------	------	-------

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・困りごとを抱えている住民の課題を我が事として受け止め、日頃の地域活動のなかで支援し、必要に応じて公的な支援機関等へつなぐ。 ・社会福祉協議会や社会福祉法人が公益性や専門性を活かし、地域住民のさまざまな困りごとの相談を受け止め、必要な支援や公的な支援機関等へつなぐ体制を整備・機能させる。
住民自治主体	・住民自治組織が、民生委員・児童委員と連携し困りごとを抱えている住民の課題を我が事として受け止め、支援の手をさしのべ、必要に応じ公的な支援機関等へつなぐ体制を整備・機能させる。
行政	・圏域ごとに地域の生活課題の解決をめざした住民等（自治協議会、自治会、専門職、行政、市社会福祉協議会等）が協議・協働する地域福祉ネットワーク（生活支援サービス体制整備事業）のもと、全世代・世帯を対象とする地域での支援・相談体制の整備を進める。 ・権利擁護支援センターを設置し、権利擁護支援体制を整備する。

5 施策の展開

(1) 地域住民や地域団体等で構成するネットワークの構築

- ・「よろずおせっかい相談所」を開設した市社会福祉協議会、社会福祉法人や自治協議会が相談を受け、地域の生活課題等を把握し解決したり、公的機関へつないだりする仕組みを構築します。

(2) 包括的な相談支援体制の構築

- ・生活困窮者等の相談窓口を拡充して総合相談窓口を設置することで多職種がチームで対応できる体制を整え、関係機関との連携を図りながら、複合的なケースを丸ごと対応する体制を構築します。
- ・民生委員・児童委員と住民自治組織との連携を進め、地域の課題解決に努めます。
- ・権利擁護支援体制の充実に向け、権利擁護センターの設置を進めます。

(3) 地域福祉を推進する人材の育成及び地域づくり活動の活性化

- ・市民による地域づくり活動のきっかけとなるよう、人が集いやすい身近な活動の場づくりを支援します。また、有償ボランティアであるくらし応援隊への参加など、身近な活動の場への参加を促し、互助の視点を培います。
- ・社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動と、住民自治組織とのマッチングを行い、住民自治組織の多機能化を支援します。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市地域福祉活動促進計画

まちづくりの目標 1	みんなで支え、育む生涯健康のまち
-------------------	-------------------------

施策目標 1－4	【高齢者福祉】 高齢者が生きがいをもって、自分らしく暮らせるようにしよう
-----------------	---

1 現状と課題

市民一人ひとりが高齢者になっても、生きがいをもって自分らしく暮らし続けるためには、高齢者自身が健康や介護予防への意識を高めるとともに、介護が必要となった場合でも、高齢者にとって暮らしやすい社会基盤をつくる必要があります。そのために、様々な専門職が連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

その一つとして、高齢者の交流の場づくりと健康増進をめざした「いきいき百歳体操」を平成 27 年度より推進し、平成 30 年度末において 121 の団体で実施しています。

また、要介護認定者のうち、日常生活や意思疎通に見守り等の支援が必要となる認知症の人は、平成 21 年度末の 1,722 人が平成 30 年度末では 2,291 人と増加傾向にあり、要介護認定者全体の約 6 割を占める状態で推移しています。地域での見守り体制の充実と判断能力の不十分な認知症の人が虐待などの不利益を被らないよう、権利を擁護する体制整備が急がれます。

2 5年後のまちの姿

- ・高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、心身ともに健康で自立した生活をおくっています。
- ・高齢者が自らの豊かな知識・技術・経験を活かして社会活動に参加しており、地域の一人として地域を支えています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	要介護認定率	介護保険制度の安定運営を測る指標であるため	20.1%	21.8%
2	生きがいづくり・交流の場への参加者数	「いきいき百歳体操」への参加が介護予防につながるため	8.3%	10.0%
3	高齢者が積極的に地域での活動に参加できていると感じている市民の割合	市民の満足度が、地域包括ケアシステムの充実につながるため	43.3%	50.0%
4	高齢者が安心して暮らすための相談できる体制が整っていると感じている市民の割合	互助による支援体制の状況を測るため	－	50.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民一人ひとりが介護予防の必要性を認識し、いきいき百歳体操など介護予防を実践する。 ・高齢者は、自治会や各種ボランティア等に、地域の主な担い手として積極的に参加する。
住民自治主体	・高齢者が安心して暮らせる相談支援体制・見守り支援体制の整備に取り組む。 ・自治会等は、介護予防や認知症の正しい理解の普及啓発に取り組む。 ・地域の担い手として市民一人ひとりの積極的な社会参加を促す。
行政	・老人クラブやいきいきサロン等における出前講座等を開催し、介護予防や認知症の正しい理解の普及啓発を行う。また、高齢者の社会参加型ボランティアの育成を行う。 ・知識や技術を学べる場の提供や社会参加の場の創出に努め、高齢者の生きがいづくりに取り組む。 ・高齢者の権利擁護を目的とした相談支援体制の構築に取り組む。

5 施策の展開

(1) 生きがいづくりの場の形成

- ・高齢者となる団塊世代を意識した就業機会の創出や、これまでの知識や経験を活かした新たな社会参加の機会の充実など、高齢者が生きがいをもって積極的に活動できる環境を整えます。
- ・老人クラブや高齢者の健康づくりの機会を活用し、高齢者が互いに交流を深める場を創出します。

(2) 地域包括支援センター体制の深化・推進

- ・市民、地域、事業所、基幹型地域包括支援センター、各圏域地域包括支援センター、社会福祉法人等が互いに連携をしながら、地域における見守り、相談支援体制を整えます。
- ・基幹型地域包括支援センターと各圏域地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議の開催や地域生活支援などのサービスの提供や、高齢者の権利を守る取組を実施します。
- ・健康センターミルネと県立丹波医療センターを連携拠点とした医療・福祉の専門職間の多職種連携に取り組みます。

6 関連する計画

市地域福祉活動促進計画、市高齢者保健福祉計画・第7期市介護保険事業計画

まちづくりの目標 1**みんなで支え、育む生涯健康のまち****施策目標 1－5****【障がい福祉】****誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう****1 現状と課題**

障がいのあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会を実現するためには、一人ひとりが社会の構成員として社会活動に参加できるような取組が必要です。

平成 28 年に施行された障害者差別解消法は、社会的障壁をなくすため、合理的配慮が適切に提供されるよう求めており、施設利用や移動など様々な場面で、障がいのある人それぞれの特性に合った配慮や支援がなされるよう働きかけていく必要があります。

平成 31 年 1 月には、相談事業所等の育成と相談体制を充実させるため、基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人や、その家族が地域で適切な相談ができる環境を整えました。また、就労を希望する障がいのある人に対して、就労訓練である福祉就労を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、障がいのある人の一般雇用を促進しています。一方で、障がいのある人が地域で暮らせる環境が整っておらず、施設から地域生活への移行が進んでいないのが現状です。

さらに、障がいのある子どもたちが地域のなかで安心して育ち、豊かな成人期を迎えることができるよう、健康センターミルネ内に移転した「こども発達支援センター」を適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関として、保健、医療、福祉と教育の連携に取り組むことにより、障がいを早期に発見し、早期に療育の支援を提供していくことが必要です。

2 5年後のまちの姿

- ・地域共生社会の実現に向け、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで誰もが互いに人格と個性を尊重して支え合う社会に近づいています。
- ・障がいのある人が、必要な障害福祉サービス等を利用しながら主体的に暮らせる権利が保障され、自らの生活や人生設計を選択し、決定し、実現することができ、安心して暮らしています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	住んでいる地域は、障がいのある人が暮らしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	市民の満足度が、地域共生社会の実現につながるため	21.0%	26.0%
2	年間生活相談件数	相談しやすい体制が整備されているかを測るため	2,256 件	2,900 件

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、障がいについて正しい認識と理解を深める。 ・事業者は、障がいの種類や程度に応じた多様な雇用によって賃金向上をめざすとともに、生活の場を提供することに努める。 ・サービスを提供する事業者は、サービスの質向上に向けて、研修機会を確保し、計画的な事業展開に努める。
住民自治主体	・地域共生社会の実現に向けて、障がいについての正しい認識と理解を深める研修等の機会を設ける。
行政	・障がいのある人の自己選択・自己決定を支援し、主体的に暮らすことができるよう相談体制やサービスを整える。 ・権利を守るため、障がい特性等に関する正しい知識の普及啓発を進める。 ・地域ボランティアの育成や活動支援を行う。

5 施策の展開

(1) 相談支援や就労支援の充実

- ・相談支援体制の整備や相談支援事業所の拡充を図り、障がいのある人やその家族が地域で適切な相談ができ、助言や必要なサービスを受けることができる環境を整えます。
- ・働くことを希望する障がいのある人に対して、就労訓練である福祉的就労を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、障がいのある人の一般雇用を促進します。

(2) 地域で暮らせる場の確保と社会参加の促進

- ・重度の障がいのある人が地域で暮らせるよう、日中活動や住まいの場を整えます。
- ・障がいのある人の社会参加のために、障がい者団体等の活動支援や、合理的配慮がなされ差別的な扱いを受けないような地域づくりを進めます。

(3) 虐待を防止する体制の充実と権利擁護

- ・障がい者虐待を防止するために、関係機関、民間団体等との連携を深め、平常時から相談支援体制と一体となった地域の見守り体制を充実します。
- ・障がいについての出前講座や障害者週間を活用したイベント等により、障がいに対する理解を深める啓発を行うとともに、成年後見制度の周知を図り、権利擁護の体制を整えます。

(4) 療育支援体制の充実

- ・健康センターミルネ内にあるこども発達支援センターと、子育て世代包括支援センターとの連携を強化し、乳幼児健診等により障がいの早期発見と早期の療育支援に努めるとともに、発達や障がいに関する相談、助言等の必要な支援を行います。
- ・こども発達支援センターに看護師を配置し、医療的ケアが必要な子どもが通所支援を利用できるように努めます。

6 関連する計画

市地域福祉活動促進計画、市障がい者・障がい児福祉プラン

1 現状と課題

子どもの数は減少していますが、核家族の増加や就労状況の変化などによって、保護者のニーズは多様化しており、これに応えられる子育て環境を整える必要があります。

例えば、アフタースクールなどの学童保育のニーズは高く、平成 27 年度から小学校 6 年生まで利用対象を拡大したこともあり、利用児童数は年々増加しています。このほかにも、保護者同士が集い語り合える場の確保や、子育ての悩みを相談できる機会を求めるニーズも高くなっています。

また、深刻化する児童虐待に対応するため、相談機能の強化に取り組んでいますが、相談内容が複雑化し、解決が困難な事例が増えています。特に、ひとり親家庭、保護者が障がいや精神不安を抱えた養育不安家庭では、精神的・経済的な不安から、生活支援へのニーズが高まっており、関係機関との連携を着実に進めていく必要があります。

認定こども園は、令和元年度から市内全域で幼保連携型認定こども園による幼児教育・保育を展開しています。今後は、より高い専門性と教育的情熱をもった指導力のある保育教諭等を育成するため、各種研修会の充実を図る必要があります。

また、低年齢児の保育ニーズの高まりなどから保育教諭の不足が課題となっています。幼児教育・保育を志す人材が保育教諭として活躍できるよう働く環境を改善することや、看護師など様々な専門職がチームで関わる体制づくりが課題となっています。

2 5年後のまちの姿

- ・社会全体で子育てを支え、安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- ・すべての子育て家庭が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じています。
- ・就学前の子どもたちが認定こども園で、質の高い幼児教育・保育を受け、また、子育て家庭への相談支援体制が整うことで、安心して子育てができるまちになっています。
- ・運営法人の主体的な取組や地域住民の支援によって、保護者の様々なニーズに応えています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	子育て学習センター年間延べ利用者数	子育て学習センター利用者数が増えることで、保護者のつながりの強化が期待されるため	55,715 人	62,000 人
2	市の子育て支援・環境への満足度の割合	市民の満足度が、子育てしやすい社会の実現につながるため	49.0%	59.0%
3	地域全体で子育てを支えていると感じている市民の割合	地域全体で、子育てを支えているという実感を把握するため	46.7%	53.0%
4	就学前の子育て家庭が安心して相談できる体制が整っていると思う市民の割合	子育てについての悩みや相談ができる環境が整っているという実感を把握するため	29.1%	35.1%

写真などを挿入する予定

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・保護者は、社会や地域とのつながりを通して、子育てに必要な知識や経験を身につけながら子育てをする。 ・事業者は、従業員の仕事と子育ての両立が図れるよう、働きやすい雇用環境の整備に努める。 ・認定こども園等を利用する保護者は、子育ての当事者として就労等に応じて適切に利用する。 ・運営法人は、地域と連携しながら、幼小連携も視野に入れた質の高い幼児教育・保育を提供して、子どもたちを健全に育成する。
住民自治主体	・地域は、子育て中の保護者の負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域で子どもの見守りを行うとともに、気軽に子育て相談などができる関係づくりに努める。 ・幼児教育・保育を提供する運営法人と積極的な連携により、その運営を支援し、「市民総がかりの幼児教育・保育」の実現に貢献する。 ・地域がこれまで育んできた教育力や知恵について、就学前の子どもやその保護者に継承する。
行政	・子育てを包括的に支援できる体制を構築し、計画的に子育て支援事業を実施する。 ・NPO法人や市民ボランティア団体、地域の自主的な子育てグループ等の活動への支援を通じて、子育て世代の仲間づくりを推進し、子育ての孤立感を和らげる。 ・児童虐待やひとり親家庭等の養育不安家庭に対する相談・連携機能を強化するとともに、生活支援を行う。 ・安定的な幼児教育・保育サービスと法人運営を確立するため、認定こども園の運営法人に対し、的確な事務執行の指導や支援を実施する。 ・指導力のある保育教諭の育成に向けた研修を充実する。 ・保育人材確保策を積極的に推進する。

5 施策の展開

(1) 子育て環境の充実

- ・子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、市民、地域、事業所や行政など、社会全体が子育てへの理解を深め、相互に連携していくことで、雇用環境の改善や経済的支援などを組み合わせ、総合的に施策を展開します。
- ・アフタースクールや一時預かり保育などを実施し、子育て家庭の負担を軽減します。
- ・すべての子育て世帯に対し、家庭教育に関する情報提供や、必要な支援をより効果的、包括的に提供できるよう、健康、福祉、教育等の関係機関が連携し、横断的な事業を展開します。

(2) 子育てを支える体制の構築

- ・子どもの健やかな育みの場として、また、保護者が保護者同士や地域と繋がれる場として、地域の子育て支援の拠点となる児童館や子育て学習センターなどの運営の充実を図り、楽しく前向きに子育てができる環境づくりを支援します。
- ・地域の身近な存在として、子育ての悩みなどを気軽に相談できる子育てピアサポーターなど、子育てを支援する人材を育成します。

(3) 児童虐待を防止する体制の構築

- ・児童虐待をはじめ、様々な要因で支援を必要とする児童に対して、行政、地域、教育機関等が情報を共有することにより、子どもや家庭状況の把握と理解を深め、適切な支援を行います。
- ・保護者の子育てに関するいろいろな悩みに対応するため、研修によって相談員の資質を高めるとともに、学校、医療や保健等の関係機関と連携を図りつつ、適切な心のケアに取り組みます。

(4) 幼児教育・保育の充実

- ・認定こども園を通して、0歳から5歳児までの学びの連続性に配慮した質の高い幼児教育・保育を実施します。
- ・認定こども園で質の高い幼児教育・保育が提供できるよう、高い専門性と教育的情熱をもった指導力のある保育教諭を育成するために、各種研修の充実や園内研修の支援を行います。
- ・待機児童を出さないために、保育人材確保策を積極的に展開します。

(5) 特別保育の充実

- ・子どもを産み育てやすい社会を実現するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、特別支援保育などに取り組み、仕事と子育ての両立を支援します。

(6) 子育て支援拠点の充実

- ・認定こども園が子育て支援の役割を担い、すべての子育て家庭を対象に子育ての不安に対応した相談や支援を行います。
- ・NPO法人や市民ボランティア団体、地域の自主的な子育てグループ等の活動を支援するとともに、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な施策を展開します。
- ・地域の子育て支援拠点である子育て学習センターを中心に、家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育に関する講座や講演会を定期的を開催するなど、学習の機会を提供し、子育て中の親が自ら学び、親として育つ「親育ち」を支援します。

6 関連する計画

第2期市子ども・子育て支援事業計画

まちづくりの目標 1

みんなで支え、育む生涯健康のまち

施策目標 1－7

【国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金】 健康と老後の保障を支えよう

1 現状と課題

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」です。健康寿命と平均寿命には差があり、今後、平均寿命の延伸に伴い健康寿命との差が拡大すれば、生活の質の低下を招くことになります。そのため、生活習慣病の発症予防や重症化予防によって、健康寿命の延伸をめざすことが必要です。

医療費は、高齢化と医療の高度化により毎年増加傾向にあります。国民健康保険の加入者が減少するなかで、1人当たりの医療費は増加しており、低所得者も多いことから国民健康保険の財政は厳しい状況にあります。平成30年度からの県域化の影響で国民健康保険税額が上がり、被保険者の負担が大きくなります。

被保険者の健康を維持し、将来の医療費抑制につなげるためには、特定健診・特定保健指導等保健事業に積極的に取り組む必要があります、そのためにも、市民にとって受診しやすい健診体制の構築が求められるところです。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の収納率の向上は、公平で健全な保険運営を行うために重要です。滞納者の実態を早期に把握し、適切な納付勧奨等を行うことで、滞納者を減らしていく必要があります。

国民年金については、高齢化が進むなかで、特に制度に対する情報提供を積極的かつ分かりやすく行う必要があります。

2 5年後のまちの姿

- すべての市民が、積極的に健康づくりに取り組むことで健康寿命が延び、保険税（料）や医療費の負担が少なくなっています。
- 医療保険制度の趣旨を理解し、保険税（料）を適正に納付することにより健全な財政運営がなされています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値（H30）	目標値（R6）
1	国民健康保険 特定健診受診率	特定健診の受診率向上により、健康寿命の延伸につなげるため	40.0%	60.0%
2	国民健康保険 特定保健指導実施率	特定保健指導の利用率向上により、生活習慣病を予防し、医療費の適正化につなげるため	33.8%	60.0%

3	特定健診・特定保健指導により生活習慣の改善につながっていると感じている市民の割合	市民の満足度が、健康意識を向上させ、生活習慣の改善につながるため	32.3%	50.0%
---	--	----------------------------------	-------	-------

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの届出を確実に行う。 ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期限までに納付する。 ・年に1回は特定健診を受診するなど、自らの健康に留意し健康づくりに取り組む。
住民自治主体	・自治協議会単位又は自治会単位で健康教室を開くなど、生活習慣の改善に向けた健康意識の向上を進める。 ・近所で声をかけ合って健診に行くように呼びかける。
行政	・特定健診の受診の必要性や健康づくりのための意識啓発を積極的に行うとともに、特定健診を受診しやすい体制を整える。 ・保険税（料）の収納率の向上のため、納税相談の実施や口座振替の推奨等を行う。 ・制度の意義や趣旨、重要性に関する説明や情報提供を積極的に行う。

5 施策の展開

(1) 特定健診・特定保健指導の受診率向上

- ・国民健康保険加入者が、特定健診・特定保健指導の必要性を十分理解できるよう、いろいろな広報手段を活用して周知、受診啓発を行います。また、健康センターミルネの開設に伴い、市民の都合に合わせて健診が受診できる新たな健診体制を構築し、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を支援します。
- ・健診結果に応じて丁寧に保健指導を行い、健康の保持をサポートします。

(2) 後期高齢者医療制度の啓発

- ・兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知を行いながら、納付相談の実施や口座振替の推進など保険料の収納率の向上に努め、適正かつ円滑な運営を行います。

(3) 国民健康保険制度の積極的な制度周知と収納率の向上

- ・国民健康保険事業の仕組みや財政状況、給付方法、負担軽減制度等について、きめ細やかに情報提供を行います。
- ・加入者への意識啓発や納税相談及び滞納整理を強化し、収納率向上に取り組みます。

(4) 国民年金制度の積極的な情報提供と制度周知

- ・将来の無年金者の発生を防止し年金受給権を確保するために、加入記録の確認や保険料納付困難者に対する免除申請の啓発に努めるとともに、制度の意義、趣旨や重要性に関して、わかりやすく情報提供を行います。

6 関連する計画

市国民健康保険特定健康診査等実施計画

まちづくりの目標 2

誰もが住みたい快適生活のまち

施策目標 2－1

【土地利用】 都市機能と生活基盤が充実し、自然と調和した魅力的で活力あるまちをつくろう

1 現状と課題

人口減少の進行や財政状況の悪化など本市を取り巻く社会環境は大きく変化するなか、商業集積が見られる稲継交差点付近を中心とする広域拠点内では、県立丹波医療センターや市健康センターミルネなどの大規模な公共公益施設が立地され、人やモノの流れとともに、周辺の土地利用の形態が大きく変化していくことが予測されます。

そこで、人口減少社会にあっても、効率的で持続可能な都市経営の実現と住み慣れた地域で住み続けることができる市民生活の実現に向けて、本市の中心部への都市機能の一定の集積と地域における生活基盤の維持を図るため、土地利用の規制と誘導方策を具体化していく必要があります。

あわせて、農業地域や森林地域での無秩序な開発を防止し、水と緑豊かな自然環境や里山の景観と調和した土地利用を進めることが必要不可欠です。

また、土地の有効な利用を図るため、土地の実態を把握する地籍調査を計画的に進めています。調査面積の多くを占める山林部については、土地所有者の高齢化や所在不明者の増加など時間の経過とともに境界確認が困難になるため、調査を迅速に進める必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・都市施設の集積状況を基盤としたゾーニングに基づき、地域の特性に応じた土地利用の誘導が図られ、本市の中心部に集積された都市機能によって、にぎわいと活力を担う拠点市街地が整備されつつあります。
- ・公共交通の充実と地域における生活利便施設の維持により、住み慣れた地域での暮らしが守られています。
- ・地籍調査により土地境界が明確になることで災害に強いまちづくりができ、市民の資産の保全と土地の有効な利活用が促されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	特定用途制限地域内における適した建築物の建設数	特定用途制限地域内に適した建築物の建設を進めるため	6 件	16 件
2	丹波市に住みたいと感じる市民の割合	市民の満足度によって、取組の方向性が確認できるため	71.6%	75.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、相互に協力して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、まちの形成維持に努める。また、地籍の確定のための現地立会に協力し、土地の境界が確定できるよう権利者間での調整を行う。 ・事業者は、開発行為や事業活動で、周辺環境との調和を図るよう配慮するとともに、地域のまちづくりに参画し、良好な地域づくりに取り組む。また、森林整備の推進を図る上で重要な要素である境界確定に努める。
住民自治主体	・県の緑条例による地区整備計画などを活かして、地域独自の土地利用や地域のまちづくりに取り組む。 ・地域コミュニティによって農村環境を維持・改善するとともに、農林施策と連携して、遊休農地対策、鳥獣害対策などに取り組む。 ・森林のもつ公益的機能を市民の共有財産として引き継いでいくため、境界に関する情報を整理し、管理方針を決めながら境界確定に努める。
行政	・市の中心部やそれ以外の区域に指定されたゾーニングに基づき土地利用を規制・誘導するため、都市計画手法や優遇措置などの手法を調査研究する。 ・地籍調査の進捗率を高めるため、森林組合との協力体制を維持し、着実に耕地部及び山林部の地籍調査を推進していく。 ・森林法や農業振興地域の整備に関する法律等の各種法令の遵守、県の緑条例、市の開発指導要綱等の継続運用を行い、無秩序な開発を防止する。

5 施策の展開

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・全市的で高度な都市機能の強化を図るため、まちづくりビジョンに設定された5つ（商業業務・医療福祉・行政・文化芸術・交流連携）のゾーンに沿って、規制と誘導の具体的な方策を検討します。また、都市機能の集積には、都市計画、土木、建築、環境、福祉、地域コミュニティなど、いろいろな行政分野の一体的な取組が求められることから、部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内の推進体制を確立します。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、生活関連サービス集積ゾーンに、生活サービス施設等の適切な維持・誘導を図ります。
- ・定住環境にふさわしい安全・安心で快適な住環境を確保するため、農山村の生活環境との調和を図りながら、道路、公園、上下水道など都市基盤施設を整備・維持・更新することにより、良好な市街地を形成します。
- ・里山を守り育てまちの活性化につなげていくため、都市計画や県の景観計画等に基づく制度を活用し、水と緑豊かな自然や景観を保全しつつ、管理・活用を誘導します。

(2) 地籍調査事業

- ・土地に関する記録（所有者、地番、面積等）を明確にする地籍調査を推進します。
- ・山林部の調査を進めるため、丹波ひかみ森林組合・丹波市森林組合が実施主体として調査する体制を支援します。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市都市計画マスタープラン、市農業振興地域整備計画

まちづくりの目標 2

誰もが住みたい快適生活のまち

施策目標 2-2

【公共交通】

今ある公共交通を守り、さらに便利な交通体系をつくろう

1 現状と課題

市内の公共交通は、鉄道と路線バスが地域間を結ぶ基幹交通として、デマンド型乗合タクシーが地域内での身近な生活交通として、普通タクシーは指定した時間に指定した場所へドア・ツー・ドアで移動できる最も便利な交通手段として、利用の目的に応じて、市民が適材適所に活用しています。また、市外への広域交通は、鉄道が主要な位置を占めますが、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路を利用した高速バスもあります。

このようななか、デマンド型乗合タクシーに対し、地域を越えた運行を望む意見があります。同じように、鉄道に対しては速達性の向上や運行本数の増加、路線バスに対しては路線の拡大や延伸、運行本数の増加を望む意見があり、公共交通の現状や考え方と利用者の希望に乖離があります。

一方、鉄道や路線バス利用者は少子化の影響で減少傾向にありますが、今後は自家用車を運転できない市民や公共交通機関を一人で利用できない市民の増加が予測されます。

そのようななか、公共交通機関を維持するためには、公共交通は「不便だから乗らない」という考え方から、「多少不便でも乗る」という考え方へと市民意識を変え、それぞれの公共交通手段の役割を踏まえながら、公共交通の利用者を増やすことが不可欠です。そうすることで、公共交通機関の利用環境の改善が利便性向上につながり、それが利用の増加につながり、路線や便数増加につながるという好循環を生みます。

そのためにも、公共交通の維持、発展を図るための交通事業者に対する運営支援を行い、各交通手段のバランスを重視し、公共交通サービスが将来にわたって継続していくよう全体最適を考慮しながら、また移動制約者に対する福祉施策との連携も図りながら、維持、発展をめざすことで、丹波市スタイルの交通体系の充実を図る必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・市民の公共交通を上手に利用しようとする意識が高まり、日常生活に欠かせない移動手段となって、マイカーに過度に頼らない生活をおくっています。
- ・公共交通の利用者が増加し、交通事業者は安定した運営を行っています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	J R 福知山線市内駅年間乗車人員数（現状値は目標値に対する割合）	市内駅からの乗車数を把握し、増加させるため	93.0%	1,000 千人
2	定期的に公共交通を利用している市民の割合	公共交通を使用している市民の実態を把握するため	2.4%	3.0%

3	路線バス利用者数	市内の路線バス利用者数を把握し、増加させるため	69 千人	100 千人
---	----------	-------------------------	-------	--------

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、公共交通の役割を認識し、暮らしのなかで現状の公共交通の環境を上手に活用する。 ・交通事業者は、顧客のニーズを的確に把握し、運行サービスの見直しを図る。
住民自治主体	・公共交通の重要性などの意義を広め、「多少不便でも乗る」という考え方への意識の変化と利用を促す。
行政	・交通事業者等と調整を図り、公共交通の利便性の向上に努めるとともに、上手な乗り方、お得な制度などの情報を積極的に発信する。 ・交通ネットワークを維持するための交通事業者等への運営支援を行う。 ・鉄道の複線化に向けて、県・近隣自治体との連携、協力を図る。

5 施策の展開

(1) 鉄道機能・駅機能等の改善要請

- ・篠山口～福知山駅間の複線化に向けて、他の交通機関との乗り継ぎの利便性等を強化し、鉄道利用者の増加に努めるとともに、県・近隣自治体と連携しながら鉄道事業者や国に働きかけます。
- ・令和3年春の福知山線市内全駅へのICカード（ICOCA）改札の導入にあわせ、公共交通を含む生活利便性の向上を図るため、駅周辺に限らずICカードによる決済が市内で利用できる環境整備を進めるとともに、市民のICOCAの早期取得を推進します。

(2) 公共交通利用促進の啓発

- ・公共交通の情報提供や利活用の啓発活動を引き続き行うとともに、バス路線再編に伴う助成制度等の利用増進施策により、「公共交通を乗って守る」意識の向上と、「不便だから乗らない」ではなく、「多少不便だけど乗る」という考え方への意識の変化を呼びかけ、利用増進を図ります。

(3) 公共交通の円滑な連携

- ・買い物や通院など市民の日常生活における公共交通の利便性を高め、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、各交通手段の特徴を活かしながら、公共交通相互の乗り継ぎの向上など、交通事業者等との円滑な連携を図ります。

(4) 公共交通の維持・発展

- ・移動制約者に対する福祉施策との連携を図りつつ、交通事業者への運営支援を行うとともに、市民の公共交通を利用しようとする意識変化や利用実態の向上に呼応しながら、鉄道や路線バスの運行本数増加や路線充実に向け、関係機関との調整を進めます。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市地域公共交通総合連携計画

1 現状と課題

橋梁は、その多くが高度経済成長期に架設され、建設後 40 年を経過して老朽化が進行しています。定期点検や現地踏査をしながら、長期的な視点のもとで、効果的かつ効率的に修繕や補修を進めていくことが重要です。

幹線市道は、地域間の交流・連携強化や、生活の利便性向上、地域経済の活性化を図るため、市道路整備計画に基づき計画的に整備を進めています。しかし、国庫交付金の低減や用地買収等の難航により、前期（平成 28 年度～令和 2 年度）では 8 路線の完了計画に対し、完了済みの 4 路線を合わせて 6 路線の完了に留まる見込みです。また、生活に最も身近な集落内の市道の整備や改良の要望は、毎年度 30 件以上あるものの、道路構造等が国庫補助基準を満たさない場合は、本市の財政負担が大きくなる課題もあります。

河川は、過去の洪水被害履歴などを調査し、利水、治水、環境の観点から計画的で総合的な整備を行っていく必要があるのに加え、近年の集中豪雨の増加により、内水被害を防ぐための排水路の整備や排水ポンプの設置要望が多くなっており、内水対策の方向性を示していく必要があります。

また、道路や河川などの社会インフラは、いずれも経年による老朽化が懸念されることから、適切な維持管理や補修による長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や安全性の確保が重要となっています。

一方、道路や河川への市民の関わりでは、地域で行われる道路や河川等の美化活動へ参加している市民が減少傾向にあります。特に河川の除草作業では、高齢化が進むことで担い手の確保が困難となり、河川や道路などの環境保全に対する意識の希薄化も相まって、取り組む自治会が減少傾向にあります。

2 5年後のまちの姿

- ・市道路整備計画や橋梁長寿命化計画による事業進捗が図られ、市民に身近なインフラとして道路橋梁の利便性や安全性が着実に増しています。
- ・周辺の自然環境や景観に配慮した河川が整備され、地域が主体となって美化活動に取り組み、愛着のもてる河川となっています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	市道改良率	市道路整備計画の進捗状況が市道改良率に反映されるため	53.9%	54.5%
2	道路や河川清掃等の美化活動に参加している市民の割合	美化活動への参加が地域の道路や河川への愛着につながるため	66.1%	70.0%

写真などを挿入する予定

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・道路・河川整備における用地取得や物件移転補償に理解を示し、協力する。 ・道路、河川の不具合箇所を発見した場合、迅速に市へ連絡する。 ・身近な道路や河川の清掃活動などを自主的に行う意識をもつ。
住民自治主体	・道路や河川の整備に対する理解、協力体制の構築を図る。 ・身近な道路や河川の清掃活動を定期的に行うなど、地域での主体的な維持管理に努める。 ・生活道路や河川の整備等の要望は、地域で集約し緊急性や必要性を踏まえ優先順位の高いものを選定する。 ・豪雨や台風襲来による道路、河川の被災に備えるため、平時から非常時の体制づくりに努め、減災・防災への取組を進める。
行政	・地域の特性を考慮した道路、河川整備の事業計画を策定する。 ・道路や河川の不具合箇所を定期的を確認し、早期補修に努める。 ・災害発生時の体制を確立し、早期の災害復旧を図る。 ・<u>河川整備計画に基づく整備により、治水安全度の向上を図る。</u>

5 施策の展開

(1) 計画的な道路整備

- ・幹線市道は、所要財源の確保や地元調整に努め、市道路整備計画の後期(令和3年度～令和7年度)に向けて、社会情勢の変化を見据えながら整備路線の順位付けを行い、計画的かつ費用対効果を重視した事業執行を図ります。
- ・集落内の市道は最も身近なインフラであることから、道路整備の予算は縮減傾向にあるものの、緊急性や必要性、地域事情等を勘案した優先順位付けのもとに利便性や安全性の向上をめざし、計画的な整備に努めます。
- ・広域的な移動や物流の効率化、観光客などの来訪者の利便性の向上、災害時の移動を確保するため、隣接自治体との連携を強化し、国道175号(東播丹波連絡道)・国道429号(榎峠バイパス)、東播磨との南北基幹軸などの広域・地域幹線道路網等の整備促進を要望します。

(2) 効率的かつ効果的な維持管理の実施

- ・道路パトロールや住民、地域からの連絡など、不具合箇所の確認体制を維持し、早期補修に努め事故を未然に防止します。
- ・市道橋の長寿命化は、定期点検を進めながら、施設管理データを有効活用したり、新たな知見を踏まえた継続的な改善を図ったりしながら、専門的技術を駆使して効果的かつ効率的な補修や修繕を実施します。
- ・道路施設の修繕は、管理瑕疵事故を未然に防止するため、予防保全を重視して進めていきます。

(3) 計画的な河川整備

- ・県河川整備計画や地域総合治水推進計画と連携して、環境に配慮した計画的な河川整備を進めます。

- ・愛着のもてる身近な河川となるよう、地域の主体的な美化活動などについて、さらなる意識の高揚に努めます。
- ・雨水管理総合計画を策定し、地域ごとの内水対策の手法や優先順位等の方針を決定していきます。

6 関連する計画

市道路整備計画、市橋梁長寿命化修繕計画、市排水機場長寿命化計画

写真などを挿入する予定

まちづくりの目標 2

誰もが住みたい快適生活のまち

施策目標 2－4

【住宅】 丹（まごころ）の里に住みたい快適で安全な住環境をつくろう

1 現状と課題

平成 27 年度に総合的な住宅施策の指針となる丹波市住生活基本計画を策定し、若者の移住・定住の促進、空き家の適正管理と利活用、高齢者対策、耐震性の向上などによる安全・安心な住宅形成、公営住宅の整備・管理の充実に取り組んできましたが、まだ十分に行き届いているとはいえません。

そのため、住宅関連助成事業の支援制度や、丹波市空き家等対策計画に基づく空き家対策の制度を引き続き周知するとともに、制度の継続に向けて計画の見直しや各事業の整理が必要です。また、住宅の耐震化について、簡易耐震診断事業等の需要は増加していることから、さらに関心を高めていく方策を検討し、広報紙やホームページ等を通じ情報発信していく必要があります。

低所得者や住宅困窮者等のセーフティネットとしての役割をもつ市営住宅は、丹波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後も効率的で効果的な修繕により長寿命化に取り組んでいく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・耐震性の低い住宅について、耐震性の向上を図る改修工事や住宅の建替えが進んでいます。
- ・管理不全な空き家の増加が抑制され、快適で安全な住環境で生活しています。
- ・市営住宅を計画的に修繕・改善し、建物の長寿命化が進んでいます。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	身近な住環境に満足している市民の割合	住環境への満足度が住み慣れた地域で住み続ける要因となるため	60.9%	65.0%
2	空き家数	空き家数の減少もしくは増加を抑制することが、よりよい住環境の形成につながるため	1,753 戸	1,840 戸
3	市営住宅の長寿命化住棟数	住棟の長寿命化工事の実施により、安全で快適な住まいの確保につながるため	6 棟	13 棟

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民一人ひとりが自らの住まい・住環境に関心をもち、まちの良さや魅力を発見する。 ・住宅の耐震化の重要性を理解し、市の支援制度を活用した耐震診断・改修に努める。 ・空き家の所有者等は適正管理に努める。
住民自治主体	・地域ぐるみで市の住宅関連施策の活用をPRする。 ・空き家の実態把握や情報提供に協力する。 ・住まいるバンク（空き家バンク）の利用の促進や、空き家の地域交流施設等への利活用を検討する。
行政	・安全・安心で、生活しやすい住まいづくりを目的とする住宅改修関連支援制度の利活用を促進する。 ・空き家の実態把握や適正管理・利活用施策について継続して実施する。 ・安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、市営住宅の長寿命化に取り組む。

5 施策の展開

(1) 関係計画の検証と安全・安心につながる住宅施策の展開

- ・住宅施策や空き家施策の活用状況及び人口減少などの社会情勢を踏まえ、市住生活基本計画や空き家等対策計画を、計画期間の中間点において検証し、必要な見直しを行います。
- ・安全・安心な住宅を確保するため、旧耐震基準の住宅に対する耐震診断及び耐震性のある住宅への改修や建替工事の助成など支援制度の推進に努めます。
- ・空き家の所有者等に対し、適切な管理の指導と地域団体等による空き家の利活用を推進するとともに、住まいるバンク（空き家バンク）をさらに充実させ、空き家の流通の促進を図り、管理不全な空き家の発生を防ぎます。

(2) 市営住宅の長寿命化

- ・市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住棟単位で修繕・管理を進め、計画的に市営住宅の整備工事に取り組みます。

6 関連する計画

市住生活基本計画、市空き家等対策計画、市耐震改修促進計画、市公営住宅等長寿命化計画

まちづくりの目標 2

誰もが住みたい快適生活のまち

施策目標 2－5

【上水道】

里山を守り、安全な水道水を安定して供給しよう

1 現状と課題

自治体合併によって誕生した丹波市では、施設の老朽化や安定水源の不足など既存水道施設の整備水準に不均衡があったことから、合併以降に水道施設統合整備事業を推進しました。施設機能の集約化や機能のレベルアップに取り組み、広域的な水融通を可能とすることで、災害などの有事の際には、影響を最小限に抑えることが可能になるなど、安全で安心な水道水の安定供給と災害に強い水道の構築の両方に取り組んでいます。

しかし、人口減少による水需要の減少、水道施設の老朽化、技術職員の減少など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

この直面する課題に対し、水道基盤の強化を図るため、「安全～“安全で安心な水の供給”」、「強靱～“災害に強い強靱な水道の構築”」、「持続～“安定的な事業運営の持続”」を基本に、水道事業の効率化・健全化に取り組み、投資の合理化・経営基盤の強化を図るとともに、近隣自治体との広域連携も視野に入れた検討が必要となっています。

また、水道事業の取組を情報発信するなど、広報活動に力を入れ、周知啓発を進めていく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・水資源の重要性を共有し、里山の環境や景観が保全されています。
- ・水道施設長寿命化計画、管路更新計画に基づき事業を推進し、水道施設や管路の耐震化が進み、災害に強いライフラインが構築されています。
- ・老朽管の更新整備が進み、有収率の向上が図られています。
- ・水道事業への市民の理解と関心が高まり、安全で安心できる水道水が市民に供給され、安定した水道経営のもと快適な市民生活を支えています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	水道事業の有収率	効率性を示す指標であるため	78.6%	85.0%
2	経常収支比率	経営の収益性を把握し、経営の安定性を測るため	96.8%	100.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・水道水を有効に活用する。
住民自治主体	・地域にある消火栓の適切な管理に努める。
行政	・持続可能な水道事業の実現に向け、水道基盤の強化と経営の安定を図る。 ・水道事業の取組内容を、広報紙やホームページ等を活用し、周知啓発を進める。

5 施策の展開

(1) 安全で安心できる水道水の安定供給

- ・安全で良質な水道水であることを保証するための検査を確実に実施し、水道施設における設備の点検を適切に行い、水道水の安全で安定した供給に取り組みます。
- ・災害等による被害を低減させるため、水道施設や管路の耐震化を図り、ライフラインの強化に取り組みます。

(2) 効率的な水道経営

- ・有収率の向上を図るため、管路更新及び修繕に取り組みます。
- ・適切な維持管理及び補修を行い、水道施設の長寿命化に取り組みます。
- ・効率的な投資と費用の平準化を図り、健全経営に取り組みます。

(3) 市民サービスの向上

- ・上下水道の組織を統合し、窓口を一本化するなど、市民サービスの更なる向上に取り組みます。
- ・民間活力の導入により、安定したサービスの提供とお客様目線に立った対応に取り組みます。
- ・水道事業に対する市民の理解と関心を高めるため、情報発信や出前講座など積極的な広報活動に取り組みます。

6 関連する計画

市水道事業経営戦略、市水道施設長寿命化計画、市管路更新計画

1 現状と課題

市内の下水道整備区域の整備はほぼ完了し、下水道整備区域外の浄化槽処理区域では、浄化槽による処理が行われています。しかし、既設の下水道施設の老朽化による改築への対応や、雨水時の不明水が近年増加していることが課題であり、また、市民の適切な使用に対する意識も低下しつつあります。

緑豊かな里山の自然は丹波市の貴重な財産であり、この恵まれた環境を守り育むことにより、良質な水環境が維持されます。

このため、下水道整備区域では、引き続き適切な使用の啓発による水質保全を促すとともに、未接続世帯への水洗化促進により、重要なライフラインとしての長期的に安定した事業運営が継続できる体制を市民と連携してつくる必要があります。

また、浄化槽推進区域では、浄化槽管理組合との連携により、適正な維持管理を行い、公共用水域の保全を維持するとともに、区域内の浄化槽設置を促進する必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・市民、事業者、地域、行政それぞれが、高い意識をもって排水対策を講じることにより、里山の自然環境が保全され、水洗化や浄化槽の設置が進んだ衛生的なまちとなっています。
- ・市民、行政が一体となって、長期的に安定した下水道事業の運営が行われています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	下水道処理区域内の水洗化率	増加させることが公共用水域の保全に繋がるため	97.7%	98.3%
2	下水道事業の有収率	効率性を示す指標であるため	82.7%	85.9%
3	浄化槽 <u>推進</u> 区域内の浄化槽整備率	浄化槽 <u>推進</u> 区域内の水質保全は浄化槽の設置が基本であるため	94.9%	95.5%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・下水道区域では、速やかに排水設備を設置し下水道に接続する。 ・下水道施設や浄化槽の適正な使用・管理に努めるとともに、単独処理浄化槽や汲み取りについては、早期に浄化槽への転換を行う。
住民自治主体	・下水道や浄化槽の適切な使用や適正な管理、また、下水道への接続、浄化槽への転換を促す広報活動を行う。 ・人口減少時代を担う子や孫のために、広域化に向けた理解を促し意識の醸成を行う。
行政	・長期的に安定した下水道事業経営に努める。 ・下水道や浄化槽の適切な使用と管理について指導・助言を行うとともに、河川等の保全対策に努める。

5 施策の展開

(1) 水洗化の啓発と排水対策の推進

- ・積極的な情報提供や啓発活動を行い、市民にわかりやすい下水道事業を展開することで、下水道の果たす役割への認識や理解を深め、未接続世帯への水洗化を促進します。
- ・公共用水域の水質汚濁を防止するため、道路パトロールとあわせて河川等を監視するとともに、地域等からの通報に対し、速やかな確認と指導を行います。

(2) 計画的な事業運営と市民サービスの向上

- ・下水道は、市民の重要なライフラインであり、長期的に安定した事業運営を継続できる体制を構築するため、計画的に施設の統廃合を進めます。
- ・不明水解消に向けた調査と管渠修繕を行うとともに、市民へ適切な使用について周知を図ります。
- ・地方公営企業法を適用した企業会計方式により持続可能で安定した下水道事業経営をめざします。また、手続きを行う窓口を一本化するなど市民サービスの更なる向上を図ります。

(3) 浄化槽の設置支援

- ・生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止につなげるため、浄化槽の設置等に対して補助を行います。

(4) 丹波市浄化槽管理組合の活動支援

- ・浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽の設置者で組織する丹波市浄化槽管理組合に補助を行うとともに、維持管理に関する指導に努めます。

6 関連する計画

市下水道中期ビジョン

1 現状と課題

森と水に囲まれた豊かな自然環境を背景に、自然と農業の営みの調和によって築かれた集落と田園が織りなす景観は、本市の特色です。四季折々の魅力にあふれた地域資源と、社寺周辺の里山景観などを活かした観光が人気を呼んでいます。

しかし、旧城下町や宿場町など歴史的景観を有する地区は、建物の修景整備や空き家の活用などが一部で行われたものの、商店の移転や廃業により、歴史ある町並みの維持が困難になりつつあり、町並み景観を維持していくことが必要となっています。

一定の建築物の建築は、兵庫県景観の形成等に関する条例に基づき規制を行い、工作物や屋外広告物は、兵庫県屋外広告物条例に基づく規制を行います。

このように、建築物や工作物、広告物などによる景観阻害を防止していますが、今後とも、秩序ある良好な景観をもつ市街地の形成について、市民・事業者に対し景観維持の理解を求めていく必要があります。

近年、太陽光発電施設の建設が増え、田園景観が失われつつあります。すばらしいふるさとの景観をかけがえのない共有財産とする共通認識に立って、景観の保全と創出を図り、潤いと安らぎのある地域社会の実現をめざすためには、改正F I T法や関係法令及び市開発指導要綱に基づき、太陽光発電設備はもとより開発全般に対し、より一層景観に配慮した開発指導を強化する必要があります。

また、県・本市による緑化資材の提供や、県補助事業の「県民まちなみ緑化事業」の啓発により、地域、緑化団体や花の愛好グループなど、公共的用地の緑化や花づくり活動が活発になっています。

2 5年後のまちの姿

- ・特色ある里山の自然景観が保全・育成されながら、田園・農村景観や歴史・伝統文化的景観を大切にしたい景観づくりが進んでいます。
- ・既存の公園を本市と市民が協力をして、適切に維持管理されているとともに、ボランティア団体等により地域の美化・緑化活動が進んでいます。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	緑化資材提供団体数	増加させることが、緑化推進につながるため	33 団体	40 団体
2	景観や町並みの美しさに関して満足している市民の割合	市民の満足度が、景観維持に必要なため	62.9%	63.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・美しく魅力的なまちを自分たちでつくり守るという意識を高める。 ・事業所や工場は、周辺環境と調和した緑化を推進する。
住民自治主体	・田園環境や集落付近にある鎮守の杜（社叢林(しゃそうりん)）や河畔林(かはんりん)などの保全に努める。 ・桜、もみじ、コスモス、ひまわりなど自然景観を活かしたイベントの開催に努める。 ・地域の自慢となる自然環境や観光資源を、地域住民が愛着と誇りをもって主体的に保全と活用に取り組む。
行政	・県の景観条例、屋外広告物条例などの制度の活用を行うとともに、制度内容を周知する。 ・公共施設などの景観・緑化に積極的に取り組むとともに、ボランティアリーダーの育成支援や緑化事業の啓発を行う。 ・公園は、地域住民の憩いの場でもあり、災害時における防災機能を担うため、適正な維持管理や整備に努める。

5 施策の展開

(1) 自然景観の保全

- ・人と自然が共生する里山景観を保全するため、農地の保全や里山景観などに配慮した開発指導を行います。

(2) 歴史的町並み景観の保全・継承

- ・景観条例（景観形成地区）の活用も視野に入れて、貴重な観光資源である歴史的建築物や町並みの保全に努めます。
- ・地区ごとの歴史・文化的景観を反映した建築物や町並みに調和した新たな景観を創出するとともに、地域の個性ある景観の継承に努めます。

(3) 秩序ある市街地景観の形成

- ・緑豊かな森林の保全や里山の眺望景観を確保するとともに、里山景観と調和した町並み景観を形成するため、市街地や集落地では、関係部署と連携し、県の景観条例などを活用した景観形成を促進します。
- ・インターチェンジ周辺や幹線道路などでは、景観に配慮した整備や維持管理に取り組むとともに、秩序ある沿道景観を誘導するため、屋外広告物条例等を活用し、景観を阻害する広告物への是正指導の強化に努めます。

(4) 公園・緑地の適切な維持・管理と緑化の推進

- ・うるおいのある緑豊かな市街地環境を形成するため、スポーツ施設、集客施設、観光資源など、公園緑地の適切な維持管理を行います。
- ・自治会や校区内の広場や集会施設などの身近なオープンスペースを確保するとともに、維持管理を行う地域組織に対する支援を行います。
- ・官民有地の緑化などの地域美化や地域景観の形成のため、花や緑づくり活動のリーダー育成やボランティア団体等への支援など、民有地における景観づくりを啓発します。

施策目標 3-1

【防災】
地域のつながりを強めて災害に備えよう

1 現状と課題

近年、日本各地で大規模な自然災害が相次いで発生しており、本市では、平成 26 年 8 月の丹波市豪雨災害により、甚大な被害が発生しました。

砂防工事や河川改修に加え、土砂災害特別警戒区域の指定に伴う地域ハザードの確認、自主防災組織における防災学習や防災訓練の実施など、ハード・ソフト両面において、被災した経験を踏まえた取組が市内各所で進められています。

また、丹波市豪雨災害の記憶を風化させることなく、経験と教訓を後世に継承し、丹波市豪雨災害で学んだ「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを深く刻むため、本市では「心 つなぐ」防災の日を制定しました。

一方、令和元年 6 月末現在、市内には土砂災害警戒区域が 1,467 箇所、特別警戒区域が 510 箇所あり、近年発生している豪雨災害の状況からすると、災害を未然に防ぐことは困難なため、災害を減らす取組が必要となっています。

さらに、高齢化が進むなかで、独居や高齢者世帯、また要介護者など、災害時に支援が必要となる要援護者の避難を助ける仕組みが重要となっていますが、支援が必要な人の把握とその支援体制が十分理解されず浸透していないのが現状です。隣人や自治会など共助が中心となって福祉避難所への受け入れ訓練を行うなど、有事に備えた関係機関との連携が必要となっています。

また、避難勧告や避難指示などの避難情報を発令しても、避難率が低いことも課題です。

2 5年後のまちの姿

- ・市民一人ひとりが防災意識を高めることにより、自助とそれを補う共助・公助が連携する安全で安心な地域社会づくりを進めています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	防災訓練を行っている自主防災組織数	災害発生時の行動を想定した防災訓練が重要であるため	67 組織	92 組織
2	災害時の避難場所を知っている市民の割合	避難場所をあらかじめ知っておくことが、迅速な避難行動につながるため	79.2%	85.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民一人ひとりが、防災について考え、また家族で話し合うことなどにより、自分の生命・財産を自分で守る自助が防災の基本であることを認識するとともに、防災意識の高揚と防災に関する知識の習得を行う。
住民自治主体	・自治会や自治協議会、自主防災組織において、防災訓練などにより、災害発生時の役割を確認し有事に実践できるよう取組を進める。 ・互いに助け合い、支え合う共助の大切さを認識し、防災訓練等を繰り返し開催するとともに、住民同士の協力や助け合いを促す。
行政	・避難所の環境を整え、河川整備等長期にわたる事業については、国・県等との連携を強化する。 ・災害時の情報をあらゆる媒体を通じ発信するとともに、地域防災計画に基づく災害予防と災害発生時の対応について、市民・事業者に周知する。 ・地域住民が集まる機会に併せて避難訓練の実施を呼び掛ける。 ・受援体制を確立するため、業務継続計画をもとに、受援計画の策定を進める。

5 施策の展開

(1) 防災情報の適時・的確な提供

- ・新たに整備された防災行政無線施設の適正な管理運営を行うとともに、市民に対し防災情報を適時・的確に情報発信できるよう日々の運用に努めます。

(2) 避難所の環境整備の推進及び主体的な運営体制の推進

- ・一時避難所となる自治会公民館等における防災用品等の充実に向けた助成の継続と、女性や要配慮者など避難所でのプライバシーの確保を行うための環境整備を図ります。また、避難所運営が地域住民等で主体的に行えるよう共助に対する関係者の推進体制をあらかじめ構築します。

(3) 防災・減災に向けた体制づくり

- ・地域における防災訓練の実施や地域の防災リーダーの養成、防災に係る講習会等の開催を通じ、防災・減災に対する意識の高揚と有事の際に速やかに行動ができる取組を進めます。
- ・「自分の命は自分で守る」という自助の取組が何にも増して大切であること、そして、地域で助け合い支え合う共助の取組、さらには、行政が安全安心な社会の構築に向けた取組を進め、防災・減災が図れるよう体制づくりを推進します。また、受援体制を確立するため、受援計画の策定を進め、迅速な対応が図れる仕組みを構築します。

(4) 迅速な被災地支援の実施

- ・被災した経験と多くの支援を受けた経験を踏まえ、近隣自治体や県下各地、また全国に至るまで、復旧・復興に向けた支援が行えるよう庁内の連携を図るとともに、南海トラフ地震を想定した対応計画の策定を検討するなど、広域的な災害時応援体制を構築し、大規模災害への応援体制を強化します。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市地域防災計画、市業務継続計画

まちづくりの目標3

あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち

施策目標3-2

【消防・救急】

みんながいつでも安心できる消防体制をつくろう

1 現状と課題

発生が予測できない自然災害や都市型事故など、消防需用が増加していることから、市民の安全・安心を確保するためには、人員、施設、装備などを充実させることで高度で安定した消防力を確保することや、市内の消防力の均衡化が必要です。

消防水利未整備地域における防火水槽の整備については、有利な起債を活用して推進していますが、地元自治会による候補地の選定に時間を要しています。老朽化した消防施設が増加するため、継続して整備していく必要があります。

年々増加傾向にある救急出動に対して、傷病者の救命効果を高めるためには、現場に居合わせた市民による応急手当と、救急隊による高度な救急処置とを迅速に施し、傷病に適した医療機関に搬送することが重要となっています。

本市の認定救急救命士（気管挿管や薬剤投与が行える救命士）数は、県内の平均より多く、救急隊の運用隊数も同規模消防本部と比較して充足していますが、継続して質の高い応急処置の提供体制を維持していく必要があります。

また、高度な処置を効果的に救命率に反映させるためには迅速な現場到着が必須であり、広い市域である本市にとって、現場到着に要する時間の地域差を短縮し、全国平均値の8.6分に近づけることが課題です。

2 5年後のまちの姿

- ・ 市民の防火に対する意識が向上するとともに、消防体制がより充実しています。
- ・ 市民による迅速・的確な応急手当と救急隊との連携により、多くの命が救われています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値（H30）	目標値（R6）
1	救急講習会受講者の割合	受講者数の増加が、迅速・的確な応急手当につながるため	6.3%	7.0%
2	住んでいる地域は防火意識が高いと感じている市民の割合	市民の満足度によって、施策の充実度を測ることができるため	45.7%	60.0%
3	救急隊の覚知から現場到着までの平均時間	迅速な現場到着が救命率向上につながるため	10.3分	8.6分

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、個々の防火意識を高め、自分の家から火災を出さない。 ・設置されている住宅用火災警報器を維持管理し、火災による被害を軽減する。 ・事業者は、防火管理責任を意識し、定期的な消防訓練に努めるとともに、AEDの設置を進め、その使用方法を含めた訓練を定期的に行う。
住民自治主体	・自治会等は、行政や消防団等と連携した防災訓練や救急講習会を定期的に行い、住民に積極的な参加を呼びかけることで、お互いに助け合える地域コミュニティづくりを推進する。
行政	・定期的に防災訓練や救急講習会などを実施し、防災意識の向上や応急手当の普及啓発に取り組むとともに、地域や事業者が実施する場合には積極的な指導・助言を行う。 ・緊急性がなく自分で病院へ行ける場合は救急車以外の交通機関を利用するなど、本当に必要な場合に救急車を上手に使うよう市民に理解を求めるとともに、救急講習会等に積極的に参加してもらい救命の連鎖を確立する。 ・住宅用火災警報器は、制度が開始されてから10年を経過していることから適切に維持管理することの広報活動を行い、設置率を維持する。

5 施策の展開

(1) 消防施設の充実

- ・消防施設、車両などの計画的な更新や消火栓及び消火栓器材の充実によって、火災の早期鎮火及び延焼拡大防止を図ります。

(2) 消防力の向上

- ・火災発生時には消防団のもつ力を最大限発揮できるよう、団員の確保や研修訓練に取り組むとともに、常備消防体制をはじめ、地域の事業者との連携や、消防に関する合同訓練などを実施することにより、消防力の向上に取り組みます。
- ・複雑多様化する災害による相対的な消防力の低下を踏まえ、近隣の消防本部との連携を検討するなど効率化を推進することで、さらなる消防力の充実をめざします。

(3) 防火・防災意識の向上や消防水利の整備・点検

- ・市民の火災予防及び防災に対する意識の向上や、災害発生時に地域での被害を軽減できるよう、消防団や自治会などと連携した積極的な訓練・指導を行います。
- ・自治会や消防団と連携して消防施設の定期点検を行うとともに、自治会と連携して防火水槽を設置し、消防水利未整備地域の解消に努めます。

(4) 救急車の適正配置などの救急体制の充足

- ・応急手当の必要性を啓発する救急講習会を開催し、市民誰もがAEDの使い方、応急手当の方法や手順を習得できるよう、市民の積極的な参加を促します。
- ・救急救命士（認定救急救命士を含む）の養成と資質の向上に努めるとともに、市民が公平に救急サービスを受けられる救急体制の均衡化を進めます。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン

1 現状と課題

本市における交通事故の発生件数は減少傾向となっているものの、高齢者が関係する交通事故の占める割合は、依然として高い状態が続いていることから、高齢者に焦点を当てた交通安全教育が必要となっています。

また、歩行者、自転車に対する安全対策や、道路管理者による道路交通環境の整備などを進める必要があります。

防犯活動は、街頭犯罪や侵入犯罪などが後を絶たない状況のなか、近年、地域の安全や安心に関する意識が高まっており、犯罪を未然に防ぐための防犯パトロールや各種キャンペーンなど、防犯活動のさらなる推進と犯罪の起こりにくい環境づくりが求められています。

消費者問題は、経済活動の変化や高度情報化の進展に伴い、様々な商品サービスや取引方法が生まれ、消費者の利便性が向上する一方で、悪質商法など複雑多様化した消費者トラブルが増加していることから、被害を防止する啓発活動の強化が必要です。

2 5年後のまちの姿

- ・市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通死亡事故がないまちになっています。
- ・「自らの地域は自ら守る」という防犯意識が高まり、犯罪のないまちになっています。
- ・消費者啓発と教育活動により、消費トラブルのないまちになっています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	交通事故発生件数 (人身事故)	交通事故を防止する活動の成果が測れるため	169 件	110 件
2	刑法犯罪認知件数	犯罪を防止する活動の成果が測れるため	235 件	170 件

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりの気持ちで交通安全に取り組む。事業者においても、従業員の交通安全教育に取り組む。 ・犯罪被害者とならないよう、自身の生命と財産を守ることを意識する。事業者においては、地域や行政の防犯の取組に協力する。 ・消費者として新たな犯罪手口等に関心をもち、消費者トラブルに巻き込まれないように意識する。
住民自治主体	・通学路の見守りなど、児童・生徒の事故防止活動に取り組む。 ・「自らの地域は自ら守る」という意識で、防犯活動や犯罪を抑止する環境づくりに取り組む。 ・青少年、高齢者が消費者被害に遭わないよう注視し、消費生活センターを紹介するなど被害防止に協力する。
行政	・市民、地域、関連団体、警察等と連携し、地域ぐるみで交通安全運動に取り組むことで、広く意識啓発を行う。 ・防犯協会の防犯パトロール活動等を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの設置の推進及び暴力団対策に取り組む。 ・消費者協議会と協力、連携し、消費者トラブルに関する情報発信に努めるとともに、消費生活相談によりの確な問題解決方法を案内する。

5 施策の展開

(1) 交通安全対策

- ・交通安全意識の高揚と交通マナーを向上させるため、市交通指導員会、丹波交通安全協会及び丹波警察署などと連携することで、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育の充実と高齢者の運転免許証の自主返納の促進を図り、市民参加型の安全啓発活動を推進します。
- ・道路管理者や警察と連携して、交通安全対策や交通規制に取り組めます。

(2) 地域による防犯活動の確立

- ・犯罪の発生を抑制するには「地域の監視の目」が重要であるため、防犯協会の活動を支援します。
- ・「自らの地域は自ら守る」をスローガンに、地域と行政が連携・協力して市民一人ひとりが防犯活動の一員である意識付けを啓発し、犯罪の起こりにくい環境づくりや情報提供など効果の高い防犯対策を推進します。

(3) 消費者犯罪の防止

- ・消費生活相談について、適正かつ迅速に対応するため、消費生活総合センターや弁護士などの関係機関と連携し、消費生活センターの機能を活性化させます。
- ・新たな手口の消費者トラブルからの被害を防止するため、広報紙や出前講座を活用し、犯罪手口に関する情報提供や相談方法の周知徹底を行います。

6 関連する計画

市交通安全計画

まちづくりの目標 4

美しい自然と環境を大切にす源流のまち

施策目標 4－1

【環境保全】

市民ぐるみで環境保全を進め、快適で住みよい丹波市にしよう

1 現状と課題

本市では、市域の 75%を森林が占めており豊かな自然環境に恵まれています。また、「水分（みわか）れ」と呼ばれる本州で一番低い中央分水界が通っており、太平洋側と日本海側の動植物が交ざり合っている生物多様性に富む地域も見られます。

しかし、このような豊かな自然環境も、林業をめぐる環境の変化に加え、人口減少や山林所有者の高齢化により、森林や里山の管理が不十分になり、荒廃が進んでいます。

生活環境の面では、人口減少に伴う空き家の増加、森林や農地、道路、河川などへの不法投棄、土地所有者不在の空地における雑草の繁茂等が目立つようになりました。また、市民参加型の環境美化活動の一環である丹波市一斉クリーン作戦では、参加者が年々減少傾向にあります。

これらの課題解決に向け、行政と市民が連携を図り、地域ぐるみで環境保全活動を実施する仕組みづくりが必要です。

2 5年後のまちの姿

- ・市民一人ひとりが環境保全に関心をもって暮らしています。
- ・市民・事業者、地域、行政の協働により、豊かな自然環境を保全する活動が実践され、緑に囲まれた美しく快適なまちが保たれています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	丹波市一斉クリーン作戦への参加者数	クリーン作戦への参加者数が、市民の環境美化への関心度を示すものであるため	11,760 人	12,000 人
2	丹波市一斉クリーン作戦ごみ回収量	市全体のゴミ投棄量を把握し、不法投棄防止の取組効果として示すため	4.6 t	6.5 t
3	住んでいる地域は、ゴミのないきれいなまちであると思う市民の割合	市民の満足度によって、施策の充実度を測ることができるため	66.3%	71.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民一人ひとりが環境保全への理解と関心を深め、主体的な環境美化の取組を進める。
住民自治主体	・地域活動として空き家、空地等の不法投棄防止の監視体制を充実させる。 ・不法投棄防止強化月間内において、不法投棄の監視パトロールを行う。 ・クリーン作戦の実施期間内で多くの動員が確保できるよう自治会ごとに実施日を定める。
行政	・市と地域が一体となって空き家、空地等の不法投棄防止の監視体制確立とその対応により、不法投棄撲滅をめざす。 ・地域市民へ環境保全への理解と関心を高めるため、情報発信を行う。 ・クリーン作戦を不法投棄防止月間に行い、市民の意識向上と参加者増員を図る。

5 施策の展開

(1) 環境保全に関する情報提供の充実

- ・市民一人ひとりが環境問題に対する認識と理解を深め、積極的に取り組むことができるよう、環境保全に関わる情報や地域の取組についての情報提供を充実させます。

(2) 自然環境との保全と創造

- ・広葉樹林の再生、希少種の保全、里山の整備・活用、河川の水質改善など、「氷上回廊」が育んだ自然環境を保全し、創造します。

(3) 環境美化の推進

- ・市民や地域が、地域の生活環境の保全に主体的に取り組むという意識を高め、一人ひとりが環境学習や美化活動を行い、美しいまちづくりを進めます。

6 関連する計画

市一般廃棄物処理基本計画、市環境基本計画（第2次）

まちづくりの目標 4**美しい自然と環境を大切にす源流のまち****施策目標 4－2****【低炭素社会】****地球環境にやさしい社会と暮らしを育てよう****1 現状と課題**

自然災害の激甚化・頻発化は現在、珍しくなくなり、毎夏には記録的な酷暑やそれに伴う熱中症の増加などが報道され、地球規模の気候変動の影響の拡大が懸念されています。

国では、昨年4月に閣議決定された第5次環境基本計画において、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効など脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえ、新たな文明社会をめざし、大きく考え方を転換すべきことが打ち出されました。

本市では、新エネルギービジョン（重点ビジョン）において、木質バイオマスエネルギー、太陽光発電、太陽熱利用を推進すべき重点エネルギーに位置づけるとともに、市面積の75%を占める森林資源を活かし、特に木質バイオマスエネルギーの普及推進に取り組んでいます。

今後、化石燃料の枯渇が予想されるなか、自然エネルギーへの転換が求められており、公共施設への自然エネルギー設備導入を促進させるとともに、地球環境にやさしい社会の実現に向け、費用対効果の高い方策を検討することが課題となっています。

2 5年後のまちの姿

- ・景観との調和を図りながら、森林資源などの自然エネルギー源を活用し、自立・分散型エネルギーの普及と地産地消が進んでいます。
- ・本市の豊かな自然から得られたエネルギーが日常生活や産業に活用され、低炭素社会が実現しています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値（H30）	目標値（R6）
1	住んでいる地域が、木質バイオマスなどの自然エネルギーの活用が以前よりも進んでいると思う市民の割合	市民の満足度によって、施策の充実度を測ることができするため	19.0%	50.0%

2	木の駅プロジェクトに参加した兼業農林家数（累計）	プロジェクトの推進が、エネルギーや経済の循環による持続可能な地域づくりにつながるため	97 人	175 人
3	市内の太陽光発電の設置件数（累計）	太陽光発電の設置が、低炭素社会の実現につながるため	2,818 件	4,200 件

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・自然エネルギーの活用や省エネなどについて理解を深め、個人・職場などそれぞれ身近なところから取組を行う。
住民自治主体	・地域や自治会単位で取り組める自然エネルギーの導入を促進する。
行政	・公共施設において、木質バイオマスや太陽光発電等の自然エネルギーを活用した施設の導入を推進する。 ・将来枯渇すると考えられている化石燃料を大切に使用するための情報提供を行うとともに、地球環境にやさしい社会の実現に向けた重要性を啓発する。

5 施策の展開

(1) 自然エネルギーの利用促進

- ・市役所をはじめとする公共施設に対し、自然エネルギー設備の導入促進、省エネの推進に向けた取組を進めます。
- ・枯渇が予想される化石燃料に依存するのではなく、本市にある自然資源（木質バイオマスエネルギー、太陽エネルギーなど）を活用し、循環型社会（経済）の実現に向け、地球環境保全や経済効果、地域活性化につながる自然エネルギーの研究・活用を促進します。
- ・「木の駅プロジェクト」を中心に森と人とを元気にし、地産地消による循環社会の構築と環境保全や地域再生を促進します。

(2) 低炭素社会の実現

- ・市民一人ひとりの地球温暖化防止など環境問題に対する意識が向上するよう啓発します。
- ・地域、事業者、市が協働し、プラスチック消費の抑制など、地球にやさしい社会の実現に向けた取組を行います。

6 関連する計画

市環境基本計画（第2次）、市地域新エネルギービジョン（重点ビジョン）

まちづくりの目標 4

美しい自然と環境を大切にす源流のまち

施策目標 4－3

【ごみ処理】

ごみの分別を徹底し、環境に配慮した循環型社会を形成しよう

1 現状と課題

循環型社会の形成に向け、廃棄物を資源化するリサイクル（再生利用）の推進を中心とした3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の推進に取り組んできました。

平成27年度に稼働した丹波市クリーンセンターは、リサイクル・環境学習の拠点として定着しています。新しいごみ収集システムをクリーンセンター稼働と同時に開始させ、ごみの資源化率向上のために資源物の分別の徹底を促してきました。

しかし、実際にはごみの資源化率の目標値を大きく下回っています。また、一人一日当たりのごみ発生量は、平成28年度以降は年々増加し、目標値を達成していません。

また、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）を含めた食品廃棄物の発生抑制は、環境負荷の少ない循環型社会をめざすうえで、重要な課題となっています。

こうしたことから、食品廃棄物を含むごみ全般に対して、発生抑制を中心とした意識啓発を実施し、本市の実情に応じた新たなごみの減量施策に取り組むことが求められています。

2 5年後のまちの姿

- ・市民、事業者、行政が協働することで、ごみの発生抑制・再利用・再生利用の意識が浸透しています。
- ・源流のまちとして、里山の美しい自然環境が守られた環境負荷が少ない循環型社会が形成されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値（H30）	目標値（R6）
1	一人一日当たりごみ発生量（全ごみ量）	ごみ排出抑制を測る数値であり、減少が必要なため	745.0g/日	732.3g/日
2	ごみの資源化（リサイクル）率	分別され、再生利用可能な状態での排出割合を測る数値であり、増加が必要なため	15.9%	18.7%
3	一人一日当たりごみ発生量（生活系ごみ）	家庭生活から出るごみ排出の抑制を測るため	503.4g/日	471.2g/日

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・再生利用（リサイクル）から、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を意識した生活への転換をめざす。 ・市民は、ごみを正しく分別し、再生利用しやすい排出をする。 ・事業者は、事業活動に伴うごみの減量及び適正に処理をする。
住民自治主体	・ごみ集積所の管理を通じた正しい分別、再生利用しやすい排出の指導をする。 ・環境学習や環境保全活動を開催する。
行政	・食品ロス削減など発生抑制を啓発する。 ・丹波市クリーンセンターを拠点として再生利用品の譲渡を進める。 ・新たな有価物品目の模索、焼却・埋立処分から再生利用へ転換できる品目を検討する。 ・効果的で適正なごみ処理、廃棄物処理施設の効率的な運営管理、市民が分別・排出しやすいシステムを検討する。

5 施策の展開

(1) ごみの発生抑制

- ・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、全国の自治体と連携して、食品ロス削減に向けた情報共有を図り、市内の飲食業者、食品関連事業者が展開できる取組を啓発します。
- ・生ごみをできるだけ出さない調理方法を学んでもらうため、エコクッキング教室を開催し、市民に対して食品廃棄物の減量化に向けた啓発を行います。
- ・大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、排出ごみを可能な限り資源物として効率的に利用できるよう、環境学習を開催して啓発します。
- ・市民をはじめ、公共施設や金融機関等の多量排出事業者に対して、ごみの適正な分別方法の徹底をホームページや広報紙で周知します。

(2) 再使用と再生利用の推進

- ・丹波市クリーンセンターに搬入された自転車、家具類等を使用可能な状況に点検、整備を行い市民に譲渡します。
- ・紙ごみや布団類については、焼却することなく、溶解処理してトイレットペーパーや長座布団や軍手等に再生する事業者へ譲渡して有効利用を図ります。

まちづくりの目標5**ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち****施策目標5－1****【学校教育】****生きる力を育む教育に取り組もう****1 現状と課題**

ふるさとに対する愛着や誇りをもち、地域づくりの将来の担い手として、互いに支え合い協力しながら主体的に行動する児童生徒の育成をめざし、保護者や地域で活動する人をゲストティーチャーとして招くなど、地域と一体となった教育に取り組んできました。

令和2年度から実施される新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示されました。その実現に向けて、学校と地域・保護者が子どもに関わる当事者として、これまで以上に目標やビジョンを共有し、地域の人的・物的資源を有効に活用するなかで、これからの予測困難な時代を生き抜く子どもたちに必要な力を育んでいくことが求められています。そのためには、これまでの「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと転換し、地域に誇りをもち自分たちの未来を創る人づくりを市民総がかりで推進していくことが必要です。

学力向上については、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要があります。また、「いじめ・暴力ゼロサミット」を開催し、児童生徒がいじめを許さない強い気持ちをもち、主体的に解決しようとする態度を育成してきましたが、地域住民を巻き込んだいじめ・暴力ゼロ市民運動にまでは至っていないのが課題です。

2 5年後のまちの姿

- ・ICTを活用した協働学習や主体的・対話的で深い学びを実現する授業を通じて、子どもたちが「学び続ける力」「新しい価値を創造する力」「社会で自立できる力」を身につけ、自分たちの未来に向かって主体的に行動する人が育っています。
- ・学校、家庭、地域が子どもたちの成長に直接かかわる当事者として学校運営に参画することで「地域とともにある学校」づくりが推進でき、ふるさとに愛着や誇りをもてる人が育っています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合（小6、中3）	将来の夢や目標を持っていることが、これからも学び続ける力へとつながるため	79.9%	84.9%

2	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると答えた児童・生徒の割合（小6、中3）	地域や社会の問題等を自分事として捉えることが、ふるさとへの愛着につながるため	60.7%	70.7%
---	---	--	-------	-------

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・めざす子ども像を共有するとともに学校運営に参加するなど、子どもたちを育む当事者として活動する。 ・家族のふれあいを通じて、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する思いやり、自尊心や自立心、社会的マナーを身につける場であることを認識し、子どもの心安らぐ場としての家庭をつくる。 ・職務で培った事業のノウハウだけでなく、働く意義や、地域のなかで成長すること等を事業者が子どもたちに伝える機会をもつ。
住民自治主体	・学校と保護者と力を合わせ、地域とともにある学校づくりに努める。 ・めざす子ども像を共有するとともに学校運営に参加するなど子どもたちを育む当事者として活動する。 ・ふるさとの教育資源を学校と共有するなど、学校と協働してよりよい教育環境づくりに努める。
行政	・学校・家庭・地域が子どもたちの成長に直接かかわる当事者として学校運営に参画できるよう学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を推進する。 ・多様に変化する社会に対応し自らの生涯を生き抜く力を培う、次世代を生き抜く学力を育成するための授業改善を推進する。 ・学校、家庭、地域や関係機関との連携体制の構築を図るとともに、子どもたちが安心して学び、自己有用感を高められるような居場所づくりを推進する。 ・丹波市のフィールドを活かした教育を推進し、ふるさとの「ひと」「もの」「こと」にふれ、地域とのつながりを感じる機会の充実を図る。

写真などを挿入する予定

5 施策の展開

(1) 次世代を生き抜く学力の育成

- ・多様化する社会に対応し自らの生涯を生き抜く力を培い、次世代を生き抜く学力を育成するため主体的・対話的で深い学びを実現する指導方法の工夫改善を推進します。
- ・ICTを活用した協働学習・個別学習を推進するとともに、プログラミング的思考の育成を図ります。
- ・幼児期から外国語に触れる機会の充実や海外の学校との交流の推進等により、自分の世界を広げるコミュニケーションツールとしての外国語指導の充実を図ります。

(2) 豊かなこころの育成

- ・いじめの傍観者にならないための取組を充実するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組みます。
- ・学校、家庭、地域や関係機関との連携体制の構築を図るとともに、子どもたちが安心して学び、自己有用感を高められるような居場所づくりを推進します。

(3) 健やかな体の育成

- ・子どもたちの体力や運動への興味・関心を高め、体育やスポーツに親しむ機会を充実し、体力・運動能力の向上を図ります。
- ・日常生活における安全確保のため、地域と連携した防災教育を通じて実践的な理解を図り、自他の生命を大切にし、安全な生活をおくる基礎となる資質や能力を育成します。

(4) 丹波市のフィールドを活かした教育の推進

- ・自らの諸感覚を働かせ体験を通した自然との関わりの中で、自然に接する関心や意欲を高め、そこから主体的に問題を見いだす学習活動の充実を図ります。
- ・丹波市の自然豊かなフィールドを活かし、地域の教育力や教育資源を活用し、ふるさとの「ひと」「もの」「こと」にふれ、地域とのつながりを感じる機会の充実を図ります。

(5) 幼児教育・保育の推進

- ・認定こども園への訪問指導や研修会の充実を図ることにより、高い専門性と指導力のある保育教諭を育成し、乳幼児の発達段階に応じた教育・保育を推進します。
- ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園と小学校との円滑な接続を図るため、幼児教育・保育の内容の充実や指導方法の工夫改善に取り組みます。

(6) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

- ・共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、特別な支援を必要とする子どもたちが、切れ目ない一貫した相談・支援が受けられるよう、関係機関との連携を深めます。
- ・すべての子どもたちの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、授業のユニバーサルデザイン化及びアセスメントに係る教職員の指導力の向上を図ります。
- ・子ども多文化共生サポーター等の活用により、外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、多文化共生社会の実現をめざす教育を推進します。

(7) 人権教育の推進

- ・すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、差別や偏見、いじめを許さない意識の醸成を図ります。
- ・教職員が人権問題に正しい認識をもち、インターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等、新たな人権課題について理解を深め、指導力の向上を図ります。

6 関連する計画

第2次市教育振興基本計画

写真などを挿入する予定

1 現状と課題

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題や急速な社会環境の変化と向き合いながら、持続可能なまちづくりを進めるためには、市民が主体的に学び、学んだ知識や技術等を地域づくり活動や市民活動に生かし、新たな学びへと挑戦する「知識循環型生涯学習」の推進が必要です。

その方策として、多くの市民が学びへ参加することができる社会教育が必要であるとともに、市民活動支援センターを拠点として、その培った力をNPO法人や市民活動団体など多様な主体と連携・協働させ、まちづくりに積極的に関わる人材を育成することが必要です。そして、こうした一連のまちづくりの活動を行うためには、高齢者や女性、障がいのある人、外国人などに配慮し、それぞれの持っている力が十分に発揮できる環境を整備する必要があります。

スポーツ面では、誰もが気軽に取り組み、楽しみながら健康を増進することができる生涯スポーツ社会を実現する必要があります。

情報端末の普及により手軽に書籍などの情報を入手できるようになり、図書館の利用者が減少する傾向にあります。本が好きな市民の読書活動を支援するだけでなく、市民の生涯学習や課題解決を支援する施設であることを積極的に周知し、図書館の魅力を伝えていく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・市民と行政が協働し、学びを通して地域課題を解決する取組が多くなされています。
- ・図書館が、市民の学びの場として多く利用されています。

写真などを挿入する予定

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	学びの活動で身につけた知識や技能を生かしたいと思う市民の割合	学んだ成果を生かそうとする市民の割合を把握するため	34.2%	40.0%
2	週一回以上のスポーツに取り組んでいる市民の割合	年齢に関係なく誰もがスポーツに取り組む社会をめざすことを目標としているため	44.0%	50.0%
3	1年以内に図書館資料を借りたことがある市民の割合	図書館利用率から現状を把握するため	12.4%	12.6%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	- 生涯学習や生涯スポーツに関心を持ち、学びや交流の場を創出する取組に積極的に参画する。 - 生涯学習や課題解決のための身近な施設として、図書館や生涯学習施設、地域のコミュニティ拠点施設を活用し、学びで得た知識や技術を地域づくり活動や市民活動に活かして、持続可能な地域づくりを推進する。 - 事業者は、行政や地域などが行う生涯学習、生涯スポーツ等の活動に積極的に参加するとともに社会的責任から社会貢献事業に積極的に取り組む。
住民自治主体	- 生涯学習事業（スポーツ他）に、地域における取組やボランティアによる協力体制を拡充させるとともに、個人の持つ知識や技術を活かせる場づくりに努める。 - 家庭や地域での読書機会の確保や子ども司書認定者が地域で活躍できる機会を提供し、子どもの読書活動を推進する。
行政	「知識循環型生涯学習社会の実現」をめざし、地域の課題解決に向け、市民が主体的に取り組む学習活動や市民活動を積極的に支援し、地域の担い手となる市民の増加に向けた取組を進める。 - 多様な主体によるまちづくり活動の連携を図る。 - 健全な青少年育成のため、地域の多様な主体が積極的に関わりを持つ仕組みをつくる。 - 高齢者や障がいのある人など、生涯学習事業に参加が困難な人に配慮した学習環境の整備に努める。 - 市民がいつでも安心して利用できるよう、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の適正管理と機能充実を図る。 - 図書館は、市民の生涯学習活動に対し、資料や情報を提供し、支援する。 - 市民の身近な課題解決に役立つ施設としての機能を強化する。 - 市民の読書活動の支援だけでなく、生涯学習や課題解決を支援する施設であることや図書館のサービスの内容を周知し、図書館の利用を促進する。

5 施策の展開

(1) 生涯学習の支援

- ・生涯学習基本計画に基づき、「知識循環型生涯学習社会の実現」をめざし、市民が主体的に取り組む学習活動や市民活動を積極的に支援し、地域の担い手となる市民の増加に向けた取組を進めます。
- ・持続可能なまちづくりのため、市民活動支援センターを拠点として、NPO法人や市民活動団体など多様な主体との連携推進を図ります。

(2) 地域社会で「育み、活かす」学びの推進

- ・青少年がいきいきと生きる意欲を持ち、豊かな人間性や規範意識・社会性等を身につけるため、多様な活動に積極的に取り組むことができる環境を整備するとともに、地域が積極的に学校運営や学校外活動に協力するなど、地域ぐるみで青少年を育成する社会教育の充実を図ります。

(3) 人生 100 年を通じた学びの推進

- ・地域における学習活動の推進と在宅での学習支援の充実に努めます。
- ・福祉、人権、環境、消費生活等幅広いテーマに対応し、ライフステージに応じた「まなび」を支える取組を進めます。
- ・青少年、高齢者、障がいのある人、外国人、学習活動に困難を抱える人々に対し、すべての住民が支え合い、社会に参画できるよう学習機会の提供等を行います。

(4) スポーツの振興

- ・スポーツ推進計画に基づき、個々のライフスタイルに合ったスポーツの推進とスポーツの活動拠点となる施設については機能充実に努め、スポーツ実施率の向上に努めます。

(5) 図書館の課題解決支援機能等の充実

- ・住民生活、仕事、農業などのあらゆる分野における個人や地域の課題解決を支援するための機能を充実し、身近な情報拠点として図書館の活用を推進します。

(6) 市民協働による図書館運営の推進

- ・図書館サポーター、読書ボランティアが図書館運営に参画し、市民目線による図書館サービスの質の向上をめざします。

(7) 生涯学習施設、社会教育施設の管理運営

- ・生涯学習施設整備方針により、指定管理者制度を導入するなど管理運営経費等の削減に努める一方で、施設運営面でのサービスを向上させ、施設を有効に活用し団体活動を支援します。

6 関連する計画

第2次市教育振興基本計画、市生涯学習基本計画、市スポーツ推進計画、市生涯学習施設整備方針（適正配置計画）、市子ども読書活動推進計画（第2次）

写真などを挿入する予定

1 現状と課題

子どもたちが、安心して学び、楽しい学校生活を過ごすためには、質の高い教育を支える環境の整備が必要です。

そのため、安全・安心な学校施設や空調設備・トイレの洋式化など施設面はもちろん、ICT環境などの学びのための教育面や、学校、家庭、地域が協働し「地域とともにある学校」づくりを推進する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）といったソフト面で取組を進めてきました。そのなかで、コミュニティ・スクールは地域に十分広がっている状況でないことから、保護者や地域が当事者意識をもって学校運営に参画できるようにする必要があります。

学校給食では、安全・安心な学校給食を提供するために、将来にわたる給食施設のあり方について検討していく必要があります。学校給食の地産地消化は、地場農産物を利用した食育を推進するため、市学校給食用農産物生産者連絡協議会等と連携し、地場農産物の使用割合を高めていく必要があります。

また、教職員の長時間労働が社会問題となるなか、働き方改革を推進していくためには、研修や事務の効率化を進めていく必要があります。そのためにも、子どもの学びの環境を下支えする教育委員会の機能充実を図り、PDCAサイクルによる効率的な教育行政運営と情報発信を推進していく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・学校、家庭、地域が連携・協働を進め、より多くの主体が子どもたちの成長を支える活動に参画しています。
- ・教職員の資質・能力の向上と、働き方改革の推進により、教職員が熱意をもって子どもたちの多様な学びに対応しています。

写真などを挿入する予定

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	住んでいる地域は、子どもたちが安全・安心な教育環境のなかで学習していると思う市民の割合	安全・安心な教育環境は、学びを支える重要な要素であるため	64.3%	70.0%
2	地域の人々が学校と連携・協働して子どもの成長を支えていると思う市民の割合	「地域とともにある学校」づくりを測る重要な指標であるため	－	<u>80.0%</u>

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・学校運営に参画し、めざす子ども像を共有する。 ・子どもの心安らぐ場としての家庭をつくる。 ・地域での見守り活動などに積極的に参加し、安全な通学を確保する。
住民自治主体	・学校運営に参画し、めざす子ども像を共有する。 ・学校外における多様な体験の場と機会を提供する。 ・地域の保護者への子育て支援を通じ連携を深める。
行政	・地域や関係団体に出向き、「地域とともにある学校づくり」推進のため、良好な関係を築く。 ・教育委員会と市長部局の連携を強化し、学校教育と社会教育の両輪で子どもたちの学びと成長を支える。 ・教職員の資質・能力の向上と学校の組織力強化や業務改善の推進により、子どもたちにとって楽しい学校生活を提供する。

5 施策の展開

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールを活用することで、地域の人々と目標やビジョンを共有し地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を積極的に推進します。
- ・小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築し、多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備します。

(2) 教職員の資質・能力及び学校の組織力の向上

- ・OJTを活かした校内研修を充実し、各学校の課題に応じた研究に取り組むとともに、教職員のキャリアステージに応じた研修を進め、実践的指導力や専門性、組織マネジメント力の向上を図ります。
- ・教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、市立学校業務改善計画をもとに業務改善をより一層推進します。

(3) 学校給食の充実

- ・丹波市学校給食運営基本計画に定めたロードマップに沿って、厨房機器の更新や、調理業務及び配送業務の契約更新を進めます。
- ・地場農産物の利用拡大に向け、生産・流通システムの新たな仕組みづくりを、生産者組織等と調整します。

(4) 安全・安心な学習環境の整備・充実

- ・丹波市学校施設整備計画に基づき、施設の長寿命化対策、老朽化対策、非構造部材の耐震化、バリアフリー化、防災機能の充実を進めます。
- ・特別教室のエアコン設置や自然環境に配慮した教育環境を整備します。
- ・通学路の安全対策のため、保護者や地域の協力を得て見守り活動を強化するほか、歩道の整備、横断歩道の設置などについて、関係機関と連携を図り、児童生徒の通学時の安全を確保します。

(5) 学校適正規模・適正配置

- ・山南地域では、令和5年4月開校をめざし、山南中学校と和田中学校を統合した新設中学校を整備します。
- ・市島地域では、5小学校の統合について地域の教育を考える会から提言があったことを踏まえ、PTAや地域との意見交換をもとに統合について協議します。
- ・各学校の現状や国の動向等を見極め、「学校適正規模・適正配置基本方針」を見直し、子どもたちにとって、よりよい教育環境について、市民と共通理解を図ります。

(6) 教育委員活動の活性化

- ・総合教育会議や定例の教育委員会等により、教育施策への提案や各種事業に対するチェック機能を高めていきます。
- ・議会、学校現場、社会教育委員等との意見交換により、関係機関との連携を強化し教育施策に反映します。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、第2次市教育振興基本計画、第5次市学校施設整備計画、市学校施設長寿命化計画、第2次市学校給食運営基本計画、市立学校適正規模・適正配置基本方針

写真などを挿入する予定

まちづくりの目標5

ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち

施策目標5－4

【人権・男女共同参画・多文化共生】

お互いを認め合い、多様性を尊重し合う社会をつくろう

1 現状と課題

少子高齢化や高度情報化が進むなか、価値観や生活スタイルの多様化により、人権課題は多岐にわたり、複雑化しています。このようななか、市民一人ひとりが人権について理解を深め、多様性を認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を積極的に進める必要があります。

また、本市が将来にわたって活力あるまちを持続していくためには、行政、市民及び事業者等が協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組む必要があります。

さらに、社会経済のグローバル化により、外国人住民が年々増加しているため、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、安心して暮らすことができる多文化共生社会を構築する必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・市民が人権学習会や講演会等に積極的に参加し、人権について理解を深め、日常生活のなかで人権に配慮した行動をしています。
- ・誰もが家庭、地域、職場などあらゆる分野において、責任を分かち合いながら、その個性と能力を発揮し、いきいきと暮らしています。
- ・市民の多文化共生についての理解が深まり、外国人住民は地域の構成員として社会に参画する機会が増え、安心して暮らしています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	住んでいる地域は、人権が尊重されていると思う市民の割合	人権が尊重されていると感じる市民の割合を増やすことが重要であるため	32.7%	62.7%
2	1年以内に人権についての学習会等に参加したことがある市民の割合	人権学習会等への参加により、人権意識を高めることが重要であるため	35.1%	65.1%
3	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する市民の割合	固定的な性別役割分担意識の変化が重要な指標であるため	－	64.0%
4	生活支援相談等通訳者派遣及び翻訳業務の年間件数	外国人住民が安心して暮らせることにつながるため	4件	20件

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・地域や職場等で開催される人権学習会に参加し、人権を正しく理解する。 ・人権が尊重される職場づくりや企業活動を行う。 ・男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努める。 ・男女が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努める。 ・外国の文化や生活習慣などの理解を深め、外国人住民との交流を深める。
住民自治主体	・様々な人権課題や地域が抱える課題についての学習会を積極的に開催する。 ・運営や活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会を確保し、男女がともに能力を発揮できる環境を整備するよう努める。 ・外国人住民に地域行事への参加を促すなど、外国人住民が地域を支える担い手として活躍できる環境づくりを推進する。
行政	・人権について学ぶ機会の提供と人権意識の高揚に向けた啓発活動を行う。 ・丹波市男女共同参画推進条例及び第3次丹波市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に努める。 ・外国人住民を支援するための行政サービスの提供に努め、外国人住民にとって暮らしやすいまちづくりを進める。

5 施策の展開

(1) 人権教育・人権啓発の推進

- ・家庭や学校、地域、職場、団体など、あらゆる場と機会を通して、様々な人権課題や差別、偏見の解消に向けた人権教育に取り組みます。
- ・人権尊重についての理解を深め、これを体得することができるよう各種団体と協働して人権啓発活動に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ・男女共同参画に対する意識が定着するよう、あらゆる機会を通じた啓発や広報に取り組むとともに、男女共同参画センターにおいて、相談業務や講座の開催、情報提供などを実施します。
- ・政策、方針決定過程への女性の参画や地域においての女性の視点が活かされる取組などを推進します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発や環境整備に取り組めます。

(3) 多文化共生のまちづくり

- ・多文化共生について理解を深める機会の提供や多言語による情報提供の充実、日本語を学ぶ機会の提供など外国人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ・丹波市国際交流協会や関係機関と連携し、外国人の生活上の悩みについて実態把握に努め、支援のあり方について検討を進めます。

6 関連する計画

第2次市人権施策基本方針、第3次市男女共同参画計画、第2次市教育振興基本計画

まちづくりの目標5

ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち

施策目標5－5

【文化芸術】

地域の文化芸術を守り、育て、活かそう

1 現状と課題

多くの市民が文化芸術に親しみ心豊かに生きるためには、市民が主体となり、本市ならではの文化芸術を守り、育て、活かしていく必要があります。令和元年度に、文化芸術の中長期の方向性を示す丹波市文化芸術推進基本計画を策定しました。

一方、美術館で特別展・企画展を、文化ホールで舞台芸術を開催していますが、入場者が増えない傾向にあり、事業展開を工夫する必要があります。魅力ある美術館、人をひきつける文化ホール、特色ある丹波市展など、今日の多様なライフスタイルに合う形で文化芸術に親しめる環境づくりが求められています。

また、歴史や文化財への市民の関心も高まってきており、地域の歴史を学び理解しようとする市民の動きが活発になるなか、文化財の新たな魅力の掘り起こしや保存・活用することの重要性が増しています。

2 5年後のまちの姿

- ・文化芸術の鑑賞・体験ができる機会の充実が図られ、「行ってみて良かった」「良い時間が過ごせた」「心が安らいだ」と感じる時間を過ごせています。
- ・文化芸術活動が活発に行える環境整備が進んでおり、文化芸術に携わる人が増え、若手の芸術家が少しずつ育成されています。
- ・子どもたちの記憶に残る文化芸術の鑑賞・体験機会が増えたことにより、豊かな感性や情操を育むとともに、生まれ育った郷土への愛着が醸成されています。
- ・文化芸術に関わる人たちで一つの輪ができ、魅力ある楽しいまちになっています。また、少しずつ交流人口が増え、祭り等の伝統文化や歴史的な街なみが活用されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	1年以内に市内の文化ホール等が行う舞台芸術・音楽コンサートや美術館等が行う美術展等へ行ったことがある市民の割合	舞台芸術公演や美術展への関心が高まっているかを測るため	33.5%	<u>40.0%</u>
2	1年以内に地域の伝統芸能や伝統行事へ参加した、または鑑賞したことがある市民の割合	地域に対する誇りや愛着の醸成ができていないかを測るため	51.9%	<u>57.0%</u>

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・文化芸術活動の担い手として、文化芸術に関わる自主的な活動を行う。 ・市民自らが、地域の歴史文化遺産に関心をもち、保存・活用に関わるとともに、文化財の所有者・管理者は適切に保存・管理する。 ・美術・芸術に関心をもち、ワークショップ、講演会や講座に参加する。
住民自治主体	・自治公民館活動として文化祭等を開催し、文化芸術に参画する地域づくり・人づくりを推進する。 ・地域の文化財や地域に伝わる伝統行事、古文書等の歴史文化遺産を守る。
行政	・文化ホールや美術館事業の実施、文化芸術団体への支援、アマチュアアーティストに対する育成支援等を行い、市民の文化芸術に対する関心を高める。 ・個人や団体等が所有する文化財の保存管理を支援する。 ・美術館に親しんでもらえるよう魅力ある展覧会や各種講座の開催に努める。

5 施策の展開

(1) 文化ホール事業の充実

- ・観客増に向け、市民アンケートやホール事業推進会議の意見を聞きながら、市民ニーズに合った魅力あるホール事業を展開するとともに、アマチュアアーティスト育成支援事業など、市民と行政が協働し、よりよいコンテンツの企画・開催に努めます。
- ・子どもの情操と感性を豊かにするため、舞台芸術をより身近に感じる体験型のワークショップ等を充実します。

(2) 市展開催事業の拡充

- ・丹波アートコンペティション（展覧会）として拡充開催することで、本市を広くPRし、文化芸術活動を推進します。

(3) 文化団体の支援

- ・市文化協会等をはじめとする文化団体の活動を支援し、自立を促進させるとともに、本市の文化芸術活動に関する情報発信を強化します。また、文化芸術活動の担い手育成（後継者）への支援を推進します。

(4) 歴史文化遺産の保存活用と継承

- ・歴史文化遺産を次世代へ継承していくため、文化財の保存・修復、記録や掘り起こしに努めるとともに、身近な地域の史料に触れる機会の提供と文化財の利活用に努めます。また、氷上回廊の価値を実感できるよう水分れ資料館（フィールドミュージアム）をリニューアルすることで、地域への誇りや愛着を育みます。

(5) 文化芸術の推進

- ・県や関係団体と連携し、優れた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。
- ・学校と連携し、美術鑑賞教室・親子ワークショップ等を充実し、子どもたちが美術と触れ合える場を形成するとともに、市内外の人々に親しまれ魅力ある美術館をめざし、ホームページの活用など様々な広報活動を行い、入館者が増加するように努めます。

6 関連する計画

市文化芸術推進基本計画、第2次市教育振興基本計画

まちづくりの目標 6 丹波力を活かした創意ある元気なまち

施策目標 6-1

【商工業】

地域の商工業を守るとともに、未来に挑戦できる企業を支えよう

1 現状と課題

商業では、人口減少やインターネットなどの情報通信技術の発展により、販売環境や消費活動の流れが大きく変化しています。これに加えて、後継者不足が大きな課題となっており、小規模店へのきめ細やかな支援が求められています。

工業では、長期にわたる景気低迷による生産拠点の海外移転や消極的な設備投資を脱却し、事業活動が活発化してきています。一方で、労働力となる人材不足が顕著となっており、有効な対策がなければ経済活動を停滞させる恐れがあります。

市内への新規企業立地、工場等の増設や設備投資は、雇用の創出や地域経済活性化に好影響を与えるものであるため、各産業に合った人材の確保をはじめ、きめ細やかな中小企業支援、本市が誇る地域特性や魅力を活かした産業の育成、企業立地を促進する必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・市内商工業者は、商工会等の商工関係団体の協力や支援により、市民の雇用、市民生活の支えとなって事業活動を展開しているとともに、農商工業者の連携により、地域資源を活用した高付加価値の商品開発が行われたことで消費拡大が進み、地域経済が活性化しています。
- ・業種間の枠を超えた交流が生まれ、地域特性を活かした産業が育ち、中小企業の経営が安定しています。
- ・企業の進出、既存事業所の規模拡大が進み、従業者がライフスタイルに応じて能力を最大限に発揮できる事業所や就業人口が増加しています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	企業誘致件数	企業誘致を推進することが産業の活性化と雇用の拡大につながるため	2 件/年	2 件/年
2	丹波市産業振興支援拠点の相談件数	起業や商工業者の経営課題解決への支援が商工振興につながるため	－	300 件/年

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民は、消費活動の基本を市内に置き、市内で生産、製造及び加工される製品の購買、消費など一人ひとりが地域経済活性化の意識をもつ。 ・事業者は、事業活動の向上及び改善により経営基盤の強化を図るとともに市内雇用の拡大に努め、従業員がライフスタイルに応じて能力を最大限に発揮できる就労環境づくりに努める。
住民自治主体	・地域は、地元企業の事業活動をよく理解し、協力に努める等地域ぐるみで産業活性化の意識をもち、まちづくりの推進に努める。
行政	・商工会等と連携し、企業がより進出しやすい環境、誰もが起業しやすい環境を整備する。 ・中小企業への有益な情報の提供、各種支援制度や融資制度の利用促進により、中小企業の経営安定に向けた支援を充実する。 ・商業地については、これまで実施してきた中心市街地活性化基本計画における各種事業のノウハウを活かして支援を行う。

写真などを挿入する予定

5 施策の展開

(1) 企業立地の推進

- ・地域未来投資促進法に基づく基本計画に沿って、本市の地域特性を活かした産業分野（ヘルスケア分野、ものづくり分野、農林業地域商社分野、観光分野など）の企業誘致を促進します。特に、ヘルスケア分野では、健康・医療・福祉関連産業の集積に向けた効果的な誘導策の検討を進めます。
- ・誘致候補地を中心に企業誘致活動を行いながら、「居抜き物件」についても積極的に紹介するとともに、市所有の新たな立地候補地の整備検討も進め、大規模企業だけでなく、中小規模の企業も含めた誘致に努めます。

(2) 人材の確保

- ・市内企業への若者の地元就職やU・Iターン就職を促進するため、近隣高校、関西圏の大学と連携しながら、人材の確保に努めます。
- ・職場環境や労働条件の改善など、働き方改革に取り組む企業を支援することで多様な働き方を推進し、広く人材の確保に努めます。

(3) 商業の活性化

- ・柏原駅周辺では、まちづくり会社と連携しつつ地域の歴史性や中心市街地活性化事業等の実績を活かし、賑わいと活力を創出するとともに、他地域の商業・集客施設との連携のあり方を研究します。また、各地域の商店街では、地域の高齢者等にとって日常に欠かせない生活利便施設としての役割も求められており、商業環境の改善や地域住民の利用促進を図ります。

(4) 既存中小企業への支援

- ・商工会等の関係機関と連携して企業の振興に努め、市内経済の活性化を促進します。
- ・地域資源を活かし、農商工の連携を促進します。

(5) 新規起業の支援

- ・地域の特性を活かしたビジネスや社会貢献等の機会を創出するため、若者及び女性、第二創業、農業、林業、商工業等の様々な階層、分野等の起業を支援します。
- ・丹波市産業振興支援拠点「Biz ステーションたんば」を拠点として、商品開発や、販路開拓をはじめとする新たな事業展開や経営課題の解決に取り組みます。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市観光・商工業ユニティプラン、市中心市街地活性化基本計画（第2期）、地域未来投資促進法に基づく基本計画

写真などを挿入する予定

1 現状と課題

農業では、T P Pの発効、米の生産調整の廃止や農業者のセーフティネットである農業保険法の改正など、国際的にも国内的にも大きく環境が変化しています。そのようななか、農業従事者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害などが要因で耕作放棄地や不作付地が増加し、美しい田園風景に象徴される農業・農村の環境の悪化が危惧されています。

今後は、農業の担い手の確保・育成、特産物のブランド化、有機農業を中核とした環境創造型農業の推進に加え、生産量を確保するための農業者のネットワーク強化を図る取組が重要となっています。

林業では、近年の木材需要の低迷や林業の採算性の悪化等により、経済的価値の薄れた放置森林が拡大しています。手入れ不足となった未整備林では、集中豪雨等によって山腹崩壊を招く要因の一つとなります。土砂災害の防止や水源の涵養機能など、本来森林が持つ公益的（多面的）機能の回復・保持の重要性について、市民、行政、森林事業者など幅広い関係者が再認識するとともに、行政は、森林所有者や自治会等地域の実情や林況を正確に把握しながら取組施策等を選択・提案する必要があります。

また、森林整備の推進による肥沃な森林土壌の育みは、下流域の耕地に上質な水資源を供給し、食の安全・安心に寄与するとともに、景観形成や国土保全などの多面的機能だけでなく、地球温暖化防止の観点からも注目されています。このように農林業には密接な関わりがあり、豊かで元気な農村地域の形成にはその連携が重要です。

2 5年後のまちの姿

- ・集落営農組織や認定農業者などの経営体に後継者が存在し、農（みのり）の学校卒業生、企業の農業参入や農福連携の取組など、新たな就農者が地域農業の担い手として定着しています。
- ・市民、事業者が小豆、黒大豆、栗など知名度の高い農産物のブランド力を活かして、生産量が拡大し、加工、流通、販売、消費へと、地域内に循環する仕組みが構築されています。
- ・農地管理、農作業管理のI C T化が進み、経費の節減、省力化に取り組んでいます。
- ・成熟したスギやヒノキが積極的に伐採・搬出されることで、様々な用途に応じた丹波市産材の利活用が推進され、素材生産・製材・建築関連業の成長産業化をめざした取組が始まっています。
- ・断熱性や調湿・空気清浄機能等、木のもつ特性が広く市民に理解され、多くの丹波市産材が住宅建築に用いられています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	有機農業実施面積	有機農業の促進が、環境創造型農業に寄与するため	50.6ha	52.7ha
2	森林整備（造林事業）による搬出材積	素材生産量を林業・木材産業活性化の指針としたため	14,700 m ³	25,000 m ³

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・農業後継者の育成・確保に努め、環境創造型農業に取り組む。 ・農地・森林の適切な維持管理に努め、鳥獣被害の自己防衛措置に取り組む。 ・J Aは、農産物の販売、営農支援に積極的に取り組む。 ・農産物関連のイベントの実行委員会に主体的に関わる。 ・森林所有者としての責務（個人財産を守る＝地域の安全、地域の景観、地域の生態系等の保全）を認識し、森林整備の意義や重要性を理解する。 ・森林組合やその他林業事業体は、地域ニーズや林況に応じて、効果的な森林整備を計画し、森林所有者へ森林づくりの方向性を明確に提示する。 ・素材生産（川上）、製材（川中）、建築（川下）業界関連事業者は、需給ニーズの共有等連携を強化する。 ・木の良さを知り、木材利用の意義を理解する。
住民自治主体	・地域で農地を守るため、集落営農組織を設立するとともに、既存の集落営農組織は、経営の安定化に向けた新規就農者の積極的な受け入れなど持続可能な経営体としての基盤づくりに努める。 ・地域を囲む鳥獣防護柵を共同設置し、適正な維持管理に努める。 ・地域力を活かした整備活動や、公的な整備施策などの選択肢から、地域内で合意形成し、先人から受け継いだ地域の財産を後世へ繋いでいく方法を共有する。
行政	・耕作放棄地の発生の防止や解消に向けた支援体制を構築する。 ・丹波市ブランドを確立し、環境創造型農業を推進する仕組みをつくる。 ・集落営農組織設立に向けて、資料提供、優良事例紹介、支援チームによる助言を行うとともに、新規就農者を確保し、地域とのマッチングなど定着しやすい仕組みをつくる。 ・農林業のICT化、企業の農業参入や農福連携の取組を推進し、農林業の裾野を拡大する。 ・「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税活用事業」等を効率的に運用するため、市内林業事業体や木材コーディネーター、市民参画型活動組織の代表者等で構成する「丹波市森林（もり）づくり協議会」と連携し、市民や業界のニーズに沿った施策・仕組みをつくる。 ・林業、木材産業関連事業者相互に連携と協働を図り、木材利用の推進に努める。

5 施策の展開

(1) 安定した農林業経営の推進

- ・農林業経営の効率化を図るとともに、農林業の担い手の確保や所得拡大を図るため、環境創造型農業や農商工連携の取組を推進します。
- ・地場農産物を使った学校給食への食材の提供、採れたて野菜の直売など、地産地消に取り組めます。

(2) 特産物の振興

- ・「丹波大納言小豆」は、産地として品質の向上と生産の安定及び販路拡大を支援するとともに、販売需要の高い「丹波栗」「丹波黒大豆」は、生産面積の拡大や栽培技術の向上を行います。
- ・有機農業や農商工連携の取組を推進し、丹波市産農産物の優位性を得るとともに、県、ＪＡ等と連携してブランド力の創出に取り組めます。
- ・「丹波大納言小豆」、「丹波黒大豆」、「丹波栗」など本市を代表するブランド農産物をはじめ、旬の特産物の良さ、価値の高さをＰＲするイベントを実施し、生産者や加工業者と直接交流できる機会の創出により、丹波市ファン獲得を推進します。

(3) 担い手の育成・確保

- ・集落営農組織や認定農業者を地域農業の中心的な担い手として位置づけ、新たな集落営農組織の設立や経営体の法人化を図るとともに、既存の集落営農組織のステップアップに向けた支援を行います。
- ・農（みのり）の学校の受講生や新規就農者に対して、技術・資金・農地・住まいなど幅広い就農相談を関係機関と連携しながら実施し、総合的な支援を行います。
- ・農業参入に意欲のある企業や農福連携に取り組む事業者を新たな担い手と位置づけ、地域の活性化や雇用の創出につながるよう支援を行います。

(4) 鳥獣被害対策

- ・捕獲活動や被害防止柵の設置を推進するとともに、県との連携により野生動物育成林の整備や鳥獣被害対策サポートチームと連携し、獣害に強い集落づくりに取り組めます。また、捕獲した鹿の有効活用を図ります。

(5) 遊休農地の解消

- ・地域農業の未来設計図である「人・農地プラン」の策定を推進するとともに、農地利用最適化推進委員や多面的機能支払交付金事業に取り組む地域と連携し、遊休農地を解消していきます。

(6) 林業普及推進員と地域ニーズを踏まえた森林整備の推進

- ・市民や自治会等が抱える森林に関する課題等を一緒になって考え、林業事業体や行政へ橋渡しができるような“森林に関する案内人”である「林業普及推進員」を自治会等地域へ派遣します。森林の公益的機能や森林資源の大切さや、その活用方法を認識できる機会をもつことで、森林への関心離れを抑止し、具体的な整備施策への展開を図ります。
- ・林業普及推進員が、事業地の林況やマンパワー、将来への森林（もり）づくりの展望

等、自治会などの地域ニーズに沿った方策を考え、その地域に合った整備施策を提案します。整備施策は、丹波市森林（もり）づくり協議会で効果検証・フォローアップを行います。

(7) 丹波市産材の利用推進

- ・「森林の多面的機能の回復・保持をめざす森林整備」、「用材としての木材資源の効率的な循環」、「環境にやさしい木質燃料の推進」、「木育を通じた次代の子どもたちへの関わり」、これら４点を掲げた公共建築物等における木材利用推進方針「丹の木づかい推進プラン」に基づき、整備が可能とされる公共施設の木造・木質化への取組を推進します。

6 関連する計画

市農業・農村振興基本計画、市鳥獣被害防止計画、市森林づくりビジョン、市森林整備計画、丹の木づかい推進プラン

写真などを挿入する予定

まちづくりの目標 6**丹波力を活かした創意ある元気なまち****施策目標 6-3****【観光】****おもてなしで来訪者を迎え、丹波市の魅力を伝えよう****1 現状と課題**

本市には、舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道の結節点である春日インターチェンジがあり、阪神間と但馬・丹後地方を結ぶ交通の要所となっています。しかし、本市を訪れる観光入込客数は、年間約 200 万人前後とほぼ横ばいが続いており、観光客の約 95%が日帰りとなっています。また、市民アンケートの結果を 6 年前と比較しても、観光に関する満足度が低下し、不満足度が増加しています。

平成 29 年度から取り組んできたシティプロモーションでは、地域資源を磨き上げるとともに外部活力を呼び込み、様々な手段で地域活性化を図ろうと活動主体をスタートアップさせることができました。この成果を活かし、引き続きここにしかない地域資源を活用して交流人口を増加させるなど、地域の活性化を図る必要があります。

氷上回廊（水分れ）や丹波竜など、ここにしかない地域資源を磨き上げつつ、本市ならではの“食”を味わえるなど観光資源の魅力を高める仕組みづくりが重要です。魅力ある地域資源をわかりやすく伝える情報発信や、交通アクセスの充実、市民の「おもてなしの心」の醸成も必要となります。

また、「宿泊をしない」「食事をするところが少ない」「土産物を買わない」など、観光関連の消費活動が低調であることも課題です。

2 5年後のまちの姿

- ・魅力ある観光地や本市の特産品を使った食事や土産物が楽しめます。
- ・観光に係る環境整備が進み、観光客の満足度は高まり、リピーターが増加しています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	年間観光入込客数	観光の取組の成果が測れるため	226 万人	270 万人
2	来訪者の満足度	丹波市へのリピーターを増加させるため	75.0%	80.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・観光資源の発掘・研磨・活用に努める。 ・おもてなしの心を醸成する。 ・地域の歴史、伝統文化や恐竜化石といった世界に誇ることのできる資源を認識し、誇りに思う気持ちを育てる。
住民自治主体	・地域活性化・経済活性化のため、観光資源を使って、交流イベントの企画・開催を主体的に行う。 ・消費経済の増加による地域活性化をめざす。 ・地域の歴史、伝統文化や恐竜化石といった世界に誇ることのできる資源を次代に継承する。
行政	・地域に積極的に関与し、観光資源の発掘・研磨・活用に努める。 ・好調なインバウンドを受け、多言語パンフレットを作成し、きめ細やかな観光案内を行う。 ・観光インフラの整備を行う。 ・人材育成及び観光推進組織（DMO）設立の支援を行う。

5 施策の展開

(1) 観光資源の魅力を高める

- ・シティプロモーションの成果を踏まえ、本市を代表する農産物「丹波大納言小豆」、「丹波黒大豆」、「丹波栗」の丹波三宝など「丹波市ブランド」を磨き上げます。
- ・歴史・文化・自然等の魅力を高め、多くの観光客を呼び込むとともに、市内外への周遊性を高めます。
- ・新たな観光ブランドの発掘・開発と、道の駅「丹波おばあちゃんの里」を観光客のニーズに沿ってハード・ソフト両面を充実させます。

(2) ストレスを感じることなく、観光を楽しめる環境を整備する

- ・磨き上げられた観光資源の上質さを積極的に発信するとともに、すべての旅行者がストレスなく快適に“旅の喜び”を実感できるようおもてなしの向上と観光拠点の整備を進めるなど環境づくりを推進します。

(3) 丹波市の観光を基幹産業化する

- ・地域資源を活用した旅行商品や“コト消費”につながる観光商品の企画・開発などを通じて、観光客の誘客を推進し、観光産業の発展を図ることにより、“お金儲け”ができる、魅力ある「観光地域づくり」を進めます。
- ・DMOによる戦略的な観光振興策の展開、宿泊施設の整備推進、食事と土産物が楽しめる環境整備を進めます。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市観光・商工業ユニティプラン

まちづくりの目標 6

丹波力を活かした創意ある元気なまち

施策目標 6-4

【恐竜】

恐竜を活かしたまちづくりの輪を広げよう

1 現状と課題

丹波竜の里計画に基づく恐竜化石発見現場周辺の整備を平成 28 年度に完了し、丹波竜化石工房ちーたんの館展示物の継続的な充実、特別展・ワークショップ・丹波竜フェスタ等の開催や効果的な広報活動などを行ったことにより、化石工房の来館者は順調に増加しています。

また、篠山層群を活用した環境学習等（セミナー・自然学校等）を実施し、自然や篠山層群の環境を通じ、学校教育、社会教育に活用してきました。

化石発掘現場の調査は、県立人と自然の博物館により化石発見当初から毎年調査が行われました。6 次発掘調査まで継続されたものの、その後は本格的な調査はありませんでしたが、平成 30 年度に卵化石を中心とした化石発掘調査が行われました。

また、恐竜を活かしたネットワークの拡大では、平成 30 年 12 月 2 日に、につぼん恐竜協議会の第 1 回総会を開催しました。現在 5 自治体の加入となり、今後は、恐竜を活かしたまちづくりにむけて、自治体間の連携を進めていく必要があります。

2 5 年後のまちの姿

- ・エドゥケーターの配置、展示内容の充実により化石工房の機能拡充を図り、誘客のコア施設である元気村かみくげの石割発掘体験と連携することで交流人口が増加しています。
- ・新たなワークショップや学習プログラムの開発により、学校教育、社会教育に活用しています。
- ・恐竜を活かしたネットワークの拡大として、恐竜化石を活かしたまちづくりを行っている自治体と連携協力を強化し、恐竜を活かしたまちづくりが推進されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	丹波竜化石工房への年間延べ来場者数	丹波竜化石工房の集客力を測るため	65,407 人	70,000 人
2	丹波竜ホームページの年間延べアクセス数	丹波竜への興味関心を測るため	129,267 ビュー	135,000 ビュー

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・丹波竜、ちーたんを活用した商品開発や販売を行う。 ・地域イベントでのちーたんの着ぐるみ等の活用によるPRを推進する。 ・化石工房が実施するイベントやワークショップに参加する。
住民自治主体	・丹波竜化石等を地域資源として活用し地域の活性化を図る。 ・丹波竜発見現場周辺、発電所記念館の適正な維持管理を行う。 ・元気村かみくげの運営の充実を図り、化石工房との連携により交流人口を増やしていく。
行政	・化石工房の展示内容の機能充実を進め化石工房の誘客を図る。 ・セミナーやワークショップ、特別展を開催し、魅力ある施設づくりを進める。 ・広報紙やホームページ、メディア等を活用し、丹波竜やちーたんの情報発信等啓発活動を積極的に進める。

5 施策の展開

(1) にっぽん恐竜協議会を活かした全国的な取組の展開

- ・協議会加入の自治体とのイベント等による相互交流や情報発信等の連携協力を行い、新たな連携先の拡大を図ります。

(2) 丹波竜化石工房の更なる充実

- ・エデュケーターの配置、化石工房の展示内容の充実により機能拡充を図り、丹波竜化石工房の誘客を図ります。
- ・エデュテインメント（楽しみながら学ぶ）を基本として、セミナーやワークショップの充実とともにマニアから子どもが集う魅力ある施設づくりを進めます。

(3) 発見現場の活用

- ・発見現場周辺の活用については、地元の協力を得ながら、恐竜化石だけでなく、豊かな自然環境を活かすと共に、篠山層群一帯をフィールドミュージアムとして位置づけ、体験学習を通じ自然や人々の豊かさや大切さを再認識しながら、恐竜が生きていた時代のロマンを実感できるような効果的な事業を推進していきます。
- ・化石発掘調査は、県立人と自然の博物館と連携し、調査継続に向けて調整します。

1 現状と課題

人口減少は、働き手・担い手である若者の減少や地域の賑わいの喪失につながり、本市では、その影響が顕著になりつつあります。そのため、移住・定住促進が喫緊の課題であり、市外の人に住みたくなる魅力あるまちづくりを進めることで、定住の促進と市外からの移住者の増加を図る必要があります。

そのためには、単に移住定住相談だけではなく、移住希望者のニーズを把握し、市内の空き家等の住まい情報や市内の事業所等の仕事情報、先輩移住者と地元住民が参加する人をつなげる交流イベントの開催など、移住希望者のニーズに応じたきめ細やかで魅力ある情報発信と事業実施が有効です。

また、定住に至らなくても、本市と継続的かつ多様な形で関わり、地域行事などに積極的に関わろうとする「関係人口」を拡大することは、地域活性化により影響を与えます。首都圏などの都市部と双方向で互恵的な交流を進めることは、地域活力の向上につながることから、他の自治体や企業との交流を一層進める必要があります。

また、市民自身が本市に愛着や誇りをもつことに積極的になることが、本市の魅力を発信することの一つになります。「このまちと ともに～丹波市の歌～」や市民憲章などを通じて、本市の良さを感じる取組が求められています。

2 5年後のまちの姿

- ・在住者や移住者などの市民が、長年住み慣れた地域で安全・安心に住み続けています。
- ・本市と継続的かつ多様な形で関わり、地域行事などに積極的に関わろうとする「関係人口」が地域の活力を高めています。

写真などを挿入する予定

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	たんば“移充”テラスの移住相談窓口の相談件数（年間）	移住相談の増加が、人口減少の抑制及び移住定住の促進につながるため	2,355 件	2,400 件
2	相談窓口を利用して移住した世帯数（年間）	移住者の増加が、人口減少の抑制につながるため	29 世帯	30 世帯
3	住まいるバンク成約件数（年間）	住まいるバンクの成約が人口減少の抑制につながるため	39 戸	50 戸
4	ふるさと住民登録者数（累計）	市外在住の丹波市ファンであるふるさと住民登録者数が関係人口を測る指標となるため	393 人	1,000 人

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民が地域に関心をもち、住民同士で交流を深めることにより地域の魅力を再発見する。 ・移住者に対し、積極的な交流に努める。 ・たんばの仕事への情報提供に協力する。 ・たんば“移充”計画における移住者同士や自治会役員等との意見交換会、交流会への積極的な参加に努める。 ・「このまちと ともに～丹波市の歌～」や市民憲章を知って、その良さや丹波市の魅力を周囲に伝える。
住民自治主体	・移住者に対する積極的な受け入れ体制の整備と地域内での交流に努める。 ・たんば“移充”計画における移住者同士や自治会役員等との意見交換会、交流会への積極的な参加に努める。 ・「このまちと ともに～丹波市の歌～」や市民憲章に親しむ機会をつくることで、普及に努める。
行政	・たんば“移充”テラスにおいて、移住希望者に対するきめ細やかな対応と移住後のフォローアップを行う。 ・移住希望者に対して、住まいるバンクを活用して移住定住につながる支援を行う。 ・たんばの仕事において、市内事業所への情報収集と移住希望者に対する情報提供を行う。 ・たんば“移充”計画において、移住者同士や自治会役員等との意見交換会、交流会を開催し、人と人とのつながりを促進する。 ・「このまちと ともに～丹波市の歌～」や市民憲章を、メディアなどを活用して、普及に努める。

5 施策の展開

(1) 移住相談窓口業務

- ・移住希望者が、気軽に移住の相談をしたり、ニーズに応じた情報を入手したりできる窓口を設置し、移住希望者に寄り添ったきめ細やかな相談対応を行うとともに、移住後も、生活・仕事に関する相談や、交流事業の情報提供などを行います。

(2) 仕事情報サイト「たんばの仕事」の運営業務

- ・市内事業所や地域への訪問・広報により、移住希望者のニーズ等に合った求人情報や地域が求める人材・ボランティア情報などを発信します。

(3) 移住定住促進業務

- ・移住希望者や移住者、移住者を応援したい人など、参加者を広く募集し、意見交換会や交流会等を開催するとともに、マスメディアに注目されるよう戦略的なPRを実施します。
- ・移住者が意見交換会や交流会等を通じて、移住者同士や地域との交流を深めることで移住後に充実した生活を送り、移住者からその情報を広く発信してもらうことで、人のつながりによるさらなる移住定住促進を図ります。
- ・都市部に住む移住希望者に対して、2週間程度のお試し移住を実施することにより本格移住につなげ、さらに滞在期間中のお試し移住情報を発信してもらうことで、本市の魅力を発信します。

(4) 関係人口の拡大

- ・他の自治体や企業との交流を推進し、双方向で互恵的な連携につなげます。
- ・ふるさと納税やふるさと住民登録制度を活用して積極的に丹波市の魅力を発信することで、丹波市ファンの拡大に努めます。

(5) 市民の本市への愛着や誇りの醸成

- ・様々な音楽に係るイベントや行事で、「このまちとともに～丹波市の歌～」や市民憲章に触れる機会がもてるように促すとともに、メディアの活用など定着・普及に弾みがつく取組を推進し、市民の本市への愛着や誇りの醸成に努めます。

6 関連する計画

市住生活基本計画

写真などを挿入する予定

まちづくりの進め方 1 (まちづくりの目標 7)	市民が主役の豊かな地域力の向上
-----------------------------	-----------------

施策目標 7	【参画と協働】 参画と協働のまちづくりの推進
--------	---------------------------

1 現状と課題

深刻化する少子高齢化や価値観・生活スタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、本市を取り巻く社会は大きく変化を続けています。

また、地域特有の生活課題や災害時の課題など多様で複雑化する課題に対応するため、住民自治主体に求められる活動は増加しており、担い手や活動資金が不足している現実もあります。

このような状況に柔軟に対応するためには、従来の画一的な行政によるサービスの提供だけではなく、市民協働を拡充し、地元企業やNPO法人、福祉事業所、各種団体などと連携を図りながら、多様な担い手による地域支援が必要となっています。

市民が住み慣れた地域に住み続ける生活スタイルを実現するためには、地域それぞれに求められている日常生活に必要なサービスを行政や事業者によるものだけでなく、住民自治によって住民相互に顔が見える距離感で提供する「参画と協働」による自治組織をめざす必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・丹波市自治基本条例に定める自治協議会の役割を明確にし、本市の支援制度が改善されたので、各地区の特徴に応じた組織運営によって、多様な自治活動が展開されています。
- ・住み慣れた地域で豊かに暮らし続けるために、行政と多様な団体が協働し、様々な地域課題の解決が図られ、いくつかの住民自治組織では小規模多機能自治の考え方に基づく住民自治が確立されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	「自治基本条例を知っている」と回答した市民の割合	条例の周知が参画と協働の推進につながるため	31.5%	41.6%
2	地域活動が活発化していると思う市民の割合	地域への参画を促し、多様な主体と連携した取組を行うため	41.5%	56.5%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・日頃から市政に関心をもち、まちづくりの担い手として積極的に参画する。 ・地域内の人間関係を広げ、互いに顔見知りの関係（面識関係）を築く。 ・生涯学習活動の成果を課題解決に向けた実践活動として展開する。 ・事業者は、地域における社会的責任から社会貢献事業に積極的に取り組む。
住民自治主体	・個人では解決できない課題について、地域で協力することで、より広域的な課題解決に取り組む。 ・地域団体や市民活動団体が新しい公共の担い手として成長する。 ・すべての住民が参加・参画できる地域組織として組織体制を見直す。 ・各地域の地域づくり計画を再確認し、必要があれば見直す。
行政	・住民自治に関する理解を深めるための啓発を実施するとともに、地域活動への参画に向けて情報を発信する。 ・参画と協働の理念のもと、それぞれの地域に相応しい地域組織の確立への支援を行う。 ・自治協議会と自治会、多様な団体との連携を促進する。 ・各地域の地域づくり計画の見直しを支援するとともに、その地域づくり計画を促進する。

5 施策の展開

(1) 自治基本条例の啓発

- ・参画と協働の理念のもと、地域と行政が協働のパートナーとしてあるべき姿を相互に理解し、信頼関係を深め同じベクトルに向けて歩むための軸として、自治基本条例の啓発に努めます。

(2) 参画と協働の整った地域組織の確立

- ・令和元年度に提言された「自治協議会のあり方」に基づき、地域組織の確立に向けた支援を行います。
- ・“みんなで楽しくまちづくり”が行えるよう、地域は、地域のあるべき姿を自らが考え、行政は、各地域に相応しい支援を行います。

(3) まちづくりの主体となる人や多様な団体への市民活動の支援（市民活動支援センター）

- ・市民活動や地域づくり活動に積極的に取り組む市民を増やすため、活動団体情報やイベント情報の提供を行います。
- ・市民が主体となった活動を継続するため、各種相談や専門的なセミナーの開催など、市民活動団体や地域づくり団体の団体強化につながる支援を行います。
- ・多様な主体による活動の広がりを目的とした交流事業を促進します。

6 関連する計画

市自治基本条例、市まちづくりビジョン、参画と協働の指針、自治協議会地域づくり計画、市生涯学習基本計画

まちづくりの進め方2 (まちづくりの目標8)	将来を見据えた計画的で効率的な行政経営
---------------------------	---------------------

施策目標8	【行政経営】 市民のニーズに合った行政運営と選択と集中による財政運営
-------	------------------------------------

1 現状と課題

本市では、第1次、第2次行政改革の取組により、合わせて約154億円の効果額があり、財政状況は比較的安定した状態を維持しています。ただ、社会経済情勢の変化から生じる多様化・複雑化する地域課題に適切かつ柔軟に対応し続けるためには、財政状況の安定化が不可欠です。

このことから、平成28年度からの第3次丹波市行政改革プランでは、持続可能な行財政運営の基盤の確立に向けたビジョン（将来展望）として、(1)持続可能な財政の確立、(2)効率的・効果的な行政体制の整備、(3)経営資源の有効活用、(4)自主財源の確保の4つの基本方針を示し、一定の成果をあげています。

一方、本市の予算規模では、合併特例債を活用した事業が完了していきませんが、防災・減災に関する普通建設事業等の拡大傾向が続き、事業に充当できる一般財源は減少傾向にあります。今後の財政収支見通しでは、一般財源ベースで歳入が約200億円程度にまで縮小すると見込んでいることから、引き続き財政（歳出）構造の見直しが課題です。

また、市民ニーズを満たすためには、市民へのきめ細やかな情報発信、市民意見の積極的な収集・活用、行政手続きの利便性向上といった市民との関わりの強化が重要であり、取組を強化していく必要があります。

2 5年後のまちの姿

- ・「あれもこれも」から「あれかこれか」へ、選択と集中を重視した行政経営が進んでおり、行政と多様な主体が役割と責任を自覚しながら、一層の協働の取組が推進されています。
- ・組織力強化と職員能力向上により、市民ニーズや権限移譲等による事務量増加等に対応できているとともに、職員がその能力を十分に発揮できる効率的・効果的な「働き方」に変革していることで、効果的な施策が展開されています。
- ・市民利用の不便性や、施設の維持管理経費が嵩むなどの課題がある庁舎分散の欠点などを早期に解消するため、行政機能が集約され、安全で経済的・合理的な行政運営を可能とする統合庁舎の整備について検討が進められています。
- ・様々な情報発信媒体（広報紙・ホームページ・SNS等）から市民や事業者等が必要な行政情報を適時、適切に入手し利活用されています。また、広く市民の意見や提案が各種施策に反映され、効果的に施策が展開されています。
- ・ICTの活用により各種行政手続等が電子化（オンライン化）され、時と場所を選ばず便利に利用されています。

3 まちづくり指標

No	指標	設定の考え方	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	行政運営に市民ニーズが反映されていると回答した市民の割合	市民アンケート調査の実施結果を上回る数値を目標とする	15.4%	20.0%

4 役割分担

項目	内容
市民・事業者	・市民、事業者それぞれができることを考え、実行する。
住民自治主体	・地域でできることは地域で行うことを基本に、隣近所、自治会、自治協議会それぞれができる事業に取り組む。
行政	・市民や事業者、住民自治主体に市の状況を十分説明した上で、市民のニーズを十分把握した事業やサービスを実施する。 ・行政機能の集積と業務を集約し、市民の安全安心及び生活上に密着するニーズに迅速に対応する行政機能を構築する。 ・国の動向や地方財政の将来見通し等の情報を収集し、限られた財源の効率的な運用を図る。 ・地域協働の推進と受け手となる主体を育成する。

5 施策の展開

(1) 持続可能な財政の確立

- ・回復傾向にある市税収入を可能な限り維持し、毎年連続して経常的に収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）の範囲で予算を編成することを原則とします。また、市債の新規借入額は、元金償還額を基準に中長期的な視点で市債残高の縮減を図るよう努め、徹底した歳入確保及び歳出抑制策を進めます。
- ・経済事情の変動等による減収、災害対応など、不測の事態に備える財政調整基金の重要性が増すことから、標準財政規模に対する適正な規模を設定し、積立額を確保します。
- ・市税等の未収金は、回収強化に努めるとともに、手数料・使用料等の受益者負担は、公平性や受益者負担の原則に基づき、他自治体等との比較を含め確認し、必要に応じて見直します。
- ・ふるさと納税、ネーミングライツの募集等の推進により、各種収入増加策などに取り組みます。

(2) 効率的・効果的な行政体制の整備

- ・行政の遂行体制の基盤の強化、本市の組織力強化と職員の能力を高める仕組みを通して、多様化する市民ニーズや権限移譲による事務量増加等に対応できる体制づくりを進めます。
- ・職員一人ひとりがもてる能力を十分に発揮できる効率的・効果的な「働き方」に変革

します。

(3) 経営資源の有効活用

- ・行政評価により経済性や効率性・有効性の視点に立ち、より効率的・効果的な行政経営をめざします。
- ・公共施設等総合管理計画に基づく取組を全庁的に推進し、将来における修繕や更新等の費用を把握し、平準化する仕組みづくりを検討します。
- ・現状の行政サービスについて、ハード（施設）とソフト（機能）で分けて考え、施設を減らしながらも、機能の維持・充実をめざした公共施設の再編を進めます。
- ・経費や効果を比較した上で、民間にできることは可能な限りアウトソーシングを行うとともに、新たなテクノロジーの積極的な活用により効率化を進めます。

(4) 統合庁舎のあり方の明示

- ・本庁舎は、建築後 40 年以上が経過しており、耐用年数は残り 10 年未満となっています。統合庁舎の整備には、基本構想や基本計画の策定・建築工事など、竣工までに長い期間を必要とすることから、現庁舎の大規模改修が必要となる時期や庁舎整備事業基金の積立額を考慮しつつ、本計画期間内に基本構想の策定に着手するよう努めます。
- ・統合庁舎の整備にあたっては、その財源となる庁舎整備事業基金の積立額が、整備に係る市負担額の 5 割以上となるよう計画的な積立を行います。

(5) 効果的な情報発信と広く市民の意見等を聴く機会の提供

- ・情報取得手段が多様化する中で、市民をはじめ市内外に迅速かつ的確に情報提供することが求められており、広報紙やホームページ、SNS など様々な情報発信媒体を活用し効果的で分かりやすい情報発信に取り組みます。
- ・様々な世代の市民の意見や提案を聴く機会を設け、その意見や提案を各種施策に反映する仕組みを構築します。また、情報公開を意識した行政情報のオープンデータ化をめざします。

(6) 電子自治体の推進による市民サービスの利便性の向上

- ・行政サービスがより便利に、もっと簡単に享受できるよう ICT を活用した電子自治体を推進します。また、安全で安心な電子自治体を構築するため情報セキュリティ対策にも併せて取り組みます。

6 関連する計画

市まちづくりビジョン、市定員適正化計画、市丹の里創生総合戦略、第 3 次市行政改革プラン、市行政改革アクションプラン、市公共施設等総合管理計画

参考資料

1 諮問書

諮問第 20 号

丹波市総合計画審議会

第 2 次丹波市総合計画（後期基本計画）について（諮問）

丹波市は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次丹波市総合計画」を策定し、「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～」を将来像とし、これを具現化するために、基本計画として「6 つのまちづくり目標」と「2 つの進め方」を掲げ、その達成に向けて取り組んできました。

本市の総合計画は、基本構想を 10 年間としその計画の目標年次を平成 36 年度としていますが、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、基本計画においては、前期基本計画（5 年間）と後期基本計画（5 年間）と分割しています。

このたび、前期基本計画の計画期間が平成 31 年度をもって終了することから、今後も引き続き本市のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的に、「第 2 次丹波市総合計画（後期基本計画）」を策定したいので、丹波市総合計画審議会条例（平成 16 年丹波市条例第 24 号）第 2 条の規定により諮問します。

平成 30 年 11 月 27 日

丹波市長 谷口 進一

2 答申書

(答申後に挿入)

3 丹波市総合計画審議会条例

平成16年11月 1 日

条例第24号

改正 平成21年 3 月13日 条例第 3 号

平成24年 3 月 8 日 条例第 1 号

平成24年 9 月20日 条例第34号

平成26年 3 月10日 条例第 4 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、丹波市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市総合計画及び新市建設計画に関する事項について、必要な調査と審議を行い、市長の諮問に答申することを職務とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市教育委員会の代表 1人

(2) 市農業委員会の代表 1人

(3) 市内の経済団体の代表 5人以内

(4) 公共的団体の代表 10人以内

(5) 識見を有する者 5人以内

(6) 公募による市民 10人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、過半数の委員が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月10日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(丹波市地域審議会の設置に関する条例の廃止)
- 2 丹波市地域審議会の設置に関する条例（平成16年丹波市条例第23号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の丹波市総合計画審議会条例の規定により委嘱されている委員の任期は、改正後の丹波市総合計画審議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 丹波市総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属	役職	備考
市教育委員会の代表	深田 俊郎	丹波市教育委員会	教育長職務代理者	
市農業委員会の代表	古倉 一郎	丹波市農業委員会	会長	
市内の経済団体の代表	大木 玲子	丹波市商工会	事務局長	
	足立 昌彦	中兵庫信用金庫	本店営業部長	
	杉本 達也	(一社)丹波青年会議所	理事長	
公共的団体の代表	大野 亮祐	丹波市自治会長会	会長	副会長
	足立はるみ	(一社)丹波市観光協会	事務局長	
	長井 克己	丹波市社会福祉協議会	会長	
	塩谷 泰久	丹波市身体障害者福祉協議会	会長	
識見を有する者	秋山登久男	丹波市防災会	会長	
	丹生 裕子	県立柏原病院の小児科を守る会	代表	
	谷水ゆかり	NPO法人 Tプラス・ファミリーサポート	理事長	
	中川 幾郎	帝塚山大学大学院	名誉教授	会長
公募による市民	小村 香織			
	竹岡 正行			